

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成26年 3 月 17 日 (月曜日)

予算・決算委員会

平成26年3月17日（月曜日）午前9時00分 開会

本日の委員会に付した事件

第87号議案	「質疑・討論・採決」
第43号議案	「質疑・討論・採決」
第44号議案	「質疑・討論・採決」
第45号議案～第51号議案	「質疑・討論・採決」
第52号議案	「質疑・討論・採決」
第53号議案～第72号議案	「質疑・討論・採決」
第73号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	鈴木達雄	副委員長	加藤芳夫				
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	山崎祐一	村田康助	
	山口洋一	下江洋行	白井倫啓	長田共永	滝川健司	中西宏彰	
	丸山隆弘	鈴木眞澄	菊地勝昭				
議長	夏目勝吾						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議事調査課長 中島 勝 書記 伊田成行 今野千加

開 会 午前9時00分

○鈴木達雄委員長 ただいまから、予算・決算委員会を開会します。

本日は、3月12日の本会議において本委員会に付託されました第87号議案 平成25年度新城市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び第43号議案 平成26年度新城市一般会計予算から第75号議案 平成26年度新城市工業用水道事業会計予算までの34議案を審査いたします。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合、質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いいたします。

それでは、第87号議案 平成25年度新城市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第87号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって第87号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第43号議案 平成26年度新城市一般

会計予算を議題とします。

これより歳入1款 市税の質疑に入ります。最初の質疑者、村田康助委員。

○村田康助委員 歳入1款、市税についてお伺いします。

法人市民税が大きく増額になっております。その根拠といますか、どのような理由か、経済的な要因なのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 それでは、法人市民税につきましては前年度当初予算比1億9,435万9,000円、率としましては48%程度の増となった予算を組んだところでございます。

積算に当たりましては、予算編成の調整時期、これは10月上旬でございますけれども、この時期に次年度業績見通し調査、これを市内主要事業所36社に対して実施、算出の参考としているところでありますが、多くの事業所におきましては一時期の景気後退を脱したと見込んでおります。この調査結果と収納実績を勘案、積算する方法で調整をさせていただいております。

また、過去の決算においても新市合併以降毎年1割程度の増加で推移をしていましたが、平成20年のリーマンショックに伴う世界的金融危機による日本経済の景気後退、本市においてもこの年度の決算から減少に転じてしまいました。

しかし、22年度以降は企業業績の回復傾向に伴い、1割から2割程度の増に好転し、24年度決算では増加が顕著で、特にこの年度から市内1事業所の業績が大幅に向上、全体でも前年度比5割強の増収となっております。

現在、今年度の収納見込みを精査する中、この事業所の予定納税の動向を考慮し、6億円を超える収入と見込んでいるところであります。

このことを踏まえ、26年度においては過去2年間の動向を見きわめるとともに、経済状況の推移を見込んで前年度当初予算額に比べ

て48.46%の増としたところでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 村田康助委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、43号議案一般会計ですけれども、歳入1款市税、個人滞納繰越分、ページ数は15ページでございます。

滞納繰越分の主な発生要因は何か。また、5年の時効成立に関わる滞納分も含まれているのか、お聞きいたします。

○鈴木達雄委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 お答えします。

滞納者は、それぞれいろいろな事情を抱えておられます。

失業や病気、大きな負債などで納めるに納められない方もおられますし、収入や預金など担税力があるにもかかわらず納税催告に全く応じない悪質な滞納者もおります。

ご質問の滞納繰越分の主な発生要因としましては、長引く景気低迷の影響を受けた個人事業主の経営不振や多重債務等による生活困窮者など徴収困難事案が増加し、再三の催告にも応じていただけず、納税折衝や財産調査の結果、現年度中において徴収できなかったことが挙げられます。

また、5年の時効成立に関わる繰越分につきましては、決算時には不納欠損として上がってきますが、当初予算には含まれておりません。

その理由といたしましては、時効成立に係るものを予算に見込むということは、徴収努力をしないまま時間の経過により租税債権を放棄することを意味するからでございます。

そこで、税の公平性を守る観点から、時効成立までの間、夜間電話催告や臨戸徴収のほか、自主納付を促すための納税相談に応じたり、時効中断のための債務承認及び納付誓約書の提出を求めたりしております。

また、担税力があるにもかかわらず納税意

思が感じられない悪質な滞納者に対しては、愛知県東三河地方税滞納整理機構との連携を密にして徹底した滞納処分を行い、厳しく対処するようにしております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、いろいろご答弁を聞いていたんですけども、なかなか滞納というのか繰越分がなかなか、昨年より多少は減ってはきていると思うんですけども、この分をいかに収納率を上げるかということが非常に私は大事ではないかなと思うんです。

今、いろいろな事情をお聞きして、滞納者に対する事情を聞いているんですけども、昨年よりというか今年度というか、25年度よりコンビニ収納だとか、それから今のお話の中にあつた東三河滞納整理機構というんですか、そういうものをぜひフルに活用してこの滞納繰越分というものの額を少なくしていくのが本来の筋かなと思うんですけども、今、この嘱託員というと、東三河滞納整理機構というものの活動状況というか、その辺の収納率のアップにかなりつながっている状況でしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 お答えいたします。

まず、最初にご質問のございました東三河滞納整理機構との徴収実績でございますが、今、うちのほうで把握していますことしの2月末現在の収納実績でございますけれども、新城市のほうから滞納整理機構のほうへ7,700万円ほどの滞納分を引き継いでおります。

それに対して、今申し上げました2月末日現在で約4,000万円ほど機構のほうで徴収をしているところであります。率にしまして約52%ほどです。まだ今年度は終わっていませんけれども、今の段階ではその52%ぐらいの徴収率で上がっております。

それから2問目の臨戸徴収の関係でありま

すが、今、嘱託員2名で回っております。私も時々一緒に同行するのですが、昼間はなかなかご本人、家族の方、いらっしゃらない方が多いものですから、先ほど申し上げたとおり夜ご自宅に戻ってから直接、やはり本人と納税折衝をしないと、その人それぞれによっていろいろなご事情を抱えていらっしゃるもんですから、そこら辺を十分把握した上で折衝をしていきたいと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 もう1点、今、夜間も交渉というか話し合いに行って、いろいろ収納率のアップに努めていただいている、本当に大変ありがたい。

ただ、その中でも、先ほどの答弁の中でどうしても不納欠損に陥るといふ形、5年の時効、そうなった場合に、なりそうなのか、そういう場合に、例えば欠損額の一部でも納税すればまた時効が延びるとか、そういう制度も活用して滞納者に対する話というか、そういう極力納税意欲を高めていただくようなお話もされておりますでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 お答えします。

冒頭お答えいたしましたように、ちょっと説明不足で申し訳ございませんが、先ほど時効中断のために納税折衝中に債務承認及び納付誓約というのを提出をいただくわけなんです、それによって5年の時効が中断するということですので、極端な言い方をすれば4年11カ月の段階で納税誓約をいただいて、またそこから延びると。また4年11カ月でまたいただくと永代延びていくと。極端な言い方をすればです。

そういうことで、納税者の方も自分には債務があるというのをそこで承認をしていただくと。それによって時効が中断をするということでもあります。

それから、財産等がある方については不動

産等を差し押さえて中段がそのままずっといくという形になろうかと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 先ほどの村田委員と重複する質疑になりますので、こちらを取り下げたいと思います。よろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 はい。

浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳入1款市税の質疑を終了します。

次に、歳入7款ゴルフ場利用税交付金の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告に従いまして(1)ゴルフ場利用交付金の、ページ数19ページ、(1)目的、内容及び増額の理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 ゴルフ場利用税は、県がゴルフ場の利用行為に対して課する普通税であり、特定の財政需要を支弁する目的で課されているものではありません。

ゴルフ場利用税交付金は、県が収納したゴルフ場利用税の10分の7に相当する額を当該ゴルフ場所在市町村に交付するものであります。

ゴルフ場利用税交付金の歳入見積もりについては、市内5カ所のゴルフ場個々の利用者見込み数を把握するのは困難であるため、平成25年度の普通地方交付税の算定における基準財政収入額の区分中、ゴルフ場利用税交付金の額を算入率の75%除した額を平成25年度歳入見込み額とし、この額に平成26年度地方財政計画におけるゴルフ場利用税の収入見込

み額の伸び率を乗ずることにより、本年度予算額であります1億300万円を見込んでおります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳入7款ゴルフ場利用税交付金の質疑を終了します。

歳入8款自動車取得税交付金の質疑に入ります。

質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 歳入8款自動車取得税交付金、19ページになります。

自動車取得税交付金における、前年度比大幅な減額理由について伺う。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 自動車取得税交付金は、県が自動車を取得した者に対し課税する自動車取得税の一定割合を市町村に交付するものであります。

平成26年度自動車取得税交付金の大幅減額の理由は、本年4月1日の消費税率引き上げとともに地方税法の見直しが予定されており、自動車取得税の税率は、自家用自動車は現行の5%から3%に、営業用自動車及び軽自動車は3%から2%に引き下げられる予定でございます。

またエコカー減税についても、環境性能にすぐれた自動車の軽減割合が拡充される予定でございます。

こうした税率改正及び消費税率引き上げ後の自動車買い替え需要の反動減も考慮し、先に公表されました愛知県の平成26年度当初予算では、県税収入のうち自動車取得税は前年度比マイナス56.4%と大幅な減額を見込んでおります。

こうした状況から、本市としても、県から交付される自動車取得税交付金について県の歳入とほぼ同水準の前年度比53.5%減の7,200万円を見込んだものでございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳入8款自動車取得税交付金の質疑を終了します。

歳入13款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 13款使用料及び手数料、ページ数は21から25です。

(1) 使用料の減額については、消費税率の影響を考慮しているものなのか、伺います。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 使用料総額の前年度比マイナス3.2%、936万3,000円の減額は、それぞれの使用料ごとに平成24年度決算額、平成25年度歳入見込み等を参考に積算したもので、消費税率の引き上げに伴う利用者数の増減等を見込んだものではございません。

また、平成26年度当初予算における使用料等の歳入積算では、2月26日に議決いただきました消費税率引き上げに伴う関係条例の一部改正による改定後の料金単価は予算編成と条例改正の時期に相違がありますので、反映はしておりません。

なお、先般の条例改正で料金改定を行った主な使用料は、21ページになりますが、1目の総務使用料のうち行政財産目的外使用料、3目衛生使用料のうち斎場施設使用料、霊柩車使用料、23ページからになりますが5目の農林水産業使用料のうち学童農園山びこの丘施設使用料、自然休養村施設使用料、6目商

工使用料のうち湯谷温泉源使用料、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな使用料、板敷使用料、9目教育使用料のうち文化会館使用料であり、料金改定による使用料の増額見込みや、先に年間影響額試算でお示した全体額の576万6,000円のうち121万4,000円程度となります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳入13款使用料及び手数料の質疑を終了します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、歳出2款1項9目企画費、自治基本条例運用事業、71ページでございます。

中学生議会中継放送事業委託料についてお聞きします。

1点、平成26年度開催も中学生限定での開催か、伺います。

2点、本年度開催を踏まえた事業の改善点を伺います。

以上です。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 平成26年度の実施につきましても、市内の中学生の参加で行う予定でございます。

次に、本年度開催を踏まえた事業の改善点でございますが、市内の全中学校へアンケート調査を行いました。

その結果をもとに、開催時期、開催時間、運営方法を改善してまいりたいと考えております。

具体的には、開催時期は2月頃、そして開催時間につきましては2時間程度を予定しております。

運営方法につきましては、各中学校の担当者と協議し、詳細の検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 それでは改めてお聞きしますが、この中学生議会が出た質問等がどこに反映されるか。

例えば若者政策検討事業とかに反映されていくのか、その点だけお考えをお聞かせください。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 そういった方向で考えていますし、また市民自治会議、こちらのほうにも報告し反映してまいりたいというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 それでは2款1項9目企画費、若者政策検討事業、同じく71ページでございます。

1点、検討ワーキング委員会の設置目的、概要をお伺いします。

2点、事例研究、人材育成研修経費の事業内容について伺います。

3点、シンポジウム開催の事業内容について伺います。

以上3点、お願いします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それでは、順にお答えをさせていただきます。

検討ワーキング委員会につきましては、若者が活躍するまちを目指す若者総合政策、これは案でございますが、また若者の力を生かすまちづくり施策を練り上げる新城若者会議、これはたたき台を検討するものでございますが、これを目的に設置を予定しております。

概要につきましては、市民10名、それから庁内公募による若手職員で構成することを考えております。

次に事例研究、人材育成研修経費の事業内

容につきましては、長野県小布施町、小布施若者会議など先進地視察を通して、制度導入の効果と課題の把握、それから併せて制度検討を行い、本市に合う計画・制度づくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、そうした活動を通し、まちづくりの担い手となる若者の人材育成にもつなげてまいります。

それからシンポジウムでございますが、この開催事業内容につきましては有識者を交えまして、若者総合政策や先ほども申し上げました新城若者会議、たたき台でございますが、こういったことを市民全体で考え話し合う場としたいというふうに考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 1点目についてだけお聞きしますが、先ほど市民10名、例えばあと市内の若手職員と言われたんですけども、若手の職員でこういうこと、ユースの会だとか地域担当者で頑張ってくれている若手が多分多いと思うんですが、多分かぶるんじゃないかと思って、過度な負担にならないかと少し心配するんですが、その点はいかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それについても、誰というのは今後でございますが、そういった負担のないような形で調整してまいりたいというふうに思っております。

○鈴木達雄委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 そうすると、そうした平素いろいろな、さまざまな若手で担当されている小さい、先ほどの繰り返しになりますがユースの会だとか地域担当とか、またボランティアでいろいろ、さまざまやられている若手以外にも、まだまだ職員には優秀な若手の人材がいるというふうに確信してもよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 はい、それで

結構でございます。

○鈴木達雄委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業、59ページです。

市民スペース運営ワークショップファシリテーション業務委託の事業の目的と、委託先について伺います。

○鈴木達雄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 まず事業目的についてでございますが、平成24年度の基本設計案、これをまとめる段階で、市民スペースに必要な機能につきまして市民運営による市民参加のワークショップで提言いただきました。

その考え方が現在の基本設計案に生かされていることは、これまでご説明させていただいたとおりでございます。

実施設計段階では、この市民スペースを市民にとって魅力的な空間で使いやすく親しみやすいものとするために、基本設計案のパーস্যイメージ動画、こうしたものを使い、実際の使い方をイメージしていただきながらご意見をいただくというものでございます。

実際のワークショップではレイアウト変更への提言も想定されますが、主眼は市民スペースの運営方法、仕組みなどについてご提言いただき、またその考え方を踏まえた上で市の運営方法などを検討していきます。そして、実施設計に反映すべきものがあれば反映していくことが重要であると考え、計画するものでございます。

こうした目的で計画させていただくワークショップでございますが、これを実施するに当たりましては基本設計段階でのワークショップと同様、まずは自由な発想のもと議論されることが必要ではないかという考えから、市民運営によるファシリテーションを計画しておりまして、委託先といたしましても基本設計案作成時と同様、社団法人新城青年会議

所をお願いしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 委託先としては24年度の市民ワークショップのときと同様、新城青年会議所にとりましてご説明いただきましたが、その際の市民参加について、市民参加を募る方法というのはどのように考えられているか、お聞きします。

○鈴木達雄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 詳細につきましては今後新城青年会議所と協議してまいりたいと思っておりますが、基本的な考え方は、基本設計案をまとめるときの考え方を踏襲するということになろうかと思っておりますが、いずれにしましても詳細は今後新城青年会議所と詰めてまいりたいと考えてございます。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それではもう一つ。

この会議の予定としましては、8月から10月までの3カ月間ぐらいを予定されていると思っておりますけれども、この時期に計画をする理由と、それからこの3カ月の期間で十分な運営のワークショップができるというお考えか、伺います。

○鈴木達雄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 まずそのスタートでございますが、これを計画するに当たりまして、詳細はこれからという話ではあります。新城青年会議所の理事長さんとお話をさせていただきましたところ、今年度記念イベントがありましてそれが終わってからということではございますので、スタートの時期はその時期とさせていただきます。

その後3カ月というのは、5回程度を予定しておりますのでまず3カ月ぐらいかなというふうに考えてございますが、実施設計期間を少し長めにとってございますので、しっかり議論できるような形をとってまいりたいと

思っております。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、2款1項1目についてお尋ねをしたいと存じます。

ここにありますように、一般管理費、共通管理事業の中で、55ページであります。施設日常清掃業務委託料というのがあります。この辺についてお伺いをしたいと存じます。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 日常清掃委託の内容でございますが、対象施設は本庁舎、東庁舎、仮庁舎、第2庁舎、旧市民体育館及び両総合支所でございますが、このそれぞれの施設につきまして、トイレ、通路、階段などの清掃及びごみの処理業務など委託を行うものでございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 恐らく、これは外部委託をお願いをしているというふうに思います。

こういった施設の日常の清掃業務というのは、言い方は恐縮なんですけれども、そこに働く方が自らということも考えられますので、そういった意味でいきますと、実はこれ以外にも各施設においてかなりの部分でこの事業というのか、これが計上されているというふうにお見受けします。

これは非常に言いにくいことなんですけれども、せんだって、私、窓口に行って住民票の申請をしたわけではありますけれども、カウンターが何かほこりっぽいなという感じをいたしました。

やはり、これは人任せでございますということになるということではありますので、常々自分の施設は自分で守るというお気持ちの中でいけばこの管理料も、例え年間、その施設が10万円であれ20万円であれ、10やれば200万円、300万円のお金になりますので、そういったところで自分のところは自分で大切

にするというお気持ちになっていただきたい
なと思います。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 職員による清掃等につ
きましては、本庁の場合は月に1回大掃除と
いう形で日程を組んでやっております。

そのほかにつきましては、それぞれの部署
で事務室等の清掃、庁舎周り等の清掃も含め
まして自主的にやっております。

また、今、ご指摘いただきましたような清
掃が行き届かないところがありましたら、
またその都度ご指摘をいただければ、住民の
方々からきれいな環境で見ていただけるよう
に早速対応させていただきたいと思いたすの
で、お気付きの点はまたご指摘をいただけれ
ばありがたいと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ありがとうございます。

次にまいります。2款1項7目であります
が、財産管理費、公共施設マネジメント推進
事業、ページ67であります。

この中に公共施設白書をつくるという作成
業務委託がありますが、1,195万9,000円、こ
の内容についてお伺いしたいと存じます。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 公共施設白書作
成業務委託につきましては、平成25年度と平
成26年度の2カ年の継続事業として、この12
月に委託契約を締結しております。

平成25年度に主要な110の公共施設につい
て建設年度、利用状況、維持経費等の基礎情
報の収集と、建物劣化状況等の現地調査を実
施しており、年度内に施設情報のデータベー
ス化を終えます。

平成26年度には施設調査結果の分析とイン
フラ資産及び土地のデータ把握を行い、それ
らをもとに課題を整理し、今後の維持管理の
方向性を検討の上、公共施設白書に取りまと
めます。

また同時に、施設情報を電算管理する公共
施設マネジメント支援システムを導入します。
市が所有する公共施設の状況を一元管理す
ることで、効率的な公共施設マネジメントにつ
なげます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、委託先がやるとい
うことであって、その結果を職員の方が管理
していく、確認してこれからの使用方法等につ
いて検討していくということによろしいんで
しょうか。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 今回行いますの
は、まずは実際の建物の現状把握と将来の更
新等施設維持管理の必要経費等を明らかにし
て、将来の問題、あるいは更新の方針等を検
討する、そうしたことを行うことと併せて、
施設のほうを電算管理していつでもそうした
状況が把握できるような、そんな形に持って
いきたいというふうに思っております。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員の質疑が終
わりました。

次に4番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出2款1項1
目一般管理費、庁内管理事業、ページ数は57
ページでございます。

仮庁舎南、公用車車庫解体工事が予算計上
されておりますけれども、この解体工事の必
要性と、そこに入っている公用車の保管場所
はどのように確保していくのか、お考えをお
聞きます。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 今後予定しております
旧市民体育館の取り壊しに伴いまして、体育
館前の来庁者用の駐車場分が減少すること
になります。

これに対応するため、仮庁舎南側公用車車
庫を解体するとともに、東庁舎並びに仮庁舎
前にとめてあります公用車につきまして、庁

舎周辺の市有地に移動、保管することでこの確保を図るということをご予定しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 体育館取り壊しに伴って、体育館の駐車場が少なくなる。そのための今の確保という形になってきますと、確か、長い建屋が、車庫が2棟あり、そこで路上駐車とか屋内駐車ということで、今現在、公用車は実際何台ぐらいあそこにとめられておるか、おわかりですか。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 取り壊し予定の仮庁舎南側車庫には21台入っておりまして、そのほかに舗装していない駐車場部分で19台、全体で公用車については40台というふうになっております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、その40台は、今、先ほど答弁では市有地、周辺の市有地というお答えですけれども、周辺の市有地というところの辺を、今、確保というかめどにしてもらえるか教えてください。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 庁舎周辺の市有地ということですが、まだどこにとめるということは決めてはおりませんが、駐車可能な場所としましては、道路を挟んだ北側ですが、旧環境課分室のありました、今は建物を解体して更地になっておりますがその場所と、あと旧保健所、新城幼稚園の前のほうの一部も候補地としては考える必要があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうすると、今まであって集合というか、集まっていた車庫が、市有地というのは市の所有地、私ではなくて市有地ですね。

それが40台、21台と19台がかなり分散する

ような形になるんですけども、職員の作業効率というか、それからほかの安全性、その辺も十分考慮していただきたい点と、それからもう1点、その、今度解体するところの奥に確かやすらぎの家というか障害者の作業所があると思うんですけども、そこへ来られる作業員というかその方々とか出入りする車両等との交差というのかな、その辺が今度一般の駐車場とかなり交互というか、そういう、重なる可能性が強いんですけども、その辺の安全性をある程度見越して、今回あそこを壊して来客の、市に来るお客さんの駐車場にしようという形ですか。お聞きします。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 今現在、車庫がありますので、車庫のところから川のほうに向かっては遮断される格好になっておりますけれども、解体に伴いまして更地になって一体の駐車場になるということなんですけれども、やすらぎの家への出入り、それから来客も当然ありますので、また一番奥の場所にあるということもありますので、今後、駐車場として利用するに当たってはその辺も十分注意して、やすらぎの家とも相談しながら安全性を考慮して進めてまいります。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは続けて、2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業で、ページ数は59ページでございます。

用地購入費の単価設定の考え方と、補償費の積算業務とその補償方法について伺います。

また、地権者への今年度の交渉対応と、また移転工程を、今、どのように考えているか伺います。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 用地購入費及び補償費につきましては、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱に準拠し、積算しております。

公共用地の取得に伴う損失補償基準細則別

記1、土地評価事務処理要領では、土地の評価は原則として標準地比準評価法によって行うことが定められております。

この標準地比準評価法は、まず同一状況地域ごとに一つの標準値を選定し、次に標準地を評価します。そして、標準地の評価格から比準して各画地の評価格を求めます。

標準地の評価格は取引事例から算定しました比準価格、また公示価格から算定しました規準価格、並びに不動産鑑定評価額をもとに決定をしております。

次に補償費は、建物移転費、動産移転費、工作物等移転費及び移転雑費などの合計額です。

各補償額については、中部地区用地対策連絡協議会の損失補償算定標準書により積算しております。

平成24年に物件調査を行っており、それをもとに今年度に建物等再積算業務委託を行い、補償費を算出しております。

地権者への交渉対応と移転工程につきましては、平成26年度中の移転、土地取得を目標に、年度初めのできるだけ早い時期での契約を目指していきたいと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは再質疑をさせていただきますけれども、今、用地については標準地を定めて比準していくという形なんですけれども、これは、今回の標準地を求めるときにはまた、当然不動産鑑定評価書をとって行ったかどうかということと、それから前年度の当初予算と今年度の当初予算では約1,300万円の単価というか金額が下がっている。

これについては多分、庁舎建設用地の面積が25年度当初と思うと面積が小さくなったということで下がっているのか、標準地の価格が下がったのか。

公示価格なんかを見ると、新城市だけがち

よっと公示価格が下がって他の市町は上がっている状況なものですから、その辺の用地の設定、単価の設定の考え方について、いま一度答弁をお願いします。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 ご質問にありました、今回、土地の評価を行うに当たって標準地を設定する、その標準地については不動産鑑定を行ったかという件につきましては、今回、土地の評価を行っておりますので、議員のおっしゃられましたように標準地につきましても再度不動産鑑定士によります評価を行っております。

昨年度の平成25年度の予算額に対しまして平成26年度の予算額が減少した理由といたしましては、一つには、今、議員がおっしゃられたように面積が道路部分を減らしておりますので、その部分につきましては減少しております。

あと、今、議員さんからは標準地の価格が変わったからかというようなお話もありましたけれども、新城におきましては入船地内も公示価格は年々、まだいまだに下がっている状況でありますので、恐らく、恐らくと申すのは申しわけありませんが、今回、土地の評価を行った段階におきましても全体としては減少傾向にあるというところでございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと、今、鑑定評価のことで1点お聞きしたいんですけれども、これは、鑑定評価は1者ですか。複数者とりましたか。どちらですか。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 標準地の鑑定評価は1者でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、どこの市町でしたか、わかりませんが、新聞にも載っていたと思うんですけれども、大変、不動産鑑定評価、1者で公共用地の単価を決めるというの

が疑問視されているんですね。

これが本当に1者が適正かどうか、要するに適正価格に出たかどうか。

確かに、金額は確かに25年、26年、1,300万円の予算が減っている。それは当然、今、面積が道路部分が減ったということでもいいんですけども、評価の仕方がそれでいいかどうかということは、今、新都市の考え方としては道路買収も含めてですけども、そういう評価の仕方は鑑定評価は1者で行っているかどうか、お聞きします。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 この用地の評価額につきましては、専門であります土木課用地担当なども相談しながら進めているわけですけども、新都市のこうした公共事業を行うに当たっての土地の評価に当たる標準地の鑑定評価は1者ですべて行っているという状況であります。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 続きまして2款1項11目地域振興費、めざせ明日のまちづくり事業、ページ数73ページでございますけれども、平成25年度より地域活動交付金制度との競合によって減少気味かというふうに見られておりますけれども、今年度も昨年同様な予算措置をしております。

確か500万円だと思いますけれども、活発な活動と地域をまたぐ事業としての成果をこの予算からどのように求めていくのか、お聞きします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 地域活動交付金は、それぞれの地域自治区内において地域の課題を自ら解決する活動に対して交付するもので、めざせ明日のまちづくり事業補助金は、市内全域を対象に行う事業や地域自治区をまたぐ事業に対して交付するものでございます。このように、事業のすみ分けは明確にしてございます。

したがいまして、平成26年度のめざせ明日のまちづくり事業の予算額は、議員ご指摘のとおり昨年と同額となっております。これは、今後地域活動交付金の実施団体等の活動が活発になって、そして活動範囲も全市域や地域自治区をまたぐ事業に発展し、またそうなるよう支援することで、より魅力的なまちへつながっていくものと考えております。

そうした趣旨から、予算枠を縮小せず、平成25年度と同様の予算を計上させていただいたものでございます。

次に、活発な活動と地域をまたぐ事業としての成果でございますが、めざせ明日のまちづくり事業は地域活動交付金とともに成果報告会を行い、事業活動の展示と一部団体の活動報告を行いました。

この事業成果は、事業活動に伴うものはもちろんのこと、成果報告会を通じてその活動内容を周知するということでより多くの方へその成果が少しずつ波及するというふうを考えてございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 本当に、地域をまたぐというのは本当に大切なことだとは思いますが、今年度の地域活動交付金、これは地域自治区制度の中でスタートしてかなりいろいろな、振興事務所の職員が苦勞して予算を、消化と言うといかんですけれども、特に千郷地区なんかは申し込みが非常に少なく、2次募集をしたりして大変なときが見受けられました。

恐らく、このめざせ明日のまちづくり事業ですけれども、当初は一千万円余の予算の中で申し込みが半分しかないとか、3分の1しかないとか、年々予算を計上しても執行率が非常に低い制度とっては失礼ですけども、年々力が衰えてきているのかなという感じがあります。

今年度も昨年度と同様ということでござい

まず、500万円の予算を計上しておるわけですが、すけれども、本当に、なかなか私どももいろいろなボランティアをしている中でも、地域をまたぐというと非常に難しい状況があるんですね。

せんだって、私どもの中でもいろいろな話し合いをした中で出てくるのは、じゃあ書類とか、地域自治区制度というのは非常に職員が書類から作成までいろいろやってくれているんですけども、このめざまちのほうは相談に行ってもなかなか書類づくりが難しいということで、こういう活動をしたいただけというふうに申し込んでもできないとか、書類づくりが大変だということで、企画のほうとしてはそういうことも一生懸命助言とか、今後の500万円の事業執行に対して、申込者の市民に対して親切丁寧とか、そういうことを考えていただけるのかどうか。お願いいたします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 当然、事務所については、活動交付金というのは事務所の職員、そしてめざせ明日のまちづくり事業につきましては私ども市民自治推進課ということで、丁寧にその辺のことはご案内させていただきます。

それから、このめざせ明日のまちづくり事業でございますが、既に広報でも事前相談を開始しているということでご案内をさせていただいております。

事業主体は市民の皆様でございますので、今後ともこういったことで幅広く募集をして、地域の活性化につながる事業としてより多くの団体の活動が行われるように、また引き続き今後相談、PRのほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に5番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 2款1項1目一般管理費、

作手総合支所庁舎建設事業、57ページになります。

現在、本庁舎の建設事業で市民の皆さんに説明会が行われている状況で、方向は確定しないという状況になっていると思います。

また、今後作手支所、鳳来支所、地域自治区、いろいろな関係でまちづくりのありかたというのが広がっていく、構想されていくというふうに思うんですが、その整合性は考えておられるのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 作手総合支所庁舎建設事業につきまして、ご説明させていただきます。

作手総合支所庁舎建設事業につきましては、作手総合施設整備の一環として作手開発センターの跡地に建設するものでございまして、今回、26、27年度の継続事業としたところでございます。

現在の総合支所と同様に各種行政サービスの提供を行うほか、今後整備していく予定の山村交流施設などとともに、作手地区の新たなまちづくりの中核施設として、また地域の防災拠点としての役割を持った施設として、議員言われる市の全域のまちづくりのあり方との整合は図った上での整備事業というふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 整合性は図っておられるというご答弁なんですけど、具体的に、これから地域自治区がどういうふうになっていくのかというの、まちづくりの中では当然必要になってくると思います。

作手も鳳来地区も、地域はかなり広いという状況です。地域は過疎高齢化の中で集落自体の維持管理をしていくのかというような状況にもあると思うんですが、作手総合支所を今回整備するに当たって、他地域と、例えば作手に限って考えていきますと、作手全地区との関係という点での整合性はどのようにお

考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 総合計画におきましては、現在、各総合支所につきましてはその総合支所の周辺地域を地域の中心核として地域の生活拠点としての社会基盤の充実を図るという方向で位置付けております。

そして、行政組織といたしましても、新たに自治振興事務所もスタートいたしまして、市民サービスに密着し、迅速に対応できるという機能を現在維持しておるところでございます。

そうしたことから、今後ともこの支所方式を続けていくという考え方で、今、進めております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 作手総合支所、核、中核になるということなんですが、以前から疑問を持っているのが、作手を中核で支所をつくり、まだ本庁舎がどのような形になるのか決まっていない。鳳来総合支所のあり方というのはよくわからない。振興事務所はこれから地域にどのように出ていくのか、それもまだはっきりわからないという状況の中で、見切り発車的な状況があるように思えるんですね。

本来であれば、本庁舎というもののあり方、合併時点では1棟に集約するという方向だったのが作手も鳳来支所も残すということになり、地域自治区が始まり振興事務所も、1年目は1カ所、新城で、それぞれが1カ所に、支所に集められた。

このあり方を将来どうするのかということも考えた上での整備をしていかないと、とってつけたような形で後困るような状況にならないのか心配するわけなんです。全体の考え方というのはまとまっているのか、その点について伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 この予算審議におきましては、この事業につきましては作手総合支

所の建設事業ということでのお尋ねでございますので、まずはこちらの支所の建設事業を予算に上げたという考え方の中でご答弁申し上げますと、まず、この作手総合支所の建設事業につきましては、支所が現状の耐震度が非常に低いということで、そうした問題を抱えているということ。

また旧作手村で村制100周年を記念するに当たりまして村民交流ホールの建設事業があり、基金を積み立てていたということ、また小学校の問題といたしまして、作手の4小学校を再配置するというので1校に新設統合し、その作手の高里地区にその建設地を求めるとことが市、また議会のほうにも要望として上がったところがございます。

そうしたことを全体的に取りまとめまして、この作手地区のこれからの開発ですとか地域振興のために、一つの大きな拠点施設をつくっていくというのが総合施設整備事業でございます。

そうしたことで、この予算として支所の建設事業を上げたものでございます。

こうしたことで、作手の中心核としての拠点施設を進めるということとともに、また鳳来地域におきましては今回市長マニフェストにおきましてもそうした拠点整備を進めるという考え方も示されたところでございます。

また、この新城地区の中心市街地におきます市の中心核としての整備も、今現在新庁舎の建設を中心といたしまして随時そうした3施設、3拠点の整備を進めるということで整合が図れているということでございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 予算審議というのが、私の認識は単なる数字合わせではないという認識でいるんですね。作手の庁舎の建設事業の予算ではありますが、やはり新城市全域、これからどのように進んでいくかという、その中で事業予算を決めていかないと、この予算だけはいい、この予算だけはいいということでは

はないと思うんですね。

それでお聞きしたというのが先ほどの質疑になるんですが、本来であれば、例えば学校がなくなる、では学校跡地はどうなるのか。これも含めて全体をどうする、それがあって作手はどうする、本庁舎はどうする、鳳来地区はどうする、自治振興事務所のあり方はどうする、自治はこれからどうする、だから作手総合支所はこういう予算でいいんだというようにことであればわかるんですが、そういった全体の整合性があるような大きな、これは事業だと思います。

その点について、全体の中での整合性が図られているというふうには思えないんですが、単体、単体で、結果として後どうなるかはわからないということのように思えるんですが、その点についてどのように。

整合性はとれているんだと、ちゃんと将来的なことも考えていますというようなことであれば、そのような方向でのご答弁をお願いしたい。

○鈴木達雄委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 この事業につきましては、市の総合計画でございます山の湊創造都市の将来目標に向かった事業というふうに考え、整合をとっているものでございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 それでは、例えば職員ですね、職員の配置というのが支所のあり方、本庁舎のあり方、地域振興事務所のあり方と地域自治区のあり方等を考えていきますと、いろいろな考え方が出てくると思いますが、例えば地域振興事務所というのは今後どのように配置されていくのか。そのお考えをお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 自治振興事務所の職員につきましては、現在のところ現状維持で考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 整合性がとれているというご答弁だったんでお聞きしているんですね。

地域振興事務所の設置する場所によって地域自治のあり方は大きく変わると思うんですね。

整合性がとれていると言われたんで、地域振興事務所、設置場所をどのようにお考えなのかとお聞きしたんです。

○鈴木達雄委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 現状の地域の中心核に事務所を置く予定であります。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 現状というのは、例えば新城地区は1カ所に集められておりますが、そのような形ということでしょうか。

○鈴木達雄委員長 新城地区の話ですか。村田企画部長。

○村田 治企画部長 そのとおりです。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

59ページです。2款1項1目一般管理費庁舎建設事業についてお伺いたします。

実施設計に市民の声をどのように反映していかれるのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 実施設計段階では、より機能的、より効率的、そしてより市民サービスの向上につながると考えられるご意見につきましては、可能な限り生かしてまいりたいと考えております。

一方で、財源、資金計画等に対するご不安からの意見も多くありますが、実施設計段階では建設事業費もより明確に算出してまいりますので、市民意見等を反映していく過程におきましてはこれらを無理のない財源計画の中で総合的に判断してまとめていく考えでございます。

もちろん、議会に対しましてもこれまで同様、総合政策特別委員会・部会などで協議させていただきながら進めてまいりたいと考え

ております。

具体的には、市民、議会、執務、それぞれにつきまして基本設計案をまとめるときと同様の手法をとりたいと考えておまして、まず議会に関する質問、要望等につきましては今後ご相談させていただきたいと思っておりますが、まずは議会でご検討いただきたいと考えております。

市民スペースにつきましては、市民スペースの運営に関するワークショップを開催して、実際の利活用をイメージした議論、提案をいただきたいと考えておりますが、今回のパブリックコメントで、例えば市民スペースに食堂ですとか包括支援センターを設置すべきではないかといったご意見もありました。

市民のワークショップでは、こうしたご意見も含めて、市民サービス向上のための庁内組織、こちらと連携しながら具体的な検討をしてみたいと考えております。

また、地域産業振興に関するご意見もございます。これにつきましては、今後設置を予定しております地域産業連携会議におきまして、今回のパブリックコメントでいただいたご意見を含めた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 市民の声というのはさまざま、説明会でも出ていたと思いますが、今のご答弁ですと基本設計にあくまでも基づいて、その範囲で、無理ない範囲で市民の声を反映していくという理解をしましたが、それでよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 基本設計に基づくということではございますが、ただ、どの部分がということもありますが、幅広くございます。

先の12月議会、それから今回の一般質問で市長、部長等からお答えいただいた部分につ

きましてはそれ以上のものはございませんが、基本設計の中の、例えばレイアウトでありますとかそうしたところにつきましては、特に先ほど申し上げましたようにより市民サービスの向上につながるものですとか、機能、効率性が上がるものですとか、そうしたものについては基本設計にこだわらず進めていくべきかと考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 レイアウトという言葉がありましたけれども、このレイアウトの範囲なんですけど、例えば、声としてはこんな大きなものが本当に要るのかというような声も多く聞かれるんですが、全体の縮小という意味でのレイアウトというのは考えられるのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 何回も同じ答弁を繰り返して申しわけありませんが、より効率的、機能的、市民サービスにつながるといった視点から、規模に踏み込むことももちろんあると思います。

縮小のために議論するという視点ではございませんが、結果、可能性としてはあるというふうにお答えさせていただきます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 縮小ということも考慮していくということであれば、今回、私も説明会に参加させてもらったんですが、ちさと館では声として、基本設計の説明を行います、基本計画の説明を現計画についての説明を行いますという形で始まったということで、参加されている方から、結局今までどおりかと、今から声を上げて無駄なのかと、違う声を上げるというのは聞かないのかというようなこともありますが、そうではなくて、大きく市民の皆様の声をさまざま聞いていかれると、かなり自由度が広いという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 ちさと館の意見につきまして、その場でお答えしたかと思いますが、いわゆる基本構想以前のところにつきましては、さまざまな意見を聞きながら市民参加、市民説明会等を踏まえながら市長が判断し、議会へ審議させていただき、一歩、一歩ずつ前進してきたと考えております。その上での基本設計案の市民説明会であったということでございます。

ですので、市としましては今回の基本設計案をベースに、ここに関するご意見をくださいというスタンスでありました。

規模に関する議論もやぶさかではないというお答えを今しましたが、その視点としまして、規模を小さくしようとするのが目的というよりも、機能、効率性、市民サービスの向上となる視点で議論を進めて、その結果その方がよいだろうという判断になれば規模のほうにももちろん踏み込んでいきたいというふうに考えているという答弁をさせていただきました。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 規模も含めてということなんですが、例えば説明会へ出て、新城らしいものをつくってほしいという声も強く出ていると思います。

新城らしいというものは何か。見ただけで、ああ、新城って何にこだわっているのかわかるようなものをつくってほしいということで、出た意見の中では、新城城下町、お城の形のようなものをつくってもらえないのかというような声も出たんですが、外観を含めて検討するというのも視野に入れているということでしょうか。

○鈴木達雄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 パブリックコメントの意見でございますので、最終的なまとめはこれからということで明確にお答えすることは今できませんが、もちろん、そうした外観も含めて、今回の外観は特に機能重視とい

う、デザイン重視ではなくて機能重視というところでございますが、でこぼこした形も結果的には機能の積み上げ、積み重ねという形が今の形になっているということでございます。

そうした意味でございますが、パブリックコメントの意見にも、今、議員がご指摘されたようなこともありましたので回答させていただきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 先ほどのご答弁の中に、地域産業についてもこの庁舎のほうで進めるということで、連携をしていくということのご答弁があったかと思いますが、実施設計段階、どの段階で実際に地域の方たちとの連携、地域業者の方たちの連携を想定しているということでしょうか。

○鈴木達雄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 どの段階ということでございますが、地域産業連携会議はまだこれからですが、4月早々に立ち上げて、実施設計とともに進めていきたいと。

それから、一般質問の答弁でもさせていただきました施工候補者を選定する手法をとってまいりたいというご説明もさせていただいておりますが、そうしたものと一緒に、施工候補者とともに実施設計の段階でということでございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 施工予定業者というのは、具体的にどういうことでしょうか。

もう事前に施工業者を予定するということでしょうか。

○鈴木達雄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 施工候補者を決めていくというプロポーザルにつきましては、部会等でもちょっと説明をさせていただいたところでございますが、昨今の建設業界を取り巻く状況から、通常の、特に大型事業でございますが、通常的大型事業は不調が続き、

3回、4回の再入札をやっても落ちない、結果的に落ちたときでも競争される状況ではない、通常の適正な単価を入れたところで落ちないと。そうしたところでこの庁舎建設事業を計画通りなるべく早く市民の皆様に使っていただくために、どんな手法があるのかということを検討させていただいたところでございます。

そういう説明をさせていただいたと思いますが、そうした方法をとっていきたいということでございます。

これにつきましては、大手の建設業者からプロポーザルで提言いただきまして、それらの持つコスト削減ですとか工期縮減、安全、品質管理確保、そうしたもののノウハウを実施設計段階から取り入れて、結果的に確実な契約と確実なコストダウンを図ってまいると、そうした手法をとってまいりたいというふうに考えているということでございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 確認ですが、そのプロポーザルによつての業者と地域の業者を連携させていくというのを、4月スタートから想定しながら動いていくという理解でよろしいですか。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員に申し上げますけれども、市民の声をどのように反映するかという趣旨で、疑義がある場合に再質疑をお願いいたします。

○鈴木達雄委員長 答えますか。はい、片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 実施設計契約後にプロポーザルを開始しますので、4月1日から早々というわけにはまいりませんが、地域産業連携会議自体はなるべく早い段階に立ち上げていきたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 それでは、次に移りたいと思います。

2款1項2目電子計算費、電子自治体推進

事業、61ページになりますが、今後、市町村間のデータ管理のシステムの共有化が進んでいくということになると思いますが、新城市の単独のサーバーの管理はどのようにお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 榊原情報システム課長。

○榊原法之情報システム課長 お答えさせていただきます。

東三河2市2町1村、豊川市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の5自治体において取り組みを進めております住民情報システムなどの共同利用化、一般的には自治体クラウドと申しますけれども、民間事業者が所有するデータセンターに設置されたサーバーを介し、自治体クラウドサービスを通信回線経由で利用する形態となります。

本市においては平成27年10月から自治体クラウド化への移行を予定しておりますので、それ以降順次、市役所第2庁舎に設置してあります既存の住民情報システムなどの関連するサーバー機器はシステム改修やプレイスなどの保守負担管理が不要となりますので、本市単独でのサーバー管理負担が軽減されていくというふうに考えております。

しかしながら、自治体クラウドへ移行せず従来どおり庁舎で運用するシステム、例えば住基ネット、戸籍システムやネットワーク関連機器等につきましては、これまでどおり市が単独でサーバー等の保守管理をしていくこととなります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 かなり共有化が進んでいくという理解をしているんですが、市単独で、例えばサーバーを管理するということになったとき、どの程度の施設の面積を想定されているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 榊原情報システム課長。

○榊原法之情報システム課長 お答えさせていただきます。

現在、第2庁舎3階がサーバー室になっておりますが、その面積は約118平方メートルほどあります。

そこにはサーバーラック、家庭用の大型冷蔵庫程度の大きさになりますけれども、それが20台と、あとUPSと申しまして非常電源装置及び材料置場、また作業スペース等で使用しております。

新庁舎における現時点での想定するサーバー室の面積は、クラウド化で8台のラック、約40%が不要となり、それに比例した面積も縮小可能と想定しておりますが、実施設計段階において協議し、必要な面積を算定し、精査していきたいというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項9目企画費、水源地域対策事業、69ページになります。

1点目ですが、設楽ダム水源地域整備事業負担金についての目的、負担金の総額、今後負担すべき金額は。お伺いします。

2点目ですが、全国水源の里連絡協議会負担金についての目的についてお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 ご答弁申し上げます。

まず(1)の設楽ダム水源地域整備事業負担金につきましてですが、この負担金につきましては、設楽ダムの建設がダム湖周辺の水源地域の生産機能、生産環境等に影響を与えることとなりますことから、この影響緩和を目的に、水源地域対策特別措置法に基づき平成21年3月に国土交通大臣決定されました、設楽ダムにかかる水源地域整備計画で掲げた事業を県や設楽町が実施するに当たりまして、設楽町が負担することとなる経費の約80%を県及び下流5市が受益者として負担するものであります。

負担金の総額につきましては、水源地域整備計画の予定工期をおおむね平成20年度から

平成32年度までと定めており、その間に設楽町が負担することとなる経費の総額は約86億2,600万円を見込んでおります。

県及び下流5市ではそのうちの約80%の約69億4,400万円を負担することとし、新城市におきましてはそのうちの約5,800万円を負担することを見込んでおります。

今後負担すべき金額につきましては、平成20年度から平成24年度までの5年間の実績額及び平成25年度の予算額の合計が約1,100万円であることから、平成26年度以降におきましては約4,700万円の負担となることを見込んでおります。

次に、(2)の全国水源の里連絡協議会負担金の目的であります。この協議会は平成19年に過疎、高齢化の進行が著しい小規模集落を持つ市町村がこの問題を国民運動として展開し、国などに政策の展開や支援を呼びかけ、全国の水源地の活性化を図るための組織として設立されたものであります。

新城市といたしましては、北設楽郡の3町村とともにこの協議会が提唱しております、上流は下流を思い、下流は上流に感謝するの理念に基づき、流域連携の必要性を全国にアピールするとともに、相互の情報交換や交流・連携を通じ、水源地の活性化に向けた取り組みを行うために参画をしているものでございます。

負担金はさまざまな事業財源として水源地の理念の全国展開や水源地の活性化のための政策提起や情報交換、情報誌の発行、全国シンポジウムの開催、国への森林・水源地の保全や集落振興に関する要望活動、また多くの人々に水源地の魅力を感じていただくための水源地フォトコンテストの実施等の財源として与えられておるものでございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 まず1点目ですが、例えば今後、県知事が一応設楽ダムについては容認

するという、事業を進めるという形になっておりますが、今後、例えば設楽ダムの建設、必要ないのではないかとということで取りやめという国の判断が例えばおりたとき、この負担金はどうなっていくのかについて、まずお伺いします。

2点目ですが、全国水源の里連絡協議会負担金、この協議会自体非常に価値あるものだというふうに認識しました。平成19年の時点です。

新城市でも、議会としても水源の里の全国連絡協議会の大会、全国大会みたいなところですが、全国組織の大会にも参加して、これはぜひ新城も仲間になって大きく進めるべきだという理解でおったわけですが、ここに負担金という言葉があるんですが、この予算の中に、じゃあ具体的に水源の里として新城市がどのように進んでいくのかということがないんですが、負担金をしたこと以外でこの協議会からの情報を得て、これをどのように生かすかということを行っているのかどうか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 まず1点目の設楽ダムの水源地域整備事業負担金についてですが、これは水源地域対策特別措置法に基づきまして、平成21年3月に国土交通大臣決定されましたこの整備計画で基づいた事業を実施するに当たっての負担金でございます。

そうしたことから、この予定の工期といたしましての平成32年度、おおむねということですが、その間のものにつきまして引き続き負担をしていくというふうに考えております。

また、2点目の水源の里の連絡協議会についてですが、実際にこの要望等につきましては、この協議会のほうから、例えば森林環境税の早期創設ですとか、また山の土地所有者が不明なそうした森林の発生を防ぐために、そうした地籍調査の早期完了のための予算措

置を国に求めていくですとか、また過疎集落等の自立再生対策事業の継続実施、また拡充というようなことを国に対して求めているところでございます。

新城市におきましては、その中で過疎集落等の再生対策事業として、作手地域におきましては今年度につきましてもそうした地域の活性化ということで国の採択を請けまして事業を進めているところでございまして、こうしたことの協議会の活動を新城市としても参画することによりまして、こうした水源の里の地域活性がより一層進めていくものというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

2款1項11目地域振興費、めざせ明日のまちづくり事業、73ページになります。

これまで何年かにおきまして事業が進められておりますが、具体的に新城市の政策に大きく影響を与えたような顕著な成果が見られないのですが、改善点をどのように考えてこの事業を提案されたのか、予算を組まれたのかをお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それでは、めざせ明日のまちづくり事業でございますが、この事業は住民が自発的、主体的に取り組む活動や市民グループが行う公益に資する活動などを市が資金的な支援を行うことで応援し、市民活動団体の自立と市民活動の拡充を促進する事業でございます。

したがって、これまでの実施事業につきましては全てこの趣旨に基づいたものでございまして、活動団体が地域の活性化などに向け真摯に取り組まれ、そして活性化につながっているものと理解をしております。

成果が見られない事業はなかったというふうに考えてございます。

次に改善点でございますが、この事業実施終了時期をこの2月末、今まで2月末でござ

いましたが、3月20日までとして対象となる事業期間に幅を持たせまして、また制度周知につきましては従来の回覧、そしてホームページ、防災無線に加え、この3月2日の成果報告会に張り出しました成果物を地域で展示を行いまして周知機会の増加を行うよう、この3月6日に行いましためざせ明日のまちづくり事業審査委員会で審議をされております。

今後、よりよい制度となるよう改善できるものは実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 顕著な成果が見られていないというふうに言いましたが、別に地域の人たちの活動自体を否定しているわけではなくて、より効果を上げるための手だてが少ないのではないかということでの質疑だと思っております。

費用対効果を考えていきますと、めざせ明日のまちづくり事業というのは単に地域の人たちが頑張っていただければいいということではなくて、その頑張りをどのように将来に結びつけていくかという視点が必要かと思っております。その点で質疑させていただいております。

やはり、さまざまな活動がありました。この中で、ここを例えば市として支援すればもっと大きな成果が出るだろうというような視点での改善が必要ではないかというふうに考え質疑しましたが、ただ頑張っていただけということではなくて、頑張っていたものをどういうふうにもう少し新城市の政策の中に大きく反映させていくのかという点での改善点という、そういう視点ではお考えではなかったのかどうか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 今、先ほどご答弁申し上げましたように、まず市民の方が

地域の課題といたしますか、このめざせ明日のまちづくり事業の趣旨でございますが、その課題を自ら解決しようと思ったときに支援する制度でございます。

したがいまして、そのように行動される場合、今、先ほど申し上げました改善点も含め、今後事業がますます活発化するように支援してまいりたいというふうに思っております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 非常に大切な事業だと思います。地域の人たちが地域の課題を自ら見つけ、それを改善していく。これは非常に大事なことだと思います。

以前も作手でお話をお聞きしたときに、地域で頑張っても限界があると。その限界を明るい希望に変えるというのは、新城市としてどういう方向に向かっていくのか、これがわかってくればより自分たちの活動はしやすくなる。

例えば、地域で少子高齢化のことを幾ら頑張っても、新城市の政策の中で自分たちの活動がどういうふうに結びついていくかということが見えてこない、連携がわかってこないとその時点で終わってしまうというか、どうつなげていいかわからないので継続が難しくなるという声も聞きました。

そういう点で、改善点として新城市は何をしようとしているのか。地域の人たちは何を課題として考えたのか。そこのお互いの共通認識の中でめざせ明日まちづくり事業を進めていくという視点で取り組むべきではないかと思っておりますが、そういう視点を来年度入れていただくというお考えはおありでしょうか。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

当然、いろいろなことをご相談に乗ってできることはやっていますが、やはり、まず市民の方自らが地域の課題を、それを支援する仕組みでございますので、それを最大限尊

重していくという事業の趣旨で行ってまいりたいというふうに思っております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 最後の質疑にします。

地域の人の頑張りを最大限支援するというのは、よくわかるんです。

ただ、地域の人たちはどうしたらいいかわからない。プロではないんで、自分たちの情報の中で頑張ることはできると思いますが、やはり新城市のプロとして、職員としてのプロとしてのいろいろな情報、いろいろな支援がどうしても必要だと思います。

継続させるためにもそういう視点で考えるべきではないかというふうにお聞きしました。新城市の支援のあり方について検討すべきではないかと質疑しました。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 失礼しました。

この支援、人的支援というのは、やはり今、先ほどちょっとご質問の中では地域活動交付金と混ざった部分もあろうかと思えます。

したがいまして、この地域の課題というのは自治振興事務所、地域自治区ごとの地域の課題、それからこのめざせ明日のまちづくり事業は全市的な取り組み、自治区をまたぐものでございます。

したがいまして、さまざまな課題があると思いますが、それについては私ども市民自治推進課が、先ほど申し上げましたように事前の相談等々もございますので、しっかりその辺を、事前の相談、PR等で対応してまいりたいというふうに思っております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

2款1項12目路線バス運行費、公共バス運行事業についてお伺いします。75ページになります。

バス路線維持費補助金について、平成25年度補助金結果をなぜ反映させなかったのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 ご質疑をいただきましたバス路線維持費補助金につきましては、対象路線が、豊鉄バスが運行する田口新城線と新豊線の2路線となっております。

平成25年度補助金の実績を反映していないことにつきましては、バス運行事業者や本市を含めた市町でのバスの利用促進の取り組みによる乗車率の向上等に期待をいたしまして、乗車率が明らかとなった後に補助金の増額補正もお願いする必要があるかと考えております。

この点につきましては、25年度の補助金にかかる補正の考え方と同様でございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 補助金自体を増額補正を想定しながらの計画になるわけですが、頑張ろうというその気持ちというのは非常に大切だと思いますので、初めから補助金を満額もらおうと、このぐらいいか何ともならんねという、そういう予算の立て方、それも問題だと思いますが、具体的に少しでも自立での運営に近づいていくために、今後どのような手だてを考えておられるのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 今申し上げましたバス運行事業者の取り組みとしましては、特に高齢者を対象としました豊鉄バスでは元気バスというようなものもやっておりますので、そういったもののさらなる周知、それから新城市、東三の5市を含めた新城市、北設の関係団体で、夏休みには小学生50円バスというような取り組みも行っております。

そういった利用促進の取り組み、それからイベント等へのバスの利用促進というようなものも東三、それから北設とともに推進してまいりたいと考えております。

そのほか、特に最近利用者の方々とお話をする機会もありまして、特に今気になってい

ることは、やはりバスについてその状況をご存じないということで、使い方もよくわからない、どこを走っているのかよくわからないというようなこともございますので、まずPRが少し不足しているのかなというふうに、今、反省しておりますので、特にまた地域の方々、それから路線の沿線の方々を中心にそういったバスの現状等、時刻表だとかそういったものも含めてもう少しPRに努めてまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項16目地域自治区費、地域活動交付金事業、77ページになります。

今年度の執行におきまして、ばらまきとの批判が聞こえてきておりました。

事業内容のあり方は検討されたのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 地域活動交付金につきましては、ちょっと先ほどの答弁と重複するところもございますが、市民が行う地域課題を解決する活動を支援する制度でございます。

平成25年度は、どの活動を見ましても、それぞれの地域事情の中で地域の課題を自ら解決しようと懸命に実施をされたものでございまして、それぞれが価値ある活動と考えてございます。

事業内容につきましても、それぞれの団体がそれぞれ計画をされ、各地域協議会が認めたものでございまして、平成25年度においては111団体がボランティアで地域をよくしていこうと熱心に情熱を傾け、行っているものでございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 初年度ということで混乱もあったというのは否定できませんが、地域自治区で行う事業とか新城市の一般会計の中で

行うべき事業とか、その仕分けが何か曖昧になってきてしまったのではないかというふうな気がしております、その点からばらまきという声も聞こえたのではないかと思います。

ですからその仕分けですね、やはり地域の課題を自ら改善していく、解決していくということであれば、やはりこれも新城市の方向と整合性の中で、少子高齢化ということで地域の力というのはますます大事になってきていると思いますが、やはり新城市が本当は何を望んでいるのかという予算の使い方というものをもう少し明確に示すべきではないかと思いますが、その点についてお伺いします。

もう少し具体的にお伺いします。

例えば、今回、エアコンだとトイレを直すとか、この予算が認められるということになりますと、全部そういう形として、物としての事業になりかねない。

〔「自治区予算では」と発言する者あり〕

○白井倫啓委員 ああ、済みません。間違えました。

○鈴木達雄委員長 交付金事業、エアコン云々は、それは当たっているかなと思いますけれども。

○白井倫啓委員 いやいや、エアコン等ありました。それはありましたので、地域活動の中にあっただすね。

実際に、私自身も地域活動交付金事業に参加しましたが、その場でトイレとかエアコンとか、こういうことに出していいのかなんて言いながらの声もありました。

ということで、お金が出るのであれば何でもよしというような感じになっていったときに、本来の自治というところになかなか到達できないのではないかというふうに考えます。

そういう点で、あるべき方向というものを示さないと前例がどんどん積み重なってしまって、なかなかお金が出ないところにお金を使ったらどうかというような話になりかねないと思いますが、そういう点での改善

というのを、必要性についてどのようにご認識か、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 竹下企画部理事。

○竹下喜英企画部理事 この地域活動交付金につきましては、各地域で行っております地域課題に対して、それを解決するために住民の方自らが活動をするというものでございます。

先ほど、エアコンはいいのかというようなご意見がありましたが、エアコンにしる、トイレにしる、例えば座られるいすにしる、一時的には備品だけを整備するような形になりますが、その裏にはそのエアコンをつけたことによって活動が活発になると、いろいろなもの、今まで夏の場にそうした活動ができなかったのが十分活動が豊かになるというような二次的なことがございまして、各地域でそれぞれご検討され、地域活動の、地域協議会の委員さんがお認めしていただいてその活動交付金が決定されたというものでございますので、簡単には、ぱっと見るとエアコンだけでいいのかということでございますが、エアコンをつけたことによって活動が活発しているという実情がございまして、その辺もお含みおきをいただきたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 初年度なのでいろいろ地域の方は悩まれましたし、それを審査する地域協議会の方たちも何をどのように審査したらいいか混乱はあったと思っております。

結局、それは新城市として明確に何を指すのかということを示せなかったところに原因があったと認識しています。

そういう意味で、エアコン、これが絶対いかんとも言いませんけれども、そういう備品に目が行ってしまったときに、将来目指すべき自治というもののあり方が見えてこなくなってしまうのではないかと心配し、質疑しています。

ですから、あるべき姿を示しながら、徐々に、例えばエアコンをつけることに人が寄って、人が寄ってその人たちを地域の問題を解決してくれるという立場に立ってもらってとか、地域の課題をその人たちに伝える場所として活用するとか、そういう大きな視点の中で一つ一つの交付金事業が行われるというような視点が、地域にも地域協議会にも必要だというふうに思いますが、そういう点での見直しをすべきではないでしょうか。

○鈴木達雄委員長 竹下企画部理事。

○竹下喜英企画部理事 そのような視点で各地域協議会の委員さんが審査をされているというふうに認識しております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に6番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、2款1項16目地域自治区費、小学校教材整備事業、ページ数は79ページです。

(1) 具体的な用途は何か、伺います。

(2) 教育予算にすべきものではないか、伺います。

○鈴木達雄委員長 鈴木新城地区自治振興事務所長。

○鈴木富士男新城地区自治振興事務所長 それでは1点目でございますが、地域自治区制度の地域自治予算につきましては、地域の課題解決に向けて使い道を市民が考え、市が行うというものでございます。

この小学校教材整備事業につきましては、八名地域協議会が市長に建議した提案予算の一つでございまして、八名・庭野小学校の子どもたちの基礎体力向上のためのミニハードル・ラダーのトレーニング用品と、授業で使用いたします八名小学校のICT教育機器のプロジェクター、書画カメラ、庭野小学校のオルガンを整備してほしいという協議会委員の皆さんの意見を予算化したものでございます。

次に2点目でございますが、地域自治区予算の予算計上といたしましては、従来は実施目的ごとの歳出科目に計上するのが通例ですが、地域が考えた予算を明確化し、決算等において検証が可能となるよう、所管課の予算とは別立てにしたものでございます。

なお、事業実施段階につきましては配当替えを行いまして、その所管課が実施いたしますので、使い方としては今までとは変わりございません。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 先ほどの白井議員もありましたが、そういった仕分けをする基準がやはり曖昧だと思うので、こういった教育のオルガンとかカメラとかプロジェクターというのは、八名のほうにはつくけれども、例えば鳳来のほうではそういった予算化にしなければ実現されないということで、差が出てくると思うのですが、そういった、差が出ていく状況についてはどのようにお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木新城地区自治振興事務所長。

○鈴木富士男新城地区自治振興事務所長 それでは、今のことについてお答えいたします。

地域自治区制度につきましては、やはり地域のことを地域で考えていただくということでございますので、市全体の予算でございますとやはり公共性、統一性というのがございまして、市全体の中で優先度が低くなったり、地域で差し迫ったものが必要だったり課題であってもやはり優先度が低くなったりいたしまして、順番が後になるというようなことになるわけでございます。

地域協議会で協議会委員の皆様のご意見を伺いますか、例えば今回ですと協議会委員のPTAの保護者の方からご意見が出て協議会の中で取りまとめをしたということでございますので、今回の備品が八名の地域については必要だという考えで実施してございます

ので、他の自治区と比較をするということはこの制度上では考えてございません。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に7番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 歳出2款総務費、1項1目一般管理費、行政改革推進事業、59ページですが、行政改革推進計画策定委員会の目的と役割について伺います。

既に今議会に関連した条例案も上程されており、その文面に各種規定があることは承知しておりますので、それを踏まえて必要性という観点から改めて目的、それから役割についてご説明ください。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 この委員会を設置する目的は、合併から間もなく10年を迎えようとしており、合併直後の事務事業の統一や財政構造の適正化に一応のめどをつけ、第1次総合計画が目指す「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」の実現に向け各事業が動き出しています。

具体的には、新庁舎建設事業やインターチェンジ周辺整備、作手地区総合整備事業などの大型事業が具体化し、地域自治区も平成25年度から活動を開始しました。

このような大きな変化にしっかり対応し、総合計画の基本構想で、行政経営の基本原則とした市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営の転換に向けて、さらに取り組む必要があることから、新たな行政改革推進計画を策定することとし、本条例により付属機関としての委員会を設け、計画の策定に関し必要な事項を調査、審議していただくこととしました。

役割としましては、委員会に対し、市長から行政改革推進計画案の策定について諮問し、委員の持つ専門的な知識や経験等を生かしながら、別に関係職員で組織する庁内検討会議と連携して計画案を取りまとめ、市長に答申

していただくものです。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ご説明ありがとうございます。

二つ問題点があると思うんですが、一つは行政そのもののスリム化をどういうふうに進めていくのかという点があると思うので、それは文章中の合理的な市政運営云々というふうに表現されているのですが、実際、こうした市長諮問委員会等を設けて各種課題等について検討し、市長に答申するということがずっと行われているわけなんですけど、質問としては、この委員の報酬のところを見ても、基本的に新城市内の方、学識経験者ということで、委員長になる方は大学教授になる場合が多いんですけども、一般的にはこの地方の見識のある方ということで、大体同じような形がずっと繰り返されていると思うんですが、実際、どういうところで行革の本当の狙いというのがあるのか、それに対して新城市内の方の識見というか知識、経験で対応できるのかどうか、今までの事例等を踏まえてその辺をどういうふうにお考えなのか、重ねてお伺いします。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 行政改革につきましては、前回の平成21年度に策定しました行政改革推進計画につきましては、国の総務省のほうからこうした基準で行政改革をするということで基準が示されまして、それに基づきまして行政改革推進計画を策定したというような経緯がございますけれども、今回本市が平成26年度に策定しようとしているのは、そうした国等の基準はございませんけれども、先ほど申し上げましたように合併の一時期の混乱、そうしたものが大分おさまってまいりまして、いよいよ総合計画をしっかりと進めていく上で体制とかあるいは財政構造とかにつきまして再度検討して、総合計画の基本構

想で考えております市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営。

そうしたものを求めていくためのものを考えていこうとしているものでございますが、委員になられる方の中には本当にそうした地方自治に精通された大学の教授というのをまずは加わっていただきたいと思っておりますし、また市民の中で参加していただくという方につきましても、経営的な観点から税理士、あるいは公認会計士のような方、さらには法的な観点、コンプライアンスとか説明責任、そうした観点からいきますと弁護士のような方が加わっていただければ、議員が心配されるようなこともなく、しっかりした計画をつくる上でのご意見がいただけるというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 再度確認させていただきます。

ここの委員の報酬等から見ても、委員になられる学識経験者というのは愛知大学関係者、技科大の関係者等、おおよそ推察されるわけですが、重ねて伺いますが、そういったメンバーであると結局答申としてまとめられる内容も常識の範囲内というか、推定できるような内容であって、新城市が合併10年を来年迎えるというこの時期にあって、さらに新庁舎を建設していく行政体としていろいろなものを簡素化しながらもっと一体感を図っていく、そういう課題解決に当たって、やや問題というか課題が残るんじゃないかと思うんですが。

つまり、もう少し外部からとか、今までにないような形のものを考えていかないと非常に難しい局面に入っていくと思うので、その辺の認識というか、そういったものについてどうお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 大胆な改革が必要ではないかというような、そんなご意見というかご質疑のような感じがいたしますけれ

ども、確かに行政改革ですので、この新城市の行政全般にわたります。これまでのことを見直すいい機会になるわけですが、例え東京の大変有名な先生に関わっていただいたとしても、それが本当に新城市のためになるのかということとはわからないと思います。

少なくとも県内の先生であればある程度こうした奥三河の状況、あるいは新城市の状況というもの考えた上でご意見をいただけるのではないかと。というふうに、反対にそうしたことも考えているところでもあります。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 これですべてにしますが、つまり、こうした行革云々といったときに、諮問委員会そのものの行革というか、諮問委員会という制度そのものについてもやはり少し見直すべきではないかと思うんです。

ずっとこういう、30年、40年と同じようなパターンで続けてきているわけなんです、それで一定の成果が上がっているのか、文面上、答申案としては出ているのでしょうか、実として上がったかということとはなはだ疑問なところもありますので、きちんとしたこういう諮問委員会そのものも行革の対象としてきちんとやっていただきたいと、そう思います。

あともう1点、これで新庁舎を建設していくわけなんですけれども、今のまま7カ所に分散している庁舎を、業務をやっているんですが、これをどういう形で1棟集約していくのか。

建物としては1棟集約型になっていきますけれども、職員の働き方、仕事に対する接し方、市民との対応等、そういうものこそきちんと行革、行政サービスのスリム化対応ということでやっていくべきだと思うんですが、その点について、最後ですけれどもお答え願います。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 諮問委員会のあり方ということについて、見直しをというご意見でございましたけれども、もちろんそうした議会のほうからのお話があったということは今度の委員会の中でも検討といいますか、お伝えしながら、そうしたことが考えられるのかもしれませんが、あと、7カ所にある行政実務について1棟集約するに当たっての考え方ということにつきましても、もちろん庁舎建設事業のほうでもいろいろな検討の取り組みを行っていきますけれども、行政改革は推進計画の上でもそうした観点、どうしたら市民満足度を上げられるような組織、機構にしていけるか。そうした観点についても検討していくものと考えております。

○鈴木達雄委員長 続けて二つ目の質疑をお願いします。山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 続いて、ではお尋ねいたします。

歳出の2款総務費、1項2目で電子計算費、新城まちなみ情報センター管理事業、61ページですけれども、予算を踏まえた運営方針について伺います。

○鈴木達雄委員長 榊原情報システム課長。

○榊原法之情報システム課長 お答えさせていただきます。

地域情報化を推進し、市民生活及び文化教養の向上を図ることを目的に建設されました新城まちなみ情報センターは、情報通信に関する知識の普及などの情報化の推進や、中心市街地の活性化を図るための拠点施設となります。

この設置目的に沿って、施設の特色や平成24年度までの指定管理者制度における経験した創意工夫を生かして、障害のある方や高齢者の方にも利用しやすい施設を目指すなど、子どもからお年寄りまで幅広い利用者のサービス向上、利用促進に努めるとともに、情報通信技術の進展に柔軟に対応し、地域の情報化に資する設備運営はもちろんのこと、この

施設が立地する中心市街地に人を呼び、人が集う交流の場を担う事業展開とすることを基本方針としており、その方針に沿って予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、今年度から、25年度からまた市の管理運営に戻してということなのですが、予算的にも同規模なものを計上しているわけなのですが、これは、大体このままずっとこの先もこのような業務運営というか、管理運営をしていくという前提で考えているわけですか。

○鈴木達雄委員長 榊原情報システム課長。

○榊原法之情報システム課長 お答えさせていただきます。

まちなみ情報センターの今後の運営方針等につきましては、市民アンケート等が当然中にありますし、新城市の中に、新城市第2次地域情報化計画の中にあります地域情報化推進委員会等で何か情報センターが今後変えていかなければいけない、またはやるべきことがあるということであればそこで議題に載って、今後運営等も含めて検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ぜひ、そうしていただきたいと思えます。

まちなみ情報センターという形で、本来はこの名前のおり情報を集め、収集し、また発信していくようなセンターにさせていただきたい、そう思います。

従来、これまでいろいろな問題があったことはおおよそ伺ってはおりますが、この名前に本当に似合うような業務ができるようにしていただくようお願いして、終わります。

○鈴木達雄委員長 質疑ではないですか。

山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 先ほどの白井倫啓委員の関連質疑をさせていただきます。

地域自治区のところで、自治活動交付金について、倫啓委員と執行部とのいろいろ質疑応答を聞かせていただきましたし、私もこの1年間千郷地区の地域自治区に携わってきた様子を見てきました。

これは、何でもありというような感じの予算だなというふうに感じております。

やはり、地域活動交付金というのはそれぞれの地域が自主性を持って活動する、その一つの費用として与えるのはいいんですけども、先ほど竹下理事の答弁でもかいま見えたんですけども、エアコンを付けたらエアコンの後に、後付けではないですけども、公民館活動が活発になるのでいいではないかと。

こういうのが本当に地域活動交付金なんですかね。

千郷地区は、特に2次募集も行いました。1次募集が600万円のうち半分ぐらいしかなかったかな。そうしたら、また2次募集もかなり出ました。本当に、見ていると地域の皆さんが一生懸命何かやろうという形の中で予算計上というか申し込みをしているのではなくて、さあ出してくださいよというか、何でもありというような感じが非常に強いという感じがいたしました。

特に、道路の関係の工事なんかや備品も出していたり、そして何か購入するという、私はこの地域活動交付金というのは備品購入とか工事とかそういうものには当てはまらないのではないかと、当初からそのような趣旨の目的を聞いておりました。

ところが、1次、2次になっていって、そういうのがどんどん出てしまったということで、この新年度からぜひこの3,000万円の地域活動交付金というのは本当の活動交付金に使っていただけるようにしていただ

たいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 竹下企画部理事。

○竹下喜英企画部理事 エアコンをつけたから活動が活発になるのではなくて、活動をやりたくても夏等でなかなかできないからエアコンをつけてより活発にしたいというのが前提でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、備品ですとか工事等に充当するのはいささかいかがなものかというご質問でございますが、確かに備品等で活動団体がすぐ消滅してしまって、例えばその所在が個人に移るようなものについては必ずしも適さないのではないかとこのように考えております。

例を申し上げますと、例えばパソコンを買って、そのパソコンを団体が何かで使うという買って、そのパソコンが個人のもになってしまうというようなことも考えられなくもないので、そうしたものについての備品はある程度歯どめをかけていきたいというふうには考えております。

ただ、いずれにいたしましてもこうしたこの活動交付金自体の基準等も地域協議会にお任せしておりますので、いろいろな申請の中で地域協議会の委員の皆様と相談しながら今後も決定をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 先ほどの浅尾委員の関連質疑です。

教育予算にすべきではないかという質疑の中で、八名地域には必要と判断したということだったんですが、かなり自治区予算というのは大きく取っています。

これだけの大きな予算を、地域に必要なだからということでの判断だけで使っていいのかという予算の規模ではないかというふうに認

識するわけですが、やはり費用対効果、選択と集中ということも一方では考えるべきだと思えるんですね。

その地域を本当に大きく変えていこうというふうに考えたときには、将来へどうつなげていくかという視点で、そこに新城市としてもこの地域をこうし、この地域をこうし、この地域同士をこう連携して新城を大きく変えようという、そういう視点での取り組みを提案していくべきではないかというふうに考えるわけです。

地域に必要なだからということで、もしそれが前提になったときに、地域で、ああ、八名地域で小学校の教材出たね、じゃあうちもやろうよ、ああ、これは出るかね、あれも出るかねなんてやりだしたら、地域自治区の予算というのがどんどん小さなレベルになっていってしまうような危険性があるのではないかと思います。

ですから、新城市として明確に、地域自治区によって新城をどう変えるかという大きな視点から、各地域の予算執行を、相談にも乗り具体的な執行をしていくということが必要ではないでしょうか。

○鈴木達雄委員長 竹下企画部理事。

○竹下喜英企画部理事 地域自治区予算は、先ほどからご答弁をさせていただいておりますように、地域の課題を解決するために地域の方々にその辺をご指摘いただいて、市がその予算を執行するという予算でございます。

市が主体的に地域のあり方を決めてこのように地域でもっていこうということになりますと、それは委員さんが言われるように市の予算で行えばいい話でございますので、地域の皆様の課題解決のための予算だということでございますので、地域の方々が考える部分を最大限優先的に考えさせていただきたいというふうに考えております。

また、地域の課題がそうした細かいものになってしまうのではないかとこのようにご指摘です

が、実は私もこの制度が始まったときに、地域の皆様方が我田引水型で予算を取り合うのではないかというふうに実は考えて、一番どきどきしておりました。

でも、ふたをあけてみますと、それぞれの地域でそれぞれの地域の課題をしっかりと解決しようということですのでごく前向きに、余り我田引水型という、余りというよりもほとんどなく、我田引水型の意見が全くなく、こうしたほうがいいじゃないか、ああしたほうがいいじゃないかということでご議論をいただき、決定させていただいたものでございますので、市といたしましてはこうした予算のつくり方も一つにはあるのかなというふうに考えますので、こういう形で執行をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 私は、山口委員の関連質疑で、2款1項7目の公共施設白書作成業務委託の点です。

この委託の中に公共施設マネジメント支援システムの作成、その導入というか、こういったご答弁があったかと思いますが、これは、この内容についてはあくまで市の組織の部門において一元管理をする上で必要なシステム、仕組みというか、そういったものをサポートするような、支援するような仕組み、システムをつくられるという、こういう理解でいいかどうか。

その辺をもう少し詳しく、この支援システムについてご説明いただけたらと思います。

○鈴木達雄委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 この支援システムについてですが、今回、公共施設白書を策定するに当たりましては、各施設の利用状況、あるいは日頃の維持管理経費、そうしたものをまずはエクセルデータという形で集計をさ

せていただいているわけですがけれども、このシステムを入れることによりまして、このシステムを入れる数によってはまた経費がたくさんかかってきますので、ある程度執行者は限られてくるのかなと思いますけれども、入力につきましても所管課のほうで、そうした毎年の状況について更新していくためのデータ入力というのをそうしたところで行いますし、また反対にそうした情報を入れることによりまして全体の施設の状況とか、あるいは将来経費などを一元的に確認できるようになります。

ただ、全ての情報を集約したそのものについてを全部のところで見られるようにするのか、あるいはある程度限られた部署のところをそれを把握することで一元的な執行を進めていくか、そうしたところにつきましてもまだ今後の検討課題になるのかなというふうに思います。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れ替えのため、再開を11時25分として休憩いたします。

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時25分

○鈴木達雄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

繰り返しになりますけれども、質疑の際には、また再質疑の際にも、前説明は簡略をお願いいたします。

それでは、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 歳出3款3項1目児童福祉総務費、ファミリーサポート事業、109ペ

ージです。

一つ目、補助金の使用用途について伺います。

二つ目、今後の需要見込みについて伺います。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 1点目の補助金の使用用途につきましては、新城ファミリーサポートクラブの運営に関する経費に対して補助金を交付するものでございます。

内容につきましては、援助会員、利用する児童の障害保険料、援助会員の研修用の資料作成費用、それから周知用チラシの作成、事務消耗品の購入、依頼会員と援助会員間の電話料などを対象としております。

2点目の今後の需要見込みにつきましては、現在、子ども・子育てニーズ調査の集計・分析の作業中でございますので、結果が出るまではしばらくお待ちいただきたいと存じます。

実績としましては、塾、学校、こども園への送迎など、毎年100件程度の利用になっておりますが、在宅育児支援の核の一つとなるよう、昨年度より周知により一層力を入れているところでございます。

具体的には、周知用チラシをこども未来課、子育て支援センター、児童館などの窓口にとともに、こども園入園希望者に配布する新城市立こども園のご案内への掲載、毎月1日、15日にメール送信するこども園関連情報メールによる情報発信など、新城ファミリーサポートクラブの利用周知を図ることで需要の拡大に結びつけるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 需要を拡大するために一層力を入れていただけないということなんです。管理運営のための12万円では少ないように思いますけれども、その辺、今後どのよう

に財政支援されてくるのかお聞かせください。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 先ほどもご説明いたしましたように、本市の在宅育児支援事業を展開する上でファミリーサポートクラブの活用は必要不可欠なものであると考えております。

このため、ファミリーサポートクラブが浸透しさまざまな用途に使用されるようになれば、新たな事業展開も踏まえまして財政的支援の見直しも検討してまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出3款1項3目障害者福祉費、成年後見制度利用支援事業、99ページです。

(1) 事業費の増額理由と事業内容をお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 事業費の増額理由ですが、昨年まで社会福祉援助事業において社会福祉協議会の法人運営人件費に計上しておりました成年後見センター専任職員分の人件費を、成年後見制度利用支援事業に計上したことによる増額です。

予算計上の変更理由は、成年後見制度利用支援事業が地域生活支援事業補助事業の対象となり、国2分の1、県4分の1の補助対象となったためです。

また、成年後見制度利用支援事業の内容につきましては、成年後見制度に関する相談、申請手続き等の支援を行うことを目的とした成年後見支援センター委託事業と、成年後見支援センター専任職員に対する人件費、並びに成年後見制度を利用するに際し、所得が少ないことで利用できない方に対する申立費用及び後見人等への報酬費用となっております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 来年度、どのぐらいの利用者を見込んでおられてこの予算になっているのか、お伺いしたいです。

○鈴木達雄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 成年後見制度の利用支援事業に関しましては、毎年約お一人の方を対象とした形での予算計上を継続で上げさせていただいておりますが、障害のほうに関しましては実績のほうはございません。

平成26年度におきましても、1名の方が利用できるような形での予算計上で計上させていただいております。

○鈴木達雄委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 この制度の周知というんですか、そのようなことで、今、お聞きすると一人とか若干ということで、本当に必要な方がまだまだ埋もれているかどうか、その辺のこともちょっと定かでないと思えますけれども、周知方法については十分されているかどうか、お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 昨年度から成年後見支援センターの委託を社会福祉協議会のほうにお願いしまして、広報等に努めております。

昨年度につきましては、市民向けの講演会、それから民生委員、児童委員を通じましてそういう制度の周知、利用に際してのそういう成年後見制度を利用したほうがよろしいというか、そういう対象者の方々に対する支援のあり方等の周知に努めておりますので、今後は、社協に委託しました成年後見支援センターを軸に制度の周知をうまく図っていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 引き続き、歳出3款3項1目児童福祉総務費、児童虐待等防止対策事業、109ページです。

この事業内容をお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 この事業につきましては、本年度児童福祉一般事務経費から一部を組み替えまして、新設した事業であります。

事業内容につきましては、要保護児童対策地域協議会の開催、児童虐待、DV被害に対応する担当職員や家庭児童相談員の研修、家庭児童相談システムの改修、備品購入に要する経費などです。

このうち、家庭児童相談システムの改修及び備品購入に要する経費につきましては、その全額を県の子育て支援対策基金事業費補助金を受けて実施するものであります。

家庭児童相談システムの改修につきましては、平成24年度に導入した児童虐待などのケース記録を作成、保存するシステムであります。本市の要保護児童対策地域協議会における連絡調整会議や個別ケース会議に則した資料の打ち出しができるようにカスタマイズし、事務の効率化を図るものでございます。

また、備品購入につきましては、突発的に発生する児童虐待の通告に対する児童の安否確認や定期的な要保護児童の家庭訪問、さらには児童の一時避難所への搬送などに使用するため車両を購入するものでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 これも、今、児童虐待等の、本当に、数字ですがかなりの数が上がってきていると思います。

また、実際表れていないものも多いかと想像できますけれども、これの、今、本市においてどの程度のこういった児童虐待の相談等、この利用等があるのか、見込まれているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 26年1月現在で申し上げますと、児童虐待にもいろいろ種類がございます。身体的な虐待であります。

か、ネグレクト、育児放棄でありますとか、そういったいろいろな事例がございます、そのトータルが18世帯、現在市のほうでケースとして把握しております、それにつきまして調整会議でありますとかケース検討会議をしております。

周知方法につきましては、児童虐待の通報件数が増えているんですけども、増えたということは皆さんの関心が増えたということでありまして、件数は増えましたけれども重篤なケースは少なくなっているということで、全国的にそういうケースになっております。

ただ、近隣でも虐待によります死亡例等が発生しておりますので、本市としても適切に対応していきたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 これで今の現状の職員体制ですか、いろいろ研修等とか対策のほうをとっていただくようですけども、現状の職員体制でこのような細かい、資質ですとか経験値も含めて、そういったものがないと対応が十分されないかと思っておりますけれども、職員体制は今のままでよろしいのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 今は、現状で対応しています。

今後、やはりいろいろな事例が多く発生してきますと、やはり職員の研修も大切ですし、人員体制も拡充していかなければならないと考えております。

○鈴木達雄委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、歳出3款1項5目の臨時福祉給付金給付事業費、臨時福祉給付金給付事業、ページ数101ページです。

(1) 目的、対象者について伺います。

○鈴木達雄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられますので、所得の

低い方々への負担の軽減に鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金が支給されます。

対象者は平成26年度の市町村民税の均等割課税がなされていない者で、かつ均等割課税されている者の扶養親族に該当していない方が対象となります。

また、生活保護受給者は対象から除外されております。

予算要求時の対象者は、愛知県から出されました臨時福祉給付金にかかる事務費所要見込み額の算出の考え方で示された均等割非課税対象者で積算しております。

事務経費においても同様に、対象者数に応じた事務費を計上しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 大体対象者は何人ぐらいか、わかりましたら伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 対象者は、7,900人で見込んでおります。

○鈴木達雄委員長 次に移ってください。浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 続きまして、3款2項2目の老人ホーム費、老人ホーム管理事業、ページ数105ページです。

(1) 前年比で減額となった理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 減額となった理由でございますが、養護老人ホームは、平成25年度から指定管理者制度による管理運営を行っております。

指定管理料は毎年度指定管理者と協議の上予算の範囲内で決定することになっております。このため、指定管理者から事前に提示された25年度の収支見込み及び26年度の収支推計をもとに協議した結果、減額となったものでございます。

減額となった理由としましては、老人ホームで行われている介護保険事業にかかる26年度の営業の増収が見込めることから、25年度の状況から推計される26年度の収入の伸びを考え合わせ、指定管理から減額の提示がされたところでございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 続いてお願いします。浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、引き続きまして3款2項4目の老人福祉施設費、ページ数は107ページで、(1)前年比で減額になった理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 減額となった理由でございますが、平成25年度予算では老人福祉施設整備事業にかかる補助金として1億3,150万円を計上しておりましたが、26年度は施設整備にかかる事業がございませんので、その分が減額となったものでございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 引き続きまして、3款3項1目の児童福祉総務費、人件費、ページ数109ページ。

1、前年比で減額となった理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 ご質問の件でございますが、平成26年度の当初予算には平成25年度に配属されている職員を基礎としまして人件費が計上してあります。

ご質問の減額となった理由につきましては、平成25年度の当初予算に比べまして、計上しております職員の数が減ったということが主な理由なわけですが、現時点では平成26年度の職員体制が決定しているわけではございません。

したがいまして、予算の執行段階におきまして当然人数も含めまして人件費を増額または減額する必要が出てまいりますので、これにつきましては平成26年度の補正予算のほう

で調整をさせていただきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 人が減ったのということだったんですが、何名減ったか、わかればお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 平成25年度の当初予算には正規職員が11名、再任用職員が1名の計12名の予算計上でございました。

26年度は、正規職員のみ10名ということになっておりまして、二人の減ということになっております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 引き続きまして、3款3項4目子ども医療費、子ども医療費助成事業、ページ数113ページ。

(1)前年比で減額となった理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 減額のあった理由でございますが、子ども医療費につきまして一人当たりの受診件数、助成額は横ばい状態の傾向であります。受給者数が減少傾向にあることから、受給者数を前年度対比2.3%程度の減少を見込みまして扶助費の算出を行ったもので、減少しております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 引き続きまして、3款3項12目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の、ページ数119ページ。

(1)目的及び対象を伺います。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 初めに、子育て世帯臨時特例給付金の目的であります。消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、国が臨時的な給付措置として実施するもので、この給付金の支給事務につきましては、その費用の全額を国が

らの補助金を受けて市が一元的に行うもの
あります。

次に対象であります、基準日となる平成
26年1月1日において平成26年1月分の児童
手当の受給者であって、かつ平成25年度中の
所得が児童手当の所得制限額に満たない者が
支給の対象となりますが、先ほど福祉課長か
ら説明のありました臨時福祉給付金の支給対
象者及び生活保護世帯につきましては、この
支給の対象からは除かれることとなります。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 引き続きまして、3款3項
13目子育て支援減税手当給付事業費、子育て
支援減税手当給付事業、ページ数119ページ
で、(1)目的及び対象を伺います。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 初めに、子育て
支援減税手当の目的であります、消費税の
引き上げが子育て世帯の負担を重くし、次代
を担う児童の健全育成に影響を及ぼすこと
のないよう、特に子育て世帯を支援するた
めに愛知県が臨時的な給付措置として実施
するので、この給付金の給付事務につきま
してはその費用の全額を愛知県から補助金
を受けて市が一元的に行うものであります。

次に対象であります、基準日となる平成
26年1月1日において平成26年1月分の児童
手当の受給者であって、かつ平成25年の所
得が児童手当の所得制限額に満たない者が
支給対象となります。

このため、先ほど説明いたしました国の子
育て世帯臨時特例給付金の支給対象者とほ
ぼ同様であります、この手当につきましては
国の臨時福祉給付金の支給対象者及び生活
保護世帯についても支給対象となる点で違
うようになっております。

以上であります。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 引き続きまして、3款4項
1目の生活保護総務費、人件費、ページ数

121ページ。

(1)前年比で減額となった理由を伺いま
す。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 減額となった理由につ
きましては、先ほど3款3項1目児童福祉総
務費の人件費でご説明したとおりでござい
ます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 何名減ったか、お伺いた
します。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 平成25年度の当初予算
では正規職員のみ4名の計上でございました。

平成26年度の当初予算は正規職員3名とい
うふうになっております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終
わりました。

次に4番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それでは伺います。

歳出で、3款民生費、3項1目の児童福祉
総務費、放課後児童対策事業、109ページ
ですが、この中で児童クラブの現状と問題
点をどのように予算に反映させたかについ
て伺います。

既に一般質問等で議論を深めております
ので、要点を絞って伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 児童クラブの現
状と問題点であります、施設面としまして
は千郷児童クラブや新城児童クラブなどの人
口が集中している地域における施設の不足、
開設施設の老朽化や空調設備等の不足など
が挙げられております。

また運営面としましては、人口が集中する
地域で年々利用児童が増加する傾向であり、
指導員の確保が切実な問題として挙げられ
ます。

このため、施設面における抜本的な改善策
としては、昨年12月に実施しました子ども・

子育て支援ニーズ調査の結果を踏まえ、新城市子ども・子育て会議にお諮りしながら今後の放課後児童対策のあり方に関する指針を定めていく中で、学校施設の一部利用等を含めた代替施設の検討や、開設する施設の計画的な整備及び充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、予算への反映であります。施設面としましては、先に述べました計画的な施設整備につきましては今後の中長期的なものでありますので、平成26年度の予算には反映されておきませんが、現施設の環境を改善するための施設修繕に要する経費を、本年度当初予算の1.5倍に増額しております。

また、運用面としましては、長期休みに限定した児童クラブの開設など、増加傾向にある児童クラブの利用ニーズに応えるため、指導員となる臨時職員の雇用に要する経費を本年度当初予算に比較して175万2,000円増額しております。

以上であります。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 では続いて伺います。

今回、この児童クラブということなんです。本来、新城版こども園自体が民生、厚生部分の保育という部分と文科省の教育という部分をミックスして誕生させたというかつくったところに大きな特徴があると思うんですが、今、こうなっている児童クラブそのものは民生の単位、保育の観点が強調されていて、教育という面からのアプローチが十分でない。

そこで処々の問題点が出ているように思うんですが、それを踏まえて、担当課と教育委員会のほうでしっかりこういった問題点について協議してきたか、してきたとしたら現状どんな問題点を把握しているか、伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 今後、教育委員会さんと、あと学校長とを合わせまして協議

する場を設けまして、検討していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そういう方向だということはわかったんですが、もっと増やしてほしいとか設備をしっかりとしてほしいといった、行政需要としては拡大しておりますので、いろいろな対応の仕方、校舎を使ったりとか、そういった場合にどうしても教育委員会のほうから最寄りの学校等に対してきちんとした指導がされるべきだと思うんですが、その辺について、教育委員会としてどういうふうにごこの問題を考えてきたのか、その辺、1点確認させてください。

○鈴木達雄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 放課後児童対策につきましては、教育委員会といたしましても対象者が小学生であることから非常に大切なテーマだというふうに認識をしております。

先ほどこども未来課長が答弁申し上げましたように、まだ現在の児童クラブとの所管であるこども未来課と教育委員会との具体的な協議というんですか、そういったものがレールに乗っていないという状況なんです。教育委員会といたしましても、この放課後児童対策は教育委員会が掲げる共育の施策というんですか、実現、推進に非常にマッチすると、児童クラブを活用して共育を推進していく一つの拠点になるものというふうな認識を強く持っておりますので、今後、現在の担当部署としっかりと調整をして、よりよい、言ってみれば新城版の放課後児童クラブというんですか、そういったものの実現に向かっていければというふうに思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ぜひ、今、部長が言われたように保育と教育をミックスして新城版の放課後児童クラブというものをつくるような形

で、そういった気概を持って進めていただきたいと、そういうふうに思います。

○鈴木達雄委員長 質疑ではないですね。

山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

○鈴木達雄委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 中西委員さんが児童虐待防止対策事業について触れられましたが、その回答の中でちょっと確認をしていきたいと思っています。

26年1月1日現在18世帯という、ちょっと、報告がございましたけれども、これは一般通報によってなのか、それともあと、もう一つはこども園を通した中での通報というところで発覚したことなのか。これをまず1点と、あと二つほどお聞きしたいんですけども、特にこども園については子どもの健康把握ということで職員の皆さんが子どもさんたちの体をチェックする中で気づいたという、気づいたという言い方はいけませんけれども、そういう恐れがあるのではないかという子どもさんを見つけるという行動がとれるわけですね、DV症状を。

そのところがあると思うんですけども、それに伴って、やはり体制をとにかく26年度においては進めていきたいという先ほどの答弁がありましたけれども、そのチェック体制も含めてどういうふうに強化をされていくのかなというところがちょっと不安に思うんですよ。

こども園の中だけで、範囲で限られて私はお聞きしているんですけども、その辺のところをちょっとお聞きしたいというところがあります。

それからあと、DVの通報あるいは本人への調査等々があったときに、拒否される場合も中にはあると思うんですね。ご家庭から拒否をされるというんですか、その辺のところのまた体制、それでは行政としてどういうふ

うに動いていくんだと、26年に向けてどういう活動をされていくのかというところ。

この3点をちょっと確認したいと思います。

○鈴木達雄委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 まず1点目の通告先ですけれども、いろいろありまして、こども園からその18件の内上がってきたものは1件でございます。

あと、学校でありますとか健康課の健診でありますとか、そういったところからも上がってくる場合もあります。それによりまして要保護の児童として対象として検討の中に含めて、その児童の最善の対処方法を検討していております。

こども園からの通報体制のチェックですけれども、これにつきましては園長会等で各園長に対しまして、疑われるものがあればすべて通報、こども未来課に入れていただきまして、その事実確認等をさせていただいております。

それから、調査に対して拒否される方につきましては、拒否される方はあるんですけども、やはり市として一番考えるのは子どもの安全を第一に考えておりますので、まずは子どもの安全を図る、ということで、もしそれが児童虐待であればうちのほうから措置として、愛知県の児童相談所と連携しながら措置というか保護という形で動いております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

この際、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後1時00分

○鈴木達雄委員長 休憩前に引き続き、委員

会を開きます。

歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それでは、4款衛生費、1項10目しんしろ斎苑費について、斎苑管理事業、137ページですが、まず利用状況と今後の見通しについて伺います。

遅かれ早かれ、私もご厄介になるところだというふうに思っておりますので、一度議論をきちんとしておきたいと思って取り上げさせていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

○鈴木達雄委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 利用状況につきましては、平成8年4月の業務開始以来、火葬業務につきましては増加を続けておりまして、平成16年度までには年間500件台で推移しておりました。

平成17年度に600件を超えまして、ここ5年間は600件から650件の範囲で推移しております。

斎場の利用につきましては、業務開始から利用状況が増加しておりましたが、平成12年から15年度ごろの年間100件台の時期をピークに減少を続けまして、現在といたしますか平成24年度では15件というふうに減少をいたしております。

今後の見通しにつきましては、火葬につきましては将来人口の推計をもとに予測しますと、総人口は減少するものの高齢者人口の増加により2020年には年間700件に迫る増加を続け、その後微増を続けるものと予測されます。

斎場の使用につきましては、民間ホール等の充実に加え、しんしろ斎苑では通夜等ができないことにより、現状での大幅な利用の増加はないものと思われま。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 続いて伺います。

利用者というか、行政需要的には増えているということなので、言ってみれば一つのビジネスチャンスだと思うのですが、都市部では行政がやるというよりも既に民間が斎苑に進出していろいろな業務をやるようになっていくんですけども、市外からの受け入れ等、多少問題はあるかと思いますが、その辺までクリアして、今後の見通しという点で、増改築等思い切った利便性の向上を図るような考え方というか検討をした経緯はあるか、伺います。

○鈴木達雄委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 平成21年度から22年度にかけて、業務委託ということ、指定管理という方向で検討させていただきましたが、その時点で、先ほど申しましたように通夜ができない、あるいは会食ができないということではなかなか民間事業者がこちらを利用して参入してくるということが難しいというように、現在、まだ検討を続けておりますが、通夜ができないのが一番のウィークポイントということになっております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今、お話があった通夜ができない等、そうした課題については性格上解決できないものなのか、何か見直すことによって解決していけるものなのか。

指定管理という形以外の方法で今後の斎場、斎苑をずっと管理運営していくわけですけども、何か、いい手法なりそういうものを検討したことがあるのか、その辺を伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 なかなか指定管理のほうが難しいということでもありますので、受付から一切の、中の業務も含めた業務管理委託という方向でできないかということで、今、検討しているところでございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 極端な言い方ですけども、

民間企業が一切やるから、ある程度好きにさせてもらえれば一切やりますよというような話があるとすれば、対応できるような形になっているのですか。

○鈴木達雄委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 あくまで公共の施設ですので、条例上の範囲内で委託の中で業者がやっていただければそれは可能だと思っております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 6款1項3目農業振興費、有害鳥獣対策推進事業、153ページ。

地域ぐるみの捕獲推進モデル事業調査委託の事業内容と委託先について伺います。

○鈴木達雄委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 平成24年、25年度に実施しましたトリアージマップ作成にて得られた成果に基づき、実施された地域の獣害防止対策、地域ぐるみで実施する侵入防止柵設置等でございますが、この被害状況調査、捕獲状況調査及び生息状況の追跡調査を実施し、柵設置後のけもの移動経路の変化などの調査を行い、調査結果をもとに捕獲数の増加につなげる施策、被害軽減の施策を行ってまいります。

委託先につきましては未定でございますが、こうした調査が可能である事業所を委託先として選定したいと考えております。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 これまで、昨年度というか本年度もこのトリアージマップの作成は事業としてやってきたと思うんですけれども、こ

れらの結果、対策が講じられる成果が得られた上でさらに必要性のある事業として26年度予算に計上されたと、このような理解でよろしいですか。

○鈴木達雄委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 ただいま下江委員から言われたとおり、その結果に基づいて事業を行ってきたわけですが、この事業、環境省の事業でございます、26年度が最終の事業年度でございます。

その総まとめとして行うとともに、先ほど申し上げましたとおり捕獲数の増につながるようなモデル事業を行っていきたくて考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 もう一つですが、生息状況調査、市全域というエリアが大変広いと思うんですけれども、そのエリアをある程度重点的にするべきエリア、そういうところを中心にやっておられるのかどうか。

それから、この1年、1年半ぐらいの間に大分柵が設置されております。それにより、鹿やイノシシ、そういった動物の移動経路も変わってきたり、それに対する対策も、必要な対策方法も変わってきたり、そういう状況もあるかと思うんですけれども、それらのことを全体的に把握した上で対策が立てられるような生息状況調査になっているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 市内全域の生息調査を行うほどの額ではございませんでしたので、全体で17地区についてこの事業で調査を行いました。

今、下江委員のおっしゃられたとおり、柵によってけもの移動経路等、変わっております。また捕獲についてもその柵によって捕獲しやすくなったようなこともございますので、そうしたものを踏まえた上で来年度以

降、捕獲の増とか被害の軽減の施策を図って
いきたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員の質疑が終
わりました。

次に2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。

6款1項3目であります、農業振興費で
す。

農業経営近代化施設整備事業、155ページ
であります、この中に強い農業づくりとい
う補助金が示されております。この事業の内
容についてお伺いをいたします。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 この事業は、国の交付
金事業でございまして、農畜産物の高品質、
高付加価値化、低コスト化など、地域におけ
る生産から流通までの対策を総合的に推進す
るために、共同利用施設を整備することによ
り産地の競争力を強化するものでございます。

具体的には、愛知東農協の柿の選果場にお
きまして高品位選別システムを導入しまして、
高品質化を図りまして付加価値をつけた販売
を推進する事業内容となっております。

これによりまして、生産意欲の向上と産地
の維持を図りたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 済みません、この中にカラ
ーセンサーで選別をされるのか、従来どおり
重量選別でいかれるのか。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 今回のシステムは、カ
ラー選別システムを入れる予定でございませ
ん。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、次の農業振興費の二
つ目になりますが、人・農地振興事業、同じ
く155ページであります、過日25年度の補
正を打った中で、その総額というのが補正後
で、これ、見てみますと5,800万円でありま

す。

ところが本年度、26年度についての予算が
4,253万6,000円ということで約1,550万円ほ
ど軽減されておりますが、これについてはど
ういった形の中でこのように減額となったの
か、お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 平成25年度におきまし
ては、経営体育成支援事業において研修期間
が終了しました新規就農者が今年度末より経
営を開始することによりまして、トマト、ホ
ウレンソウの施設整備を実施いたしました。

平成26年度におきましては、現在新規就農
者の施設整備計画がなかったことから事業費
が大きく減額した状況となっております。

今後、新規就農者の参入の状況ですとか、
就農計画によりまして施設整備が持ち上がった
場合には補正等をお願いすることも考えられ
ますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 補正の中で、経営転換協力
金というのが1,150万円、25年度にもらえて
おりまして、26年度はゼロということであり
ます。

この経営転換協力金というのはなかなか推
進がしにくい部分だというふうに素人で確認
しましたが、26年度は全くゼロでいかれると
いうことでよろしいのか。

また、そういったことが出てきた場合には
補正を打ってそういった方に対して手を差し
伸べていくのかということですが、それにつ
いてお伺いします。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 この経営転換協力金に
つきましては、人・農地プランを作成した地
域で、地域の中心となる経営体へ農地集積に
協力する農地の所有者さんにお支払いするも
のでありますけれども、現状、なかなか中心

の経営体のほうに集積をされる所有者さんがなかなか見つからなかったというようなことで、今回減額となっております。

来年以降につきましても、今のところそういった希望者がございませんので、もし補正等でまたご要望があるようでしたらまた補正等でお願ひするようになるかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 6款1項1目農業委員会費、農地集積支援事業、ページ数は151でございます。

この業務の内容と、委託へ出すと思うんですけれども、委託の成果をどのように今後活用していくのか、お願ひいたします。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 農業委員会費、農地集積支援事業は、平成26年度から始まります国の新たな農業・農村政策の一つであります農地中間管理機構の創設に関連した事業でございます。農地の有効利用や効率化を進めるため、県の段階で機構を設置しまして担い手へ農地利用集積や集約化を図ります。

この農地中間管理機構事業の基礎業務であります農地台帳や電子地図システムを法律に基づきまして整備するための全額国費の委託業務となっております。

また、耕作放棄地になっている農地や所有者の死亡等により耕作放棄地となる恐れのある農地等につきまして、機構に貸す意思があるかどうかの意向調査も実施をいたしたいと思っております。

この成果によりまして、農地中間管理機構での利用ですとか、人・農地プランに必要な、農地のゾーニングですとか耕作放棄地の解消、担い手の集積、集約に活用いたしたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと1点だけ教えてください。

今の委託に出すところの、農地中間管理機構と言われたと思うんですけれども、これはどういう組織で、どういう作業をしているところですか。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 この農地中間管理機構といいますのは、担い手への農地集積、集約化を推進するために農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるために、愛知県に、都道府県ごとに一つ設置をされます。

機構は農地を所有者さんから借り受けて、その農地を集約しまして貸していただける担い手の方に貸し付けを行う業務を行います。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、当初、今年から始まる事業というふうにお聞きしたんですけれども、この管理機構というのは都道府県に一つずつということで、愛知県の中に、どこかにあるんでしょうけれども、県の外郭団体か何か、農水省の外郭団体というか、そういう何か、機構ですから国の管理下にある団体ですか。その組織について教えてください。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 今回の機構につきましては、県の外郭団体というんですか、というふう聞いております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 では続きまして、6款3項2目林業振興費、人材育成事業として、ページ数は165ページでございます。

補助金の支出先と使途目的、及びどのような成果を求めているのか、お願ひいたします。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 補助金の支出先につきましては、新城森林組合になります。

使途目的及び成果でございますが、この事業は平成23年度から5カ年計画で、財団法人豊川水源基金によりまして示されます水源林の保全を行う人材育成プログラムに基づきまして、新城森林組合と雇用契約を結ぶ作業員5名の人件費を定額補助するものでございます。

5カ年間を通しまして、育林作業では独自判断で作業が任せられるまでの技術取得、基幹作業士育成プログラムへの参加、高性能林業機械オペレーション作業の習熟など、熟達者の指導や研修会、講習会の受講により育林から木材生産までの技術習得を行うことで地元森林組合の雇用、または作業従事によりまして地域林業の担い手としましての活躍を期待するものでございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 1点だけ教えてください。

今年も1,450万円ほど予算が付けてあるんですけども、これは多分全額県の補助かなと思うんですけども、先ほど森林組合の人件費と言われたんですけども、これは何人分の人件費で、あと残というのか、いろいろな機械、いろいろなものに使っていくということですけども、まず何人分の人件費を当てこんでいるか、教えてください。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 作業員の人数は5人でございます。

一人290万円の助成ということで、財団法人豊川水源基金のほうから助成が出ます。それを市のほうで受け入れてまた新城森林組合のほうに支出するというものでございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 6款1項5目畜産振興費、畜産振興事業についてお伺いします。159ページになります。

鳳来牛ということで、今後ブランド化され

ていくだろうということだと思っておりますが、鳳来牛ブランドを見据えた予算となっているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 この畜産振興事業予算は、大きく二つの事業となっております。

一つ目は、家畜診療業務及び防疫業務です。

二つ目は、優良牛の導入業務です。

鳳来牛ブランドを見据えた予算としては、二つ目の優良牛導入促進が挙げられます。

具体的には、市内には高齢な母牛が多く、血統構成が古く、新城子牛市場での低迷などの課題が上げられています

このため、牛生産事業の振興を推進するため、昨年度まで行っていました繁殖用雌牛の導入補助による母牛の更新を促進する取り組みに加え、凍結受精卵を活用し、優良な子牛生産を促進する取り組みを行っていきます。

この鳳来牛の定義は、まだ確立した定義はまだできておりませんが、新城市内で18カ月以上肥育された和牛で、肉質等級3等級以上のものを鳳来牛としており、現在、3戸の農家が専門で取り組みをしております。

また、市内でとれた飼料米を利用しました牛への肉質評価等の研究の取り組みも始まっております

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今後、道の駅等でも新城の何を売り出すかということになったときに、鳳来牛というこのネーミングで一つの商品をつくるということは考えられるかと思っております。

現状ですと、かなり事業を行っている農家が少ないということと、今後どういうふうに進んでいくのかという方向がまだ見えてこないのですが、新城市にとって鳳来牛というもの、この位置付けについてはどのような認識で進めようとしているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 現在、先ほど申しまし

たように、3戸の農家の方が専門で取り組んでおります。

今回の、先ほど言いました繁殖受精卵等の利用を活用しまして、今後も畜産農家の優良な頭数を増やしていただいて、今後、鳳来ブランドになるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑を続けますが、鳳来牛ブランドというものを想定するという事になりますと、やはり売り先ですね、どのように売っていくのかという、この方向が見えてこないとなかなか農家としても力を入れられないというふうに思うんです。

それで、道の駅が今度どういうふうに展開していくかというのは非常に曖昧なところがまだ多いんですが、一つの方向として、牛というもの、肉というもの、これは必要になるのではないかとも思うんですね。

今後、鳳来牛、どのような形で展開していくのかというのは、農家の方と相談をしたりとか今後の展望を語ったりとか、そういう点での働きかけ等はされてきたんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 現在、特に鳳来牛の農家の皆さんは農協の肉用牛の部会等に入っております。そちらと市と検討等を行っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

6款1項6目農村振興費、地域おこし協力隊運営事業、159ページになります。

まず1点目です。どのような目的でどのように配置するのか。

2点目です。支援体制をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 地域おこし協力隊の農

業振興部門では、地域外の人材を積極的に誘致し、グリーンツーリズム等の都市との交流活動の企画・支援活動や、地域の情報を地域内外に情報発信する活動や特産品の開発・販売支援、未利用施設の利活用の研究・企画活動などに従事していただきまして、さらに農林業技術を習得させることによりまして定住就農を目指して、併せて地域の活性化を目的としております。

また、地域おこし協力隊には人口減少や高齢化等の進行が激しい作手地域に配置をしまして、活動をしていただく予定でございます。

支援体制としては、農業課を中心としまして作手の自治振興事務所や作手総合支所、愛知東農協、森林組合、商工会等々、関係機関にもご協力をいただきまして支援をしていきたいと思っております。

また、地域住民には協力隊の趣旨をよく説明させていただきまして、理解と協力を得ながら隊員の支援をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 具体的に仕事の中身、期待する仕事、どの程度詰めておられるかわかりませんが、現時点で協力隊の方に担っていただきたい事業はどのように優先順位を付けておられるのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 現在、協力隊のほうは現在人選が選定された段階でありまして、今後、仕事の内容等についてはまた隊員と協議をすることになるかと思いますが、農業課のほうにおきましては、現在作手地区のほうで、特に北部、南部におきまして地域活性化のための地域計画を策定しております。

この計画を26年度ぐらいから実践する計画があるということでありまして、それに併せて地域協力隊が一緒になってその計画にできるようなことを考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 この事業というのは補助金で運営でき、人材を育成することができる。もしかしたら定住まで結びつけることができるという可能性を持っているということで、いい事業だなというふうには認識しているんですが、具体的に地域おこし協力隊というものが全国でかなりの方たちが活動されているんですが、あの地域の地域おこし協力隊の活動、この活動はすばらしいとか、他地域の調査研究はされているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 この地域おこし協力隊につきましては、いろいろな地域の事例等も十分に勘察した上で今回取り入れることになりました。

また、昨年ですか、過疎シンポジウムにおいても協力隊からの報告等も聞いておりました、そういったもの、そういった事例をもとに今回取り入れるようにしたということでございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 地域おこし協力隊というのは、延々と補助が続くわけじゃないですね。最大3年だと思っておりますが、3年の間にどういう成果を上げてもらおうというふうに考えたときに、やはりスタート点がしっかりしていないと、3年たったけど何も残らないという可能性が高いのではないかと思います。

先日、文化会館で地域からの挑戦ということで環境首都NGOの方たちの主催の報告会が行われたのですが、そこに地域おこし協力隊の隊員の方の林業における事業の説明も、報告もされました。

その地域おこし協力隊の方の言われていた説明の中で問題点というのが、やはり、なかなか自分の活動を理解して、地域の人に理解していただくのが難しいと。自分だけではなかなか難しいということで、地域おこし協力

隊の全国のネットワークの中で情報を交流するというようなことも必要じゃないかとも言われていたんですね。

だから、そういった情報を持った上で地域おこし協力隊のこの事業を進めないと、3年間というのはあつという間に恐らく過ぎてしまうと思います。

今、ご答弁ですと、補助金をもらうんでまずやってみようかなというレベルにしか聞こえないんですが、もし十分な調査ができていないとするのであれば、今からでもいろいろな情報を集めて、実際に着任してもらうときには新城市としての方向、3年間の1年間はずまず何をやってもらう、3年間ではこういう点でやってもらうということを示さないと、地域おこし協力隊の人と相談しても、これはなかなか具体的に何をしたいのかかわからない。地域を知っている方じゃないもんですからね。

その点についてしっかり準備する必要があるのではないかとこのように考えるわけですが、その点についての今後の考え方、動き方、お伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 今回、地域おこし協力隊の制度を取り入れるに当たりまして、当然、今委員がおっしゃるように、担当者レベルで十分な検討をした上で新年度から事業を起すということでもあります。

それぞれの、これは農業の関係ですが、ほかにもあと2名予定しておりますが、それぞれの隊員にどのような仕事をやってもらうということを詰めております。

それで、こういった人が今度協力隊として入っていただけるかという人選も済みました。この後、速やかに本市の考えでのそういうものをもう一度説明して、本人の考え方も十分に理解した上で、お互いに話し合っこの事業を進めていくということでございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 最後の質疑にします。

十分な検討をされてきたというご答弁と理解します。

そうしましたら、優先順位として隊員二人の方に、例えば1点目はこれをやっていただく、2点目はこれをやっていただく、3点目はこれをやっていただくという、3点目までの優先順位の中で具体的に指示したい、お願いしたい事業とか仕事は何なのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 農業振興部門でのお二人の方には、作手地域の北部、南部にそれぞれついていただいて、先ほど言いました地域計画を策定しております計画に基づいて、その実践等をやっていただくというように思っております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 最後ということで質疑にしたいと思っていたんですが、漠然としているんですね。

やはり、地域おこし協力隊というような、新都市の考え方によってはかなり大きな力を出していただけるという事業だと期待しているんですが、地域計画を具体的に実践することになりますと、地域計画の理解、地域の理解、かなり幅が広がって、地域との連携も含めてかなり大きな問題になってくると思うんです。

もう少し具体的に、例えば作手地域で農業振興のためにはどういうポイントをセールスポイントに世間に打ってもらうのかとか、もう少し具体的なところでのご答弁がないと、本当に大丈夫かなという心配しか残らないんですが。

もう少し具体的に地域計画のどういう部分が難しくなっているのかこの部分を強めていきたい、ここに力を出していただきたいというところまでのご答弁があればお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 河合農業課長。

○河合吉夫農業課長 先ほどの地域計画でありますけれども、例えば北部のほうですと小学校が閉校になってその利活用を図ろうというようなことを、計画の中に入っているんですけども、そういったことを地域おこし協力隊とも一緒になって、どうしたほうがいいのか、こういったことをやったらどうかというようなことを話し合っていたければというふうに思っております。

それから、先ほどちょっとお話はしませんでしたけれども、もう一つ、農業振興部門ですとトマトとホウレンソウ、作手の地区のほうは奨励作物というようなことで新規就農者の方にも作付け等はやっていただいております。

これも、今回の地域おこし協力隊の方にもトマト、ホウレンソウ等を作付け等していただいて、将来的には就農等を考えていただければというふうにも思っております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

6款2項1目農業土木費、農地・水保全管理支払交付金事業、161ページになりますが、これまでどのような成果が上がり、その成果をどのように引き継いでいこうとしているのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 鈴木農業課参事。

○鈴木 守農業課参事 農地・水保全管理支払交付金事業の1期事業は、平成19年度から平成23年度までの5年間を市全体で19地区協定を結びまして、2期事業につきましては平成24年度から平成28年度までの同じく5年間で22地区と協定を結びました。

事業の成果につきましては、地元で構成している農業者、行政区、老人クラブ、子ども会等の共同活動において、遊休農地への景観作物の作付けなど有効活用、耕作放棄地対策、さらに農業者、地域住民が直接参加して農業用施設の補修や環境保全施設の設置等、幅広

い展開を実施することによって、平成24年度実績で環境活動参加者3,832人と目標に対しまして110%ほどの成果があり、協定地域住民のコミュニティの強化が図られました。

また、水路、農道等の補修する共同活動による向上活動により、農業用施設の長寿命化対策に対しまして、将来の施設改良費のコスト削減が図られています。

平成26年度につきましては、協定が平成28年度までですが、国の農政改革により、平成26年度から農地・水保全管理支払制度から農業農村の持つ多目的機能の維持・発揮のため、地域内の農業者が協働で取り組む日本型直接支払制度「農地維持支払」「資源向上支払」等に組み替え・名称変更・支援対象が拡充され、支援水準も増額が予定されます。

平成26年度からは、本年度までの活動を引き継ぎ、さらに多面的機能を支える共同活動、農地、水路、農道等地域資源の質的向上を図る共同活動を拡充、強化、支援しまして、国県交付金を活用し推進いたします。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 成果の一端をお伺いしました。本当に一端というような思いがあるわけなんです。

農地・水でかなり地域との連携、農業者との連携も広がったと、それはそれで大きな実績だと思っておりますが、これによって農業者の高齢化に歯どめがかかったのか、農業者の新規就農が上がったのかとかいう点で考えていきますと、5年の1期目が終わって2期目に入っている今、5年後、10年後の地域づくり、地域の農業というのはどう見るかという視点で見たときに、5年間を総括したとき、農業の強化はされたのか、後継者は育成されたのかという点で見たときに成果はどのように評価されているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木農業課参事。

○鈴木 守農業課参事 今回の多面的、来年

度からでございますが、一応25年度までが農地・水で、26年度からまたさらに5年間進めてまいります。

追加につきましては、毎年要望があれば国としては法制化を図りまして農地維持支払を中心に農家だけでも活動ができるような体制になっておりますので、よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今後、せっかく国からの支援の拡充もあるということであれば、少し視点を変えて、新都市のそれぞれの地域、22地区が申請しているということであれば、申請というか実際に活動を始めているという状況であれば、それぞれの地域地域で将来この地域はどういう農業地域にしていくのかという視点を入れて、支援のあり方というものを考えていくという点が必要ではないかと思うんですが、そういう点については何かご検討されたことはありますでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木農業課参事。

○鈴木 守農業課参事 5年ごとに活動の清算といいますか、どのような方向性を向くかという活動内容の報告を活動組織が行うようになっております。

それから、3年目、4年目にもそのような、どの方向にその地域は向かっていくかというのも、交付金の支払う中で結果を求められておりますので、その組織に対しましてどのような方向にしてもらうかは活動内容等精査してまいりますので、よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 もう少し具体的にお伺いします。

例えば、私も杉山で農地・水をやっているわけですが、杉山の環境を守る会という形での活動を続けてきているんですが、確かにこの交付金事業で、農業者にしましても地域を守るという点では杉山の住民の皆さんにしてもプラス面は出ているんですが、やはりこれ

は農業を何とかしたいという基本的な取り組みでもありますので、農業をどうするのか、どういうふうに足腰を強くするのかという視点で行政としてのバックアップがないと、施設の整備をやればいいのか、コミュニティの維持をすればいいのか、それで終わってしまうと思うんですね。

やはり5年後、10年後、どんな地域をつくるかという、視点を変えないとだめではないかというふうに思うわけですが、行政側の発想の転換が必要と考えますが、その点について、今までどおりの方向でいくのか、地域にお任せするのか、行政としてあるべき農業の方向を示して、それに基づいて地域との連携を強めながら進めていくのか、どのようにお考えなのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 鈴木農業課参事。

○鈴木 守農業課参事 市といたしましても、原材料の支給とか地域の考えだけではなく、市側からとしてもこのようにしたほうがいいのではないかと、そういう、施設等も点検も一緒に見てまいりますし、今後耕作放棄地をなるべく少なくする、なくすような形で施設の維持も守っていきたいと思います。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

6款3項2目林業振興費、森林総合産業の創出事業、165ページになりますが、人材育成をどのように進めていくのかという疑問を出させていただいたんですが、先ほど、この人材育成については5人の方の人件費を補助いただいて森林組合に支給して進めていくというようなご答弁をいただきました。

ただ、人材育成というのが今後必要になってくるというのは、これまでどおりではなく、人材育成をどのように広げていくのかという点も必要かと思っておりますので、その点について何かご検討しておられることがあればお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 森林総合産業の創出という観点からでございますが、人材育成事業のほかにも、森林資源調査研究事業としまして、森林資源の有効活用の方法を模索するための市民を対象とする学習会の開催、それから先進地の視察、また市民参加の森づくり講座の開催だとか、地域出前講座の開催、それから森林環境を学ぶ学校出前講座などの開催、こういった取り組みを通じまして、人材の発掘と育成ということを行っております。

こういった取り組みで森林への新たな関わりの構築を目指して、今後とも目指してまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 これまでいろいろな取り組みをやられてきて、今後もその方向で進めていくというようなご答弁だったと思います。

題目が森林総合産業の創出事業というようなことでもありますので、森林総合産業というのはどのような広がりこれから必要になるのかということも考える必要があると思います。

一つは、エネルギーということも出てくると思うんですが、その点から考えていきますと、人材育成というものが非常に重要になると思います。

先ほどお話しましたけれども、地域からの挑戦で、地域おこし協力隊というのは森林産業にかかわった人に、道志村だったですか、そこではお願いをしたわけなんです、新しい事業、新しい視点を持って進めるという意味では、森林産業の創出事業、林業振興の中にこそ地域おこし協力隊という人の力が必要だったのではないかと、このように思うわけですが、ここに地域おこし協力隊の人の力をおかりしようという検討はされたのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 去る2月25日の、地域からの挑戦と題した公開フォーラムで発表の

ございました道志村の事例は、参考にさせていただきたいと思っております。

この取り組みは、木の駅プロジェクトの取り組みやまき材の活用など、NPO道志・森づくりネットワークを中心としました取り組みがベースとなっております。本年度から地域おこし協力隊が加わりまして、体制の強化とともに情報発信機能が強化されたものと受けとめております。

本市におきましても木の駅プロジェクトの取り組みやまき材の活用などに取り組んでいるところがございますので、地域おこし協力隊の役割等、今後検証しながら導入等を検討してまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に5番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、同じく森林総合産業の創出事業の、林業振興費、森林資源調査・研究事業、165ページです。

公共施設用材ストック場設置検証事業ということですが、調査研究の内容と目的、その委託先についてお伺いします。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 公共施設用材ストック場検証事業は、本年度市有林で伐採した木材を実際に公共建築物に利用する際の発注方法、それからストック方法、素材から製材品にした場合の歩どまり率と品質などにつきまして検証することを目的としております。

本年度、林野庁の支援事業によりまして公共建築物への材料調達仕様書などを整備しております。整備した仕組みを実際に運用しながら、問題点を明確にし、より円滑で効果的な供給体制に仕上げるために実施してまいります。

委託先につきましては、供給体制の中核的な役割を担う組織としまして、設立を計画している新城市木材調達協議会を予定しております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 大体概要はわかりますけれども、この公共施設に材木を使うという場合は、これまでも鈴木達雄議員が一般質問等で取り上げて、単年度事業の場合はなかなか難しいということであろうかという形での研究だと思わすけれども、1点お伺いしますけれども、こういった研究とかこういったシステムをやっている先進事例、他市の事例とかそういうのは調査研究されたのか、そこからどのような課題が浮かび上がったのか、その辺についていかがですか。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 先ほど林野庁の支援事業の取り組みを行っているとお申しましたが、その中ではワークショップの開催とか検討会などを開催しております。

その一端としまして、山形県の鶴岡市のほうから講師を招きまして、そちらでの実際の取り組みをお聞きしたりしております。

それから、この支援事業につきましては、林野庁を通じまして技術者の派遣というようなことで、兵庫県のほうからNPO法人サウンドウッズというところから派遣をいただいております。

そちらにつきましても、実際に木材調達の公共建築物での木材調達に関しまして間接的に業務を行っているという実績がございますので、そういった指導を得ながら今後とも体制づくりを詰めていきたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっとよくわからなかったんですけども、先進的にもう進めている自治体があるという解釈でよろしいのですか。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 実際に鶴岡市のほうでは平成21年度ごろからもう木材調達を分離発注等で行っているという実態もございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、もう少し中へ

入りますけれども、こういった形でのストックを考えておられるのか。

公共建築といってもこういった材が要るのかまだわからない状態で、例えば原木のままストックしておくのか、あるいは製材してストックしておくのか、また別にしても、その辺の規模ですとか、例えば2年ぐらい先の公共建築を木造でやるという方向性がはっきりしておればそれに見合うだけの材木をストックすることは可能かもしれませんが、設計によっては長さもばらばらでしょうし、部材もばらばらでしょうし。

だから、かなり制約が出てくると思うんですけども、その辺の方向性はどのように考えておられるかをお願いします。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 本年度伐採しました材木がございます。それを新年度、26年度におきまして製材にしてストックをしていきたいと考えておりますが、その木材につきましては、今のところ作手総合支所のほうに活用できないかというふうに考えております。

まだ実施設計のほうができ上がったばかりかと思いますが、まだそこら辺の木材の寸法、長さ等をまだ確認しておりませんが、そういった木材長所を使いまして、少しでもそちらのほうで活用できないかということを考えております。

今現在は、ホルツ三河さんのほうに丸太としてストックしてございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっとよくわからないんですけども、例えば作手にしてもこれから実施設計があるということですけども、今の段階で、ではどれだけの材を製材しておくということはまずわからないはずですし、よしんば事前にそれがデータとしていただいてやったとして、先ほど市の森林から材をとということですけども、そうすると市有林からストック場へ持っていく作業、これは入札

でやられるのか。ではそのストック場から製品加工、製材加工をするのはこういった競争原理を働かせるのか。

ストックした材を使って建築に使う場合に、では材工分離の場合の競争原理はどこで働くのか。

市が最初に関与した時点でもう単価が決まってしまう可能性がありますし、そこへ官が入ってしまうと競争原理が働かないというジレンマも陥るんですけども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 今回につきましては、試験的に森林課のほうでそういった業務を発注して、まずは体制のほうを整備していきたいという考えで取り組むものでございます。

当然、部材の断面寸法、長さが決まらなると玉切りといったこともできません。現実にはそれを待って、部材寸法等がわかってから行うのが原則になろうかと思えます。

今回につきましては、ある程度木材を搬出する中で、そういったものが早くわからないかということでもございましたけれども、今の時点でもそれはつかめていないということにはなりますけれども、実施設計のほうがもう少し立つとでき上がるというふうに聞いております。そういったところで総合支所のほうに木材を活用していきたいというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今の説明ですと、実施設計があって、それに基づいてストックしていたのでは多分間に合いませんよね。

乾燥を十分にさせないと、やはり木材というのはひずんだりゆがんだり割れが入ったりします。

これも単年度の場合は人工乾燥をしたりして使うケースがあるんですけども、やはりどこかでひずみがきてしまう。やはり自然な状態での乾燥を十分にさせた原木を加工するの

が一番理にかなっていると思うんですけども、今の作手のあれに使おうということになるとかなり時間がずれて、要するに実施設計が終わった段階から工事に入るまでがかなり時間をかけないとそういったことが、作業ができないと思うんですけども、その辺。

今回はテストケースということでそういうことを考えられているんでしょうけれども、今後、市の公共建築に木材を利用する場合のテストパターンという形で問題点を探るという意味ではいいかもしれません。

本当に、これは恒久的な制度として確立を目指していかれることと当然思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 市内産木材を利用していくためには、当然設計段階から施工までのスケジュールに合わせまして伐採から材料支給までの工程を綿密に調整する必要があります。

伐採の時期から使用木材の断面寸法、木材の乾燥の方法、供給体制など、不特定の要因を調整しなければならないこととなります。

事業担当課におきましては、そこで木造化をちゅうちょしてしまうということになりますので、そういったリスクを軽減するため今回の委託を予定してまいります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 やってみてください。

それで、先ほど言った材を市が準備して、それを市の公共建築に使うときに材工分離になるわけですけども、その材の調達で競争原理はどの時点で働かせるんですか。

先ほど聞いた競争原理、要するに官が絡んでしまって材の供給をしたときに高どまりする可能性があるわけで、その競争原理はどの時点で発揮させるのですか。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 先ほど、発注先としま

して新城市木材調達協議会を設立して、そこと契約をしていきたいという説明をさせていただきましたが、製材、乾燥、加工、保管等々、業者さんによりまして役割分担をしていただきまして、納品していただきたいというふうに考えております。

そういったところで、なかなか競争というところはやはり少し難しいかなというふうに考えております。

同レベルの能力等があればそこで競争原理が働いていくわけですが、そこにつきましても当然、ホルツ三河さん等であれば製材能力もあるし乾燥技術も高いということがございますが、それに匹敵するような事業者というのはそうはございませんので、木材調達協議会を窓口にして木材の調達をしていけないかというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 どうもよく、あれですけども、そうすると、工事をやる入札メンバーはその木材調達協議会からの見積もりしかとれないですね。言うことわかります。

そこから材を入れるということは、どの業者も材木の値段は全部一緒になってしまって、競争原理が働かない。

市有林から調達する場合もその調達協議会が独占でやるということになると、またそこでも競争原理が働かないという形です。

と思うんですが、いずれにしても地元の林業振興、あるいは市の財産のそういった材木を使うという方向性はいいと思いますので、かなりちょっと難しい部分はあるのかと思いますし、そういった競争原理を働かせる方法ですとか、あるいは一般質問でもちょっと出ましたけれども、材工分離した場合に工事の、事前にそういった材料を調達しておいて補助金の対象になるのか。

あるいはその調達協議会は何を原資、財源はどこに持ってくるのか、その辺についてはいかがですか。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 先ほど申しました支援事業の中で検討会や意見交換会なども行っておりまして、その中で市の契約検査課、またはホルツ三河、それから新城鳳来製材協同組合さん、それから木材青壮年会さん等にもその会の中に参加していただきまして、協議なり体制づくりの案の検討等を進めてきてございます。

そういった中で詰めてきたところがございます、やはり先進事例的なところでもそういった協議会の設立というところが実例としてございますので、そういった中で、まずは森林課主導で取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ますますわからなくなってきました。

それはいいとして、調達協議会が、市は原木を無償で出すにしても、運んだりするには費用がかかるわけですよね。調達協議会はその費用をどこから捻出するのか。

市は最終的に、その準備した材料が請け負ったゼネコンが引き取ってくればその材料費として市の収入になるかと思うんですけども、調達協議会のそれまでの運営経費、要するにいろいろな手間賃、加工賃、いろいろな経費がかかりますけれども、その原資はどこにあるんですか。

○鈴木達雄委員長 半田森林課長。

○半田守利森林課長 調達協議会の原資というのは、今のところ具体的にはしておりませんが、先ほど申し上げた体制づくりの中では、ある程度役割分担をしながら進めていくということになるかと思っております。

それから、見積もりとかという話も先ほどございましたけれども、調達した材につきましては、原材料で支給するという形になってまいります。

結局は、市が製材加工をして発注して、材

料を市のほうへいったん納品していただくという形になりますので、その納品された材を工事現場のほうへ材料支給ということになってまいります。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に6番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それでは農林水産業費、6款1項3目農業振興費、有害鳥獣対策事業、153ページですが、既に下江委員の質疑でも触れられておりますので、問題点を絞って伺いたいと思います。

現状と問題点をどのように予算に反映されたか、また新たな展開はあるのか、伺います。

私自身は、この人間にとっての有害鳥獣こそが新城市の農林経済、山村経済の救世主になるかもしれないと、そう考える一人でありまして、むしろこの有害鳥獣を資源として捉えるような考え方で今後やっていかないと持続可能な形になっていかないとしますので、とりあえずそういうことで、現状と問題点、今後の展開について伺います。

○鈴木達雄委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 鳥獣害対策の現状と問題点につきましては、農作物などの被害状況が毎年農業者の被害状況調査により集計を行っておりますが、平成23年度まで増加傾向にありましたが、24年度被害額で前年度に比較して約3割減少しております。

これは、23年度から取り組みを始め25年度までに約240キロメートル設置された、地域ぐるみで行う侵入防止柵の効果もあるかと考えられます。

25年度の捕獲頭数は、イノシシ、猿は前年度に比較し減となっておりますが、鹿につきましては既に前年度の捕獲数を超えた数となっております。

捕獲頭数の推移を見ますと隔年で増減を繰り返しており、こうした傾向は今後も続くものと考えられます。

捕獲従事者のうち、近年猟を行う方の高齢化により銃猟免許の返納と新規免許取得者が少ないということから、今後銃猟従事者数が減少すると考えられています。

しかし、農家の方自らがわな免許を取得し、捕獲に取り組む方の増加により、従事者総数ではここ数年横ばいの状況となっております。

どのように予算に反映したかにつきましては、被害防止に効果のある電気防護柵等の被害防除施設設置補助助成、捕獲報償金の支払い、市猟友会への委託事業、鳥獣被害対策実施隊の活動事業についても継続して行うとともに、新たに侵入防止柵の機能向上整備を図るための事業経費を予算計上させていただいております。

新たな展開はあるのかにつきましては、25年度より捕獲従事者へ補助従事者を設ける取り組みを始めたところでございますが、これは従事者が行うことと義務付けられている設置、見回り、えさやりなどについて、わな免許を持たない方が講習会受講により補助従事者できることとなり、従事者の負担軽減になることから数多くわなの設置が可能となり、捕獲増につながります。この補助従事者の拡充を図る展開を26年度推進してまいります。

また、狩猟期間、11月15日から翌年2月15日までの前後15日間は捕獲期間から除いておりますが、市猟友会との協議により26年度からこの期間も有害捕獲を行うことで了承が得られ、周年での捕獲が可能となり、捕獲頭数増により被害軽減につながると考えております。

また、委員から今申し出のありましたジビエ料理、しし肉販売等についてのことでございますが、全国各地で捕獲獣などの有効利用のためのジビエ料理や鍋料理材料等の頒布が行われており、好評を得ているところもあるようですが、対策室においては農作物などの被害の減少を図るための防止対策、捕獲数増を重点におき事業を実施してきたところであ

りますが、今後、他自治体の状況調査及び実施可能性についての検討を考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最初に伺いましたこの現状というところで、捕獲数、つまり駆除した数等はわかっているわけですが、例えば新城市全体でイノシシがどのぐらい現在住んでいて、その数自体は、例えば10年間ぐらいでどういうふうに推移したのか。

被害の数字は農作物被害とか金額的にはあらわれていると思うんですけども、生息数そのもの、絶対数について調査したというか、類推したような数字というものはあるわけですか。あったら教えてください。

○鈴木達雄委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 平成23年度に生息数の、市内全域の生息頭数の調査を行いました。そこである程度の生息頭数の把握はしております。

現在、ここ数年捕獲頭数の推移を見ますと、平均で狩猟期も含め700頭前後捕獲しておりますが、当時の調査頭数を見て、それからまた繁殖状況等を考えますと、そんなにも減少したとかそういうようなことは考えられていないのではないかと考えております。

それから、生息頭数の状況でございますが、ちょっと今資料を探しますので、後ほどお答えします。失礼します。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 単純に伺いたい点は、生息数そのものがどのぐらいあって、そのうちの何パーセント、どのぐらいの割合を駆除すれば被害が一定になってそれ以上広がらない、いわゆるバランスがとれたところがあると思うので、その辺をどういうふうに理解して事業を展開され予算配分されているかということを伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 捕獲頭数につき

ましては、26年度、イノシシにおいては910頭、鹿につきましては260頭の捕獲をしていただくような形で予算計上しております。

対策室としましてはそれ以上の捕獲頭数がほしいわけですが、多分、この頭数であれば今の現状の状況は維持していけると考えております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、ざっくりした話で結構です。イノシシだけで結構なんです、新城市内に現在、子どもも含めて生息数は5,000頭ぐらいですか。

○鈴木達雄委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 先ほど、23年度に生息数調査を行いました。

確か、市内全域と申しまして里山を中心に調査を行いましたので、そこまでの数字は行っていなかったと思います。三千七、八百頭だったと、今、思っております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そこで、次に新しい展開はあるかというところに移っていくわけなんです、侵入防止柵という形で田んぼの周辺にずっとめぐらせていくわけなんです、どなたかの前の質問にもありましたけれども、景観上、見て余り景観的によろしいとは思えないと思うんですが、それと、今後いわゆる広域観光のような形で観光行政を進めていく等々を考えていくと、やはりいつまでもこの侵入防止柵で対応できるとは思えないわけです。

つまり、駆除なら駆除をするし、その辺をきちんとやっていかないとまずいのではないかと、そういうような意見も伺いますので、そこで、逆に5,000頭未満の数字でしたら、そのイノシシを1カ所に集めてしまったほうが話が早いように思うんですが、その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

市内全域に5,000頭が散らばっているので農地なんかを要するに困って入らせないよう

にするんですが、発想を変えちゃって、イノシシを1カ所に集めちゃう、そのほうが具体的には早いように思うんですが、そういうような新たな展開、資源に使っていくような取り組みというのは視野の外ですか。検討に値しないというふうには考えていらっしゃいますか。

○鈴木達雄委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 委員のおっしゃられるように、例えばジビエ料理とかしし肉の頒布等に使うについて、安定的な供給のために放牧場とかそういうものを設けて飼育されたらどうかというようなご質問だと思うんですが、放牧場をつくるについてもその土地の所有者の方の承諾とか、それだけでなく周り、周辺の地域の方の承諾とか、いろいろな問題が生じるかと思えます。また、法等の規制等もあるかと考えられます。

そういうことをクリアできればそういうことも可能ではないかなとは対策室のほうでは考えます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ありがとうございます。

イノシシだけではなくて、猿もそのうちに空き家になっているところに猿が住みついて、猿の家なんかもできるかもしれませんけれども、このイノシシの問題、もう少し抜本的に考えていく必要があるのだろうなというふうに思います。

5,000頭程度であれば、うまく1カ所に集約するなり、また広域的に考えてやっていけば不可能ではないと思いますし、それに伴う食肉加工センター、施設みたいなものを建設していけば、将来的にはきちんとしたビジネスとして成り立つのではないかというふうに思っております。ぜひともそういった方向でやっていっていただきたい。

また、この鳥獣害だけではなくて、もう少しほかのものを複合させていけば山村のビジネスとして成り立つようにも思いますので、

ぜひぜひその辺を検討していただきたいと思
います。

以上で終わります。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終
わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 下江委員と山崎委員の関連
質問で、鳥獣害の問題ですが、最後まで鳥獣
害、害という話だったんですが、これも議論
をしたことがあるかと思うんですが、やはり
自然との共生ということであれば、森林産
業をどう起こすかということで、生態系を変
えていくというような発想の転換が必要だ
と思うんですが、その点について何か検討さ
れていることはあるのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下達司鳥獣害対策室長 先ほどから下江
委員、それから山崎委員のご質問にお答えし
ていたところですが、確かにけものが里へお
りてきたのは山に食べるものが少なくなった
というか、人工林の影響でそういうこともあ
ろうかと思えます。そういう施策も必要では
あろうかと思えます。

先ほど、山崎委員の答弁にさせていただ
いたように、まずは防除、捕獲に重点を置いて、
その上でそういうような施策も考えていけ
たらと考えます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありません
か。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れ替えのため、再開を2
時35分とし、休憩します。

休 憩 午後2時24分

再 開 午後2時35分

○鈴木達雄委員長 休憩前に引き続き、委員
会を開きます。

歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 7款1項1目であります。

商工総務費、地域産業総合振興条例策定事業、
169ページであります。地域産業総合振興
条例審議委員の報酬の算出、これは45万円
ありますが、根拠についてお尋ねしたいと思
います。

○鈴木達雄委員長 柿原商工課長。

○柿原紀宏商工課長 委員報酬の算出根拠に
ついてですけれども、委員報酬は新城市特別
職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例に基づき、1人日額7,500円と
なっております。

委員数は、新城市地域産業総合振興条例、
審議委員会条例に基づき16名以内となっ
ておりますが、1名を市の職員を想定して
おりますので、予算では委員を15名で積
算しております。

また、平成26年度におきまして、審議
委員会を4回開催する予定であります。全
体の委員報酬としましては、委員15名
分の4回で45万円を計上しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 地域産業を振興する
という意味で年4回の審議会が出来る
ということだと思うのですが、その時間
だけで本当にこの地域を生きしてい
こうという、産業を生きしていこう、
振興していこうという条例に結び
つくのかどうかと思いますが、その
点はいかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 柿原商工課長。

○柿原紀宏商工課長 今回4回という
ようにしたのは、3カ月に1回程度
というように考えて4回にしてお
りますけれども、審議委員会の
検討状況にもよりますけれども、
回数をふやすこと、それから、
また27年度も引

き続き開催していくということも考えており、審議委員会の状況により対応したいというように考えております。

○鈴木達雄委員長 続けてお願いします。山口洋一委員。

○山口洋一委員 次の7款1項3目であります。観光振興費、同じく観光のまち新城PR事業、171ページであります。観光用のDVDの作成業務委託ということであります。この内容についてお伺いします。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 それでは、観光用DVDの作成業務の内容につきまして、ご説明させていただきます。

まず、主な業務として四つの部分から成っております。1番目はDVD作成に当たっての企画や台本作成などの構成に係る業務でございます。それから、2番目にロケハン。屋外の撮影に適した場所の候補地の選定・調査、それから、その関係の団体等の出演交渉、日程調整などを含めた撮影に係る業務。3番目にBGMやテロップ、ナレーション等を含めた編集に係る業務。最後に4番目として、DVDというものにするため、納品のためのDVDのプレスをしていただいたり、ジャケットを作成していただくという業務になっております。

この全ての業務を適時適切に行わせるために、成果品を作成するまでの過程を業務計画に基づいて履行確認していきたいというように考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 特に四つに分かれて仕事をさせるということはわかりました。

この中で今、業務委託ということでありますので、職員の方がみずからロケに出向き、みずからそれを交渉していく。また、先ほどの情報システム課のほうもカメラの機械を持っていると思いますので、それをプレスする

だとか、それから編集等々については…。

なぜこういうことを言うかというのと、やはり外注に出してお任せではなくて、自分たちの地域、自分たちの村を地域へPRしていこうということでもありますので、できれば手づくりのDVDができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 手づくりという部分もございます。ただ、専門的に撮影の機材だとか、どういう絵を撮るかといった技法、手法の部分、こちらにつきましてはやはり委託先の会社にアドバイスをいただきながら、台本・企画の部分で十分な打ち合わせをした中でやはりこちらが思うものと、映像的に見て「これは」というようなものをやはり組み合わせる必要があるのではないかとというように考えておりますので、一方では観光課のほうからの要望、それから、もう一方は委託先の映像に対する技法、手法の部分のものを組み合わせるという作業がどうしても必要だということに思っておりますので、先ほどもご説明の中でさせていただいた、成果品を作製するまでの過程の中で適時適切にそういう打ち合わせ等を行いながら、いいものをつくっていききたいというように考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 オリジナルの部分とプロに任せる部分ということで内容はあれですが、せっかく作られますので、製造枚数はどのぐらいなのか。まさかこれを有償でというわけにはいかないと思いますので、多分、無償配布というようになると思いますが、製造枚数。

それから、今わかっていれば、この管内の観光地、そういったものに対する紹介するアイテムがどのぐらいあるのか。

また、奥三河の玄関口として道の駅等も整備される中で情報発信の基地としていくので

あれば、奥三河も含めた、前から奥三河は観光ということをおっしゃられています、それも含めていくのか。

さらには、奥三河を含めるのであるならば、先ほど申し上げたような奥三河との協議会等の連携をして、どのような形をとっていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、成果物の枚数でございます。DVDディスクとしての成果物は100枚を予定しております。こちらにつきましては、やはりこれからの外国人の方へのサポートという部分で、日本語以外にも英語等を予定して、テロップ等の言語の選択もできるようにしていきたいというように考えております。

それから、この活用という部分につきましては、まず既存のところの今あるものをより映像としてきれいなものという形を、魅力あるものという形にしていきたいと思ひ、まず一つはPRという部分で、できるところではこういうものを配布させていただいて見ていただくという機会をふやしていくという内容。それから、旅行会社等へのプロモーションという営業活動の中で、一度これを見てくださいという形で魅力を映像として見ていただくという形をとっていききたいというように考えております。

それから、奥三河という部分の内容につきましては、現在のところ、新城市の観光DVDというような形ではございますけれども、やはり広域観光の視点というものはどうしても観光の部分では外せないというように考えておりますので、こちらの撮影の中が新城市内というように限っておりますので、あとは各北設楽の町村等の映像というものはあるかということも思ひますので、そちらのほうの取り込みができるのかどうかも含めて、打ち合わせの中で詳細を詰め、よりよいものにしていききたいというように考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 かなりの時間と費用を要するわけでありますので、仏つくって魂が入らないようなものにならないようにしていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 7款1項2目商工振興費、企業立地推進事業、171ページになりますが、企業立地をどのように進めていくのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 中西立地課長。

○中西幸成立地課長 新城南部企業団地への企業誘致につきましては、所有者であります愛知県企業庁と連携し、情報を共有しつつ早期完売に努めております。

誘致活動の現状は、新城市企業誘致説明会、東三河5市企業立地懇談会の開催、他市企業誘致説明会、愛知県主催セミナー・キャラバンへの参加、企業展への出展、ホームページへの掲載を行いつつ、小まめに企業訪問、ダイレクトメールにて新城南部企業団地と仮称新城インター周辺企業用地についてPRしているところであります。

今後の進め方におきましては、平成26年度末には新東名の開通と（仮称）新城インターの設置が迫っており、新東名と東名のダブルネットワークが利用できること、津波や高潮被害のない内陸部に位置していること、地盤が強固であること等の優位性を精力的にPRしていきます。

また、企業庁からは新東名の開通が間近に迫り問い合わせがふえていると聞いております。企業庁とも連携をさらに強化し、情報収集に努めて企業立地につなげていきたいと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 私個人としては、アベノミクスの効果も長続きしないのかなと考えておりました、企業立地が非常に難しいのではないかと思っているのです。今のご答弁ですと、愛知県の企業庁にもかなり問い合わせが来ているということなのですが、実際に企業立地がなかなかこの間も進んでこなかったという現状を見たときに、何が一番のネックなのか、どうすれば今後、企業立地が早期に進んでいくのか。

具体的なところで心配する点、あるいは力を入れる点というのは具体的に検討されているのであればお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 中西立地課長。

○中西幸成立地課長 これまでに何社か現地訪問も企業庁とも一緒に受けておりますが、やはり南部企業団地をつくったという当時は内陸の企業団地をつくって、工業用水が利用しない企業を呼ぶというようなコンセプトでつくったようなことも聞いております。そうしたことで、例えば、食料品メーカー等で工業用水が必要といった場合に、ちょっとそこには難点があるのかなというように思っております。

また、力を入れている点につきましては、新城市の立地奨励金条例が今まで条例によって3年間の固定資産税の免除のものがございましたが、新城市もその条例を見直しまして、5年間というように延長もしてまいりまして、他市と比較しても劣らないような条例となっておりますので、そんなことで新城市としましては、そういった誘致の従後策も十分とっておりますし、今後そういった面も積極的にPRをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 新城市に安定的に企業に来ていただくというようなことになったとき、世の流れとして自然エネルギーを活用してい

く。地域産業として自然エネルギーの企業を地元でつくるのか、誘致するのかという流れが大きくなってきていると思うのです。

新城市として思い切って企業誘致の企業というのを絞って、新城のエネルギーをどう使うのかということ限定した企業誘致ということを考えてもいいのではないかなと思うのです。田舎ですから資源はたくさんあるので、その資源の有効利用の仕方というものを明確に宣伝・PRしながら企業を誘致し、この地域でまずこの新城の地域の資源を生かして企業に来ていただいて、そこから地域産業を大きく広げていくという視点が要るのではないかなと思うのですが、今までの方向を転換して、待つのではなく攻めるということで進めるべきではないかなと思うのですが。

○鈴木達雄委員長 中西立地課長。

○中西幸成立地課長 ただいま、自然エネルギーを活用したというご指摘があったわけですが、この企業誘致につきましては、当然県の持ち物でございますので、他の工業団地におきましてそういった事例等はございますが、新城市の南部企業団地におきましては、製造業・物流業という形で進めてまいっております。そうしたことで雇用の面とかそういった面で考えますと、自然エネルギーという点で言いますと少し難点がつくのかなということは思っておりますが、今後はそうした政策等に転換していくということになれば、また愛知県企業庁にご相談をしていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 自然エネルギーも製造業なのです。例えば木材を使ってそれをどのようなエネルギーに転換していくかというのは製造業になるので、全然問題ないと思えますし、やはり新城市がいち早く自然エネルギーに大きく踏み出していくという点では、今後の企業立地、造成事業についてもより明確な方向

を、新城全域の総合産業にそれこそなると思うのです。そういう点での方向転換というのが要るのではないかと。産業・立地部だけの問題では当然なくなると思うのですが、そうしたほうが、企業が来た後の新城の中での産業拡大の展開が広がるのではないかと思います。そういう検討はされたことはないのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 中西立地課長。

○中西幸成立地課長 一度、企業庁ともそういった自然エネルギーについて、企業誘致はいかがかということで企業庁と相談したことはございますが、今のところは新城南部企業団地におきましては、製造業・物流業で通していきたいという企業庁との話し合いもございました。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 県企業庁とは相談されているということですが、新城の中で、庁内の中で総合産業をつくるという点でどういう企業を誘致するのかということを検討したほうがいいのかということでお伺いしましたけれども、庁内での検討、新城は環境都市ということで全国的にも名前を売ろうとしているところなので、いち早く自然エネルギー、環境都市ということで、産業をみずからつくと。それも企業団地も利用しながらつくっていくということは、庁内では検討されたことはあるのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 中西立地課長。

○中西幸成立地課長 そうした調整は今までとっておりませんが、そういった環境都市の新城ですので、今後、環境部とも相談をしながら検討もしていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

7款1項3目観光振興費、湯谷温泉街振興事業ですが、173ページです。

毎年、重油高騰という、重油代ということで対策が行われてきておりますし、今後、ますます大変になるかと思いますが、重油高騰の対策を今後どのように進めていこうとしているのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 それでは説明させていただきます。

湯谷温泉の燃料につきましては、温泉の井戸から温泉をくみ上げて、配湯所で入浴に適した温度にするということで、重油を使用したボイラーにより加温をして旅館等への利用に供しているものでございます。

この使用燃料、A重油でございますが、この価格は上昇してきている傾向があるため、数年前から湯谷温泉審議会でも温泉の管理状況として議論を重ねております。

その内容としては、燃料使用量の抑制方法、その他の燃料への転換、比較、加温の方法の検証、それから、そのほかの燃料を導入した場合の技術的なリスクなどをその対象として、温泉の安定供給を念頭に、さらに重油の取り巻く状況を注視しながら現在も進めているところでございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ご答弁の中にありましたけれども、その他の燃料による検討も行われているということですか。

新城市を応援していただける方から昨年度末にも新しい燃料への検討はどうだという話もあったのですが、もう自然エネルギーという点では化石燃料から乗りかえる時期はもう来ていると思いますので、そういう事業にそういう市民団体の方たちの、市民といいますか、住民といいますか、新城市を応援していただける方たちの取り組みにいち早く乗るといような方向というのは検討としてはされているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 こちらにつきましては

検討させていただいて、観光課だけでなく環境の面という部分もございますし、それから、市民の方たちの意見ということで、企画の方たちにも入っていただきながら庁内検討を進めております。

やはり、どうしてもその中ではコストの問題、トータルコストという形でよくその辺は精査した上で検討を加えた上で導入するか、しないかも含めて進めているのが現状でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 検討もゆっくりやっていると、補助金がどういようように続いていくかわかりませんが、いち早く手を挙げて、早く実践してみると、新城の中で具体的に検証してみるという行動が必要かと思いますが、いつまでに検討を終えると、具体的な行動を起こすというふうなお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今のご質疑の部分につきましては、やはり温泉の安定供給というものがどうしても必要かと思えます。というのは、やはり技術的なリスクというものは、どうしても新しい技術ですとつきまとうものでございます。これもどういようように克服していくかということがすごく大事でございまして、旅館の方たちに、きょう温泉が行かないから営業はやめてくださいということになりますと、これは本末転倒の話になってしまう部分もございまして、こういう技術的なリスクというものを相当ウエイトを置いて確認した上でないと、導入時期というのははっきり申し上げることはできないという内容でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 この技術的な問題ということでお聞きしている範囲では、現在のボイラーを残して併設してチップボイラーをつけるというふうな方向で検討されていたように思います。そうしますと、万が一チップボイラ

ーが動かないと。温泉の加温ができないということになったとしても、切りかえがすぐできるので、すぐにも技術的な問題なくいけるのではないかとこのように判断は個人的にしているのですが、それほどそこに実際に現状の重油ボイラーを取り除くわけでもないのに心配する技術的な問題がそこにあると思えないのですが、具体的にどのようにその点、同じような説明を恐らく聞かれていると思うのですが、どのように技術的な問題が残るのかお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 技術的なリスクとしましては、まず木質の燃料の安定供給が必ずできるかどうか。それから、木質の質も国内メーカーのボイラーを確認したところ、やはり木材の一番いい部分の、真ん中のホワイトペレットといういい部分でないとやはりとまってしまいうようなこともありまして、本当にそれが必ず入って来て、木質ペレットなりチップによるものがたけるかどうかと。それから、もう一つ、今も実際にあるのですが、温泉成分の加熱によりかたくなるという問題もあります。こちらについて、ペレットボイラーの中でかたくなってしまっ、お湯を通して熱交換ができないというふうなことも考えられます。

そうしたこともやはり市の中で実際に行っていく場合は、リスクというものはやはりどうしても考えた上で慎重に進めたいということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今、ご答弁された問題点、検討されている方に投げかけたでしょうか。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、そのボイラーをどういようメーカーのどういようものを入れるのかという内容でお願いをしました。

それから、温泉が加温する際に固形化する

という部分の内容については、温泉水を提供しますので、一度資料として提示しますので確認してくださいというようにお話をさせていただきたいのですが、まだ、その準備段階というものがあると思いますので、まだ持っていただいたという内容にまではなっておりません。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

7款1項3目観光振興費、地域おこし協力隊運営事業、175ページになりますが、どのような目的でどのように配置するのか、支援体制をどのように考えているか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 地域おこし協力隊運営事業の観光分野でございますが、こちらにつきましては自然を生かした観光の推進、それから文化・スポーツ観光の推進という形の具現化・具体化に向けた取り組みとしてスポーツ観光振興による地域の活性化を目指すということでございます。

それから、配置につきましては、観光課の嘱託職員として勤務することとさせていただいております。協力隊員の任期は1年更新という形で最長3年というようになっております。

それから、2問目の支援体制をどのように考えているかということでございます。こちらにつきましては、隊員が活動する上でサポート体制というものをどうしても構築していかなければならないというように考えております。特に今回のスポーツ観光振興につきましては、観光ボランティアとして従事していただいている地域住民の方、それから市内でスポーツ活動を行っている愛好者等への協力・連携体制を築き、隊員本人のスキルアップが円滑に図れるように、その環境を整えることも重要と考えております。

隊員本人が任期終了後、定住・自立も視野

に入れ、幅広く活動できるよう、まずはそうした資源の把握をはじめ活動を通じて良好な人脈作りができるように支援してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 観光課に配置ということですが、観光課に配置されるということは、上司というのは通常の職員と同じような形の対応になるのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今、申し上げました嘱託職員というようになりますので、観光課の体制の中で動いていただくという形をお願いしていくこととなります。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 地域おこし協力隊ということで自由に動いていただくということも必要になるかと思えます。そのときに、余り逆に縛りがあると自由に動けないということにもなりかねないのかなというようにも思うのですが、やはり通常の嘱託職員ということではなく、自由に動ける範囲、言ったら観光ですから、観光課以外にスポーツと絡んでもきますし、いろいろな部署とも絡んでくるということになります。そのときに自由度をどのように確保していくのかということも大きな支援体制になるのかと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 隊員が活動しやすいことは大変重要かと思えますが、ただ、嘱託職員として市の中で活動していただくということで、やはりある程度一定の方向性というものは共有しながら進めていかなければいけないというように考えておりますので、先ほども、まず観光課というところで、今どんな状況に置かれているかということも確認していただいた上で、ほかの先例地等も調査・検討、それをどういうように新城市のスポー

ツ観光振興として生かしていくかというの、ある程度自由度がありながらも方向性という部分では市と観光課と同じ方向性の中でやっていかなければならないと思っておりますので、その辺はやはりバランスをとった上でお願いをしていくという形の中で、打ち合わせとか調整という部分は観光課のほうと隊員のほうで密に行った上で進めていきたいというように考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 行政、縦割りというのがよく弊害として言われるので、せっかく地域おこし協力隊として費用は補助金で、実際に新城で動いてもらうと非常にいい条件ですね。そのいい条件を生かすためには、その人の思いというのはじかにどういように受けとめていくのか。上から抑えてしまえば、もう恐らく1年の結果は大した結果は出ないだろうと思うのです。

ですから、いっそのこと定期的に市長に報告するとか、風通しのもし悪さがあつたら、その状況も含めてどんどん上に上げ、大きな視点で動いてもらうというようなことも考えたほうがいいのではないかとも思うのですが、ほかの地域おこし協力隊という方もおられるものですから、やはり自由度、通常業務に埋没するようになってしまうと、もうほとんど意味がなくなってしまうと思いますので、この観光振興費でお聞きしているのですが、地域おこし協力隊全体を含めてあり方を一度検討したらいかかと思えます。

○鈴木達雄委員長 質疑ですか。

○白井倫啓委員 はい。どうですかということです。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 委員ご指摘の内容のほうで、やはり選考の部分の面接というような部分でも、それから、履歴を出していただいたり、どういう思いをしているかというのも事前に確認をさせていただき、何年後かには

ここまで持っていきたいというような思いも聞いておりますので、なるべくそういうような形で協力隊の隊員が活動しやすく、後の定住だとかといった部分にも配慮できるような方向というものは検討してやっていくべきだということに考えています。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑は終わりました。

次に3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、7款1項3目観光振興費、茶臼山公園整備事業、175ページについてお伺いします。

1点目、整備内容と事業規模について、お伺いします。

2点目、事業スケジュールについてお伺いします。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 2点のご質疑にお答えさせていただきます。

まず1点目、整備内容と事業規模につきましては、新東名高速道路設楽原パーキングエリア、仮称でございますが、牛倉・富永地区に整備されることから、隣接する茶臼山公園、信長戦地本陣等の整備を検討しているものでございます。

平成25年度末、今年度末の部分までにまとめさせていただく基本構想に基づき、平成26年度の事業につきましては再整備のための基本設計、用地測量、実施設計等の業務を行ってまいる予定をしております。

隣接する設楽原パーキングエリアとの連携を図りながら、その連絡路や信長戦地本陣の整備を予定しているものでございます。こちらにつきましては、基本設計を進める中で詳細を詰めていきたいというように考えておりますし、その中で規模も詰めていきたいというように考えております。

それから、2番目の事業スケジュールについてということでございます。基本設計で定めた整備内容を年次計画を立てて施工すると

というのが原則だというように考えております。平成26年度事業につきましては、基本設計、用地測量等を早期発注し、26年度の部分の実施設計を作成して整備に着手できるよう計画的に進めていきたいというように考えております。

なお、この整備を予定している茶臼山が史跡に指定されていることから、関係部署とも連携を密にして、あわせて手続等も進めてまいります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 委員長、ちょっと資料の提示、よろしいですか。

○鈴木達雄委員長 認めます。

○滝川健司委員 これは先日、地元の説明会でいただいた構想の図面ですが、今、整備範囲、規模もこれからということですが、整備範囲はこの着色してあるところが整備範囲というように解釈していいのか。これはどの部分までを整備範囲としているのか。それについてちょっと言葉ではなかなか表現しにくいかと思えますけれど、よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今、委員が資料として出された内容につきましては、こちらは地元との調整を説明会という形でさせていただいている中でたたき台として皆さんにお示しした内容でございます。これ全て、今、着色できているところ全てを整備範囲というようには考えておりませんで、今、その調整を図らせていただいているという状況でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほどの説明ですと26年度には測量費を計上されているようですが、では測量の範囲というのはどの部分になるのでしょうか。予算的に計上されておりますので、範囲も想定してあると思えますけれども、その辺についてお願いします。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今、測量の範囲ということでご質問をいただきましたので、そちらにつきましてはパーキングエリアから進入し入ってくる信長戦地本陣と、それから、茶臼山公園の部分というように考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 わかりました。

では、土地の所有形態はどうなっていますか。市有地なのか、私有地なのか、その辺の区別をお願いします。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、信長戦地本陣の部分につきましては、牛倉自治会でございます。

それから、既存の茶臼山公園の部分、道路に囲まれた部分、そこは市有地ということでございます。

あとのところは自治会も含めて民地という考えでおります。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうしますと、本陣地は牛倉区から地代を払ってお借りするのかわかりませんが、そういったこと。

それから、眺望をよくするために既存の私有林の山林を伐採するということなのですが、その辺についての協議の問題。

それから、実際に伐採したとしても眺望として、この方角、2カ所ほど伐採する予定みたいなのですが、大宮の企業団地の辺から岩倉神社から企業団地、中学校ぐらゐの山が見えるだけで、全体が昔のように見えるわけではないので、なかなか難しいかと思うのですが、その辺の構想をもうちょっとクエスチョンな部分があるのですが、あくまでもパーキングエリアからのアクセスを考えた戦地・歴史のPRという意味でのここ、この部分の整備はわかるのですが、全体となるとなかなか難しい部分があるかなと思っています。

それと、PRといっても下り線からのアクセスになりますので、既に新城インターチェンジを過ぎてしまっているという状況の中で、いかにここへ来てもらうようにPRをするかという、なかなか難しいかなと思っていますので、例えば上り線側のパーキングにもミニ資料館ではないですけど鉄砲を展示させてもらうとか、観光PRで新城にはこういうものがあるというような歴史遺産をPRするような形で上り線のパーキングでそういうのを見て、それでは新城インターチェンジでおりて、ちょっと観光してみようかというような、そんな構想もしていただきたいと思っています。

具体的なことはまだまだだと思のですが、地元説明会でもちょっと確認したのですが、公園としての位置づけです。PRという意味ではパーキングからの立ち寄り客にPRはいいのですが、では、高速を利用しない一般の人たちにこの公園に来てほしいのか、ほしくないのか。あるいは四季を通じて、春は桜、秋はもみじというような植栽をして、四季を通じて楽しめて、世間一般の人が大勢来てくれる公園を目指すのか。それによっても全然構想が違いますし、この道路というのは生活道路で、車もすれ違えないような道路ですし、この進入路もかなり細く車のすれ違えないような道路ですので、そういう基本的な構想によっては全然整備の手法や規模も変わってきます。

それから、地元の人意見もあったと思いますが、確認したところ、当然そうやって「四季を通じて世間一般から大勢の人が来てくれることを望んでいますか」と言ったら、「望んでいない」と。要するに、騒音だ、ごみだ、車だということで生活環境が脅かされるから、そんなに大勢の人が四季を通じて来てくれるような公園にしてくれなくてもいいような意向もあるようですので、その辺もしっかり地元との合意、コンセンサスをとっ

て整備をしていただきたいと思います。

それから、公園ですので当然、水利、トイレの整備の計画もまだちょっとよく示されておりませんし、芝生広場の話もありましたけれども、芝生広場をこんなところへつくってもイノシシの広場になるだけで、掘り返されて終わりという、いろいろな課題もありますので、もう少し基本設計、基本構想を練られる方、現地のことに詳しい人でないと、やはり世間一般の公園の感覚でつくられても無駄だと思いますので、よく打ち合わせをしていただきたいと思います。

それから、地元の地域の方のある篤志家が物見やぐらみたいなものなら寄附してもいいですとか、いろいろなことを言ってくれておりますので、そういった声も参考に、重々地域の人との打ち合わせをして、後々しこりというか、課題ができてトラブルにならないような公園整備をしていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 地元説明会等のお話を委員からお聞かせいただいておりますので、地元の方たちの生活環境への配慮等も含めて、やはり地域の方たちが応援していただけるような公園整備というものはやはりどうしても考えなければいけないかなと。特にその道の内容だとか、それから茶臼山公園の今既存のある部分がいかにこういうような形で経緯して今の状況になったかというの、つぶさに皆さんから意見をお聞きさせていただいておりますので、地元の方たちにも理解をいただけるような公園の基本構想の中で、各段階でまた地元の方たちの意見という部分も説明も含めて多面的な内容で、やはり機会を捉えて説明していきたいというように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にもう1点。将来的な

維持管理費のことも重々配慮された上でいかなければ後々ずっと負担となりますので、しっかりその辺も検討してください。

それから、駐車場の台数の問題ですが、このことも含めてしっかりと検討していただきたいと思います。これは質疑ではないですけど、お願いしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それでは質疑をさせていただきます。

7款商工費1項3目観光振興費、観光のまち新城PR事業、171ページです。

1番、観光用DVD作成の狙いと内容について伺いたいということです。先ほど、山口委員のほうから質疑がありましたので、それを踏まえて質疑をさせていただきます。

まず、狙いと内容について伺います。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、観光DVDの作成の狙いと内容につきましては、この業務につきましては、新東名高速道路の開通にあわせて、本市の魅力を映像を駆使した形で発信を行うためのものでございます。現状、本市の観光PRの方法は、チラシ、ポスターといった活字と写真、紙によるものが主になっておりまして、興味を持っていただいた方には読んでいただけるという状況はございますが、なかなかPRの部分で足りないという部分は認識しております。

本業務によりまして、動画による映像と音声媒体の観光PRを取り入れることで、より多くの機会に本市の魅力を伝えることができ、訴求力の向上につながるものと考えております。

内容につきましては、物産展を始めとした観光キャンペーン、キャラバン、インターネットでのPRでの活用。それから、先ほども

ご答弁させていただいた観光会社、それから、旅行雑誌社等に対する営業活動としての情報提供を行うことで、本市の観光振興を促進したいというように考えております。

内容という部分につきましては、本市の豊かな自然・歴史・伝統文化の魅力を十分に映像で表現していきたいというように考えておりますし、こちらにつきましては企画・提案型という部分で業者選定を行っております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今、ご説明をいただきました。

具体的にどのぐらいの長さのものを予定しているのか。それから、この観光パンフレットのビデオ化になると思うのですが、説明にもありましたように、従来どのような、現行使っている観光ビデオがどういうものであって、これで新東名の時代に入ってくるので、PRの先が例えば東京であったりするわけなので、どのように新都市の魅力を具体的に表現していくのか。従来のものとどういう点を違えたというか、異なった点等について伺います。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、成果物の内容でございますが、本編というものを一つ。それから、総集編というものを一つ。それから、PR短編というものを一つで、この本編につきましては映像時間が20分。それから、総集編というのは5分。それから、PR短編というのは動画で1分というような形で、やはり見ていただく方がどんなシチュエーションというか、どんなTPOの部分で見る状況にあるのかという内容で、そういう形の編集方法というものをお願いしています。

それから、今回、観光用DVDの作成という内容では、やはり観光ガイドブックをそのまま映像にしたというのではなくて、今までにないような映像というものを企画・提案の

中で小さなヘリコプターというような形で、もう少し視点が違う、高さが違うところから見て、こんないいところなのだよというような、その映像の見せ方というのも研究させていただいて、無論魅力あるものが違うということはないのですが、ただ、それをどういうように映像に結びつけていくかというところは変えていくということで、それをまたある程度の長さという部分の中で表現できていくかというものも企画・提案の中でいただいておりますので、その辺を生かしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、空からの撮影、空撮を多用した内容にしますよというような説明だったと思うのですが、おおよそ600万円ぐらいだと、さっき言われた四つのパートに分けていくと、最後のほうの三つぐらいは完全に1社に委託していかないと、これはバラバラにしてということではちょっと考えにくいので、契約の仕方等についてはあらかじめ1社に入れるという形になるわけですか。製作の方法について伺います。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 先ほどもご説明させていただいたとおり、プロポーザルという形で企画・提案をいただきまして、その中で選ばせていただいて、1社と随契をさせていただくという形をとりたいというように考えております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、観光ビデオをつくるときのこだわりとして、新城の郷土自慢、お国自慢というものが何なのかということが一番のポイントになって、ある意味でいうと、観光ビデオの中に新城市の観光あるいは観光行政というものが集約されると思うのですが、その観点で具体的に観光行政としてここまでだよという、観光行政ビデオなの

か、ある程度、観光ビジネスという観点で民間のほうにある程度シフトしたような内容で考えていらっしゃるのか、その辺の内容について、方針について伺います。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 行政ビデオなのか、それともビジネスビデオというのですか、そういうようになるのかというご質問、極端にいうとそういう形になるのかなと思います。

無論、行政がつくるものですので、行政ビデオではあるのですが、より市がつくるものの中で、やはり公平性、統一性というような部分もございますが、やはり観光の部分では見ていただく方という部分の視点は外せないかと思っておりますので、その点では来たいなというような形の内容としていきたいというように思っておりますので、それはビジネスというように捉えることができる可能性はあるかと思っております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ちょっと視点が違うわけですが、つまり、観光行政ビデオでつくと、例えば市の公共施設等を中心にした紹介、市の全体の市勢要覧の観光部分をピックアップしたような形になりがちなのですが、実際の観光というと、PRしてある言葉は語弊がありますが、市として市の施設のPRができれば一定の満足は得られるわけですが、いわゆる観光のビジネスというようになると民間が入って来て、そこに観光客が来てお金が落ちるといふか、使って回って回る。つまり循環していかないと、観光というものは全体が成り立たないわけです。

そういう点から考えていくと、もう少しこのビデオの内容等について、旅館とか要するに観光業者とか、そういうところが実際どうあるよと。つまり、観光客の立場に立ってみると、新城市に桜淵があって、鳳来寺山があってというようなことは、もう興味を持った方なら、今ネット時代ですので、おおよその

ことはチェックできてしまうわけですね。

やはり何が知りたいのかという、そこにもう少しここならでは、新城ならではの情報というものを盛り込まないと、余り有効性というか、有効ではないように思われるので、そうした点、しっかり何が新城市の本当に自慢なのか。例えば東京に持って行って通じるものは何なのか。そういうこと、観光そのものについて、やはりビデオの作成に入る前にしっかりやって、しっかり検討をして、大枠、フレームというものをつくる必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 市の公共施設のPRというようなことは毛頭考えておりませんが、やはりその中には多少施設のPRというものが、魅力ということであれば、それも含めての部分でもございますけれども、やはりそこで観光自慢をしていただくというような形で、インタビューみたいなものも少し取り入れたらというような調整を聞いておりますし、行政だけの部分ではなくて観光協会等からもアドバイスをいただきながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしく願います。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 同じく7款1項3目の観光振興費で、広域観光に対する認識と事業内容について伺います。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 近年、観光客のニーズというのは多様化しております、そのニーズを本市単独で全てに対応するというのは困難であり、他市町村との連携による広域観光での対応が不可欠というようになっております。

そこで、本市として新城・北設楽地域での一体的に取り組むための奥三河観光協議会や、それもより広域的な部分につきましては、東三河広域観光協議会や愛知県観光協会とも連

携して、民間事業者とも力を合わせて観光PR、誘客に取り組んでいるところでございます。

事業の内容としましては、奥三河での周遊性を高める「味のお辺路めぐり」というものが始まっておりますので、このPRや、奥三河ガイドマップ、それから東三河広域観光協議会としての「おいでん祭」の開催など、新しい客層の開拓を視野に広域観光事業の展開や新しい旅行商品づくりも進めていきたいというように考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ありがとうございます。広域観光という形でいろいろ進められるわけですが、先ほどビデオのときにも問題にしましたが、結局この地域で、では山といったら何でしょう。本宮山、雁峰山だとか茶臼山といっても、やはり東京へ出て行くと富士山というのがありますので、では豊川はどうですかといったときに、やはり全国で100番目ぐらいの位置づけにある、流域面積から長さからいっても、そのぐらいなわけですね。そうすると、本当に景色だとか、桜淵の問題もあります、景色だとか、いろいろな豊かな自然云々はいいいのですけれども、やはり東名が開くということは全国をやはり対象にしていけないと、従前の一定地域、中京圏程度のところを想定したPRということにやっていっては限界があると思うのです。その辺をもう少し掘り下げるといって、インタビュー形式とかいってビデオの場合もそういうような手法を新しくするというような形なわけですけれども、広域観光についてももう少し抜本的というのか、フレームのようなものを変えて、何がこの東三河の特徴で、本当に観光地として人を呼べるのか。そこがさびれているというか、ちょっと崩れているようだったらきちんと整備していくとか、そういうある意味でいうと選択と集中のようなことをして、

観光地をもっとつくっていくというような観光資源をつくって磨いていくという視点がないと、なかなか全国的に日本の国自体が観光に力を入れていく観光立国みたいなことを言っているの、そうした点どのような決意というか、基本的な考え方を持っていていらっしゃるのか伺います。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 新東名等にやはり来ていただく方の範囲というものはおのずと広がっていくというように考えておりました、もう既に静岡方面という形で、今まではもう少し狭い、浜松方面ぐらいの内容を行ってきたのですが、無論静岡というようなところにも東三河観光協議会というところではPRにもう既に行っておりまして、そういうところ。

それから、観光協会を中心に東京、関西の愛知県の観光協会と連携して、観光の営業活動という部分もしております。無論、広域という部分の内容では、やはり皆さん、このエリアというものをどういうように捉えて、広域の連携をとりながら、どの辺のターゲットまでを念頭に考えていくかというのは大変重要な要素だというように考えておりますので、これからも無論その辺の検討を加えながら、事業のほうを進めさせていただきたいというように考えております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 広域観光という点でもちょっと象徴的なことを取り上げてみますと…。

○鈴木達雄委員長 山崎委員、簡潔な質疑に努めていただきたいと思います。

○山崎祐一委員 わかりました。

広域観光という点で、広域連合を進めているわけですが、その中の観光という部分で考えていくと、例えば蒲郡のラグーナと新城市の鳳来寺山はどういう違いがあるのですかということになりますので、課長が現時点で考えられている一番新城市でPRしたいこと、自慢したいことというのは何ですか。これで

終わりにします。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今、委員ご指摘の内容につきまして、私も観光の部門に来てから10年おりますので、もう資源というものはすごくたくさんあります。それをいかに事業とか、そういうところに結びつけていける人たちがいるかというところで、やはりその人たちをいかに観光という振興の部分へつなげていくかということが必要だと思っています。無論、PRしたいものはいっぱいあって、とは思っていますが、ただ、市として全体としてという部分ではやはり鳳来寺であったり、それから、長篠・設楽原の戦いというものはどこにもないものですので、そういうものはやはり基本のところを据えていくべきだというように、これは個人の意見かもしれませんが、そういう形をしたいと思います。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 山口委員と山崎委員の関連質疑をさせていただきます。

観光用DVD作成業務委託料ですが、山崎委員の今、指摘もあったのですが、ただ観光をPRするのではなく、まず資源をどういうように磨くか、これが大事な視点だというように思っています、今回の観光用DVD、今の質疑、答弁を聞いておきますと、簡単に言いますとほとんど役に立たないのではないかなという気がしているのです。

やはり資源はあるから魅力が出るのではなくて、あるものをどう磨くかという動きがあってこそ生きてくるというように思うわけです。残念ながら新城市の今のさまざまな資源というのは、現状はあるというレベルかなと。これを東京なりへ持って行って見たときに、

果たして魅力を感じていただけるのか。現実
に観光客が400万円から半分ぐらいに今なっ
ているという現状を考えていきますと、資源
があるということに安住し過ぎた結果だとい
うように考えるわけです。ですから、DVD
作成に力を入れるよりも資源をどう磨くか
というところをまず最初にやるべきだとい
うように考えます。

逆に中途半端なDVDをつくって…。

○鈴木達雄委員長 白井委員、質疑に入っ
てください。

○白井倫啓委員 幻滅、来たらリピーターに
ならないという可能性もありますので、この
DVDの作成ということに含めて、新城市の
観光というものをどういうように魅力発信
するのか。これをまず考えるべきではないか
と思いますが、いかがお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 この観光用DVDの作
成というものは観光アクションプランをつ
くるときにやはりアンケート調査とかをさせ
ていただいて、その中からやはりPRが不足
しているよという調査結果もありました。そ
の一つとして、観光アクションプランの中
でのDVDを知っていただくための活動とい
うものの強化という形で、この観光用DVD
の作成というものが出てきているというこ
とをご認識いただきたいというように思っ
ております。

無論、人との部分の磨き上げというもの
も一方で行いながら、DVD、要は、情報
発信という部分のおくれをとらないように
していきたいというように考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませ
んか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 山口委員と山崎委員の
関連質疑です。

先ほどの観光用DVD作成業務委託料の件

に関してですけれど、このDVD作成に当
りまして根本的な問題はありにせよ、やは
りPRは必要だと私も思っております。し
かし、今、お話を聞いておきますと、市が
はっきりした目的を持っていないような
気がします。これをつくるに当たり。

600万円の予算を有効に使うためには
どうしたらいいのだろうかということで、
やはり今までにない内容とか表現、そし
て編集をしないと、他の観光地との差
別化が図れないのではないか。なので、
やはり委託する前には、それなりの情
報を仕入れて、柔軟なアイデアを集め
ておく。例えば、この市内の若者から
意見をどんどん聞くとか、市外、県外
の人からも意見を聞いておく。そして、
業者に提案する用意をしておくこと
が委託する前に必要なのではないかと
思うのですけれど、いかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 観光用DVDの作
成業務の中で、市としては新城市なら
ではの資源の魅力をどう発信していく
かというものを目的としてこのDVDを
つくらせていただき、それをいかに活
用していくかということも検討させ
ていただいた中でこの業務を委託し
ていく内容でございまして、それは
先ほど、何度も繰り返しになって恐
縮ですが、プロポーザルという形で
企画・提案という形の中で、その目
的を達するためにどういうような
業務をどんな形でしていくかとい
うものを提案いただいて選定をして
いくということでございます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はあり
ませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 今、僕も関連
質疑として山口委員、また山崎委員
のDVDのことについて聞きたいと思
うのですが、著作権等はどうな
ような設定でございましょうか。
もしよければYouTube等に上げて、
海外へのP

Rというのを僕もやってみたいなということ
を思っております。

聞くとところによると、タイのほうにコミュニ
ティに対してY o u T u b eで発表するこ
とでタイのお客さんがこの日本に来るとい
うこともあったそうですし、またブラジルの日
系3世なり2世の方がこの地域に過ごされて
いて、また日本を思い出すときにも新城のD
V Dというのを見て交流を重ねてもらおうとい
うことも大変うれしいなということをおいま
すので、できる範疇ということでオープンデ
ータにさせていただければ、私も力を注げると
思います。よろしくお願ひしたいと思いま
す。質疑です。

○鈴木達雄委員長 質疑ですね。著作権の関
係です。

川合観光課長。

○川合教正観光課長 著作権につきましては、
一切の成果物に関する所有権は発注者、市に
帰属するというようになっておまして、そ
の誓約を提出するということにもなっており
ます。

それから、成果物の2次利用という部分に
つきましても、著作権に「前項の著作権に含
みます」というような仕様書を作成しており
ますので、今後の活用についても一定の部分
についてはできるというように考えておりま
す。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありません
か。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 8款1項2目であります、
高規格道路対策費の中の新東名高速道路開通
記念事業、179ページであります。イベント
事業実施運営委託の内容についてお伺ひいた
します。

○鈴木達雄委員長 坂野土木課参事。

○坂野公彦土木課参事 それでは、お答えさ
せていただきます。

新東名高速道路の建設工事が平成27年春の
開通を目指し現在進められておりますが、こ
の開通を広く市民に周知するとともに、市外
の方も含め祝福するための開通前イベントを
実施する目的で発注する委託費用であります。

委託の内容としましては、警備員の費用で
ありましたり、イベント用ステージ、テント、
発電機、音響設備等の設置及び演出に関する
費用など委託を予定しております。

イベントの内容等につきましては、今後調
整をしながら練り上げていくわけでありま
すが、中日本高速道路株式会社からはまだ開通
の日時が明確には示されておられませんので、
開通の動向や利用可能な施設等の状況を確認
しながら詳細を検討してまいりたいと考えて
おります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 新東名については、当然隣
は豊川市、それからさらに東は政令指定都市
の浜松ということでもあります。これに当市だ
けが、どこの町でやるかはちょっと先ほど確
定していないとおっしゃられたのですが、当
市以外で観光を含めて、例えば、設楽町さん、
東栄町さん、豊根村さん等も含めて一緒にや
るのか。今言いましたように、豊川市だとか
豊田だとか、隣の浜松も一緒になって1カ所
でやられるのか。その点についてお伺ひしま
す。

○鈴木達雄委員長 坂野土木課参事。

○坂野公彦土木課参事 それでは、お答えさ
せていただきます。

沿線の4市におきまして、豊田市、岡崎市、
豊川市、新城市の4市なのですけれども、開
通前イベントの調整会議というのを県のもと
に、愛知県の主導のもとに開いております。
その中では、豊田市、それから岡崎市が岡崎

のサービスエリアのところで一応まだこれは確定ではないのですけれども、検討のほうをされているというように聞いております。

それから、豊川市にあっては、新城市のイベントの中に参加をしたいという形で表明はしております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ありがとうございます。豊川市さんも加わるということであれば、非常に強いなというように思います。

続いて、これは嫌らしいような話なのですが、中日本も商売でありますので、そこで開催イベントを行う。開通前であるけれども、俗にいうテナント料、敷地料を取るという話はどのようなものでしょうか。

○鈴木達雄委員長 坂野土木課参事。

○坂野公彦土木課参事 お答えさせていただきます。

イベントの参加につきましては、商売のような形で、もうけるような形で物を売ったりだとか、そういったことについては参加費を取るという話ではありますが、観光のPRの一環として、言ってみますと商売ではなくとんとんのような形でのものであれば了解が得られるというように伺っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 わかりました。それを含めて当市のPRを十分できていければいいなと思っています。

それから、後のところにもあるのですが、道の駅のPRはこのイベント会場でどういうように進めていくお考えでしょうか。恐れ入ります。

○鈴木達雄委員長 坂野土木課参事。

○坂野公彦土木課参事 道の駅のPRのほうはこちらのほうでは、今、連携のほうとして、現在、中日本高速道路株式会社の開通の時期というのはまだ明確にされておられませんので、

イベントの日程についても不確定の部分が多くあります。相互間、オープンの時期も含めてもう少し動向を見た上で、一緒にPRをするような状況がとれるのか。そういったことについてはもう少し動向を見て検討していきたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 済みません。お尋ねすることがちょっと前後してしまして恐縮であります。

では、続きまして、8款2項3目道路新設改良費の中の道の駅の整備事業であります。185ページでございます。これについて、道の駅開駅式典業務委託の事業の内容についてお伺いをしたいと存じます。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、お答えさせていただきますと思います。

具体的なイベント内容などの詳細については、現在まだ決まっております。道の駅開駅式典につきましては、観光のハブステーションといたしまして市民並びに奥三河の方々はもちろんでありますけれども、観光圏域に対して道の駅の開駅を周知するために式典を行うものであります。

今後選定いたします指定管理者や関係者とも意見調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 まず1点目をお尋ねしますが、開駅の式典をやるときに、現在計画している施設、それから物販であるとか、市が維持管理をする部分以外も含めて、全ての施設はそこまで完成をしているのでしょうか。お尋ねします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 完成をしてからのこのオープニングということになります。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 完成をしてからということでお答えをいただきました。

式典そのものは恐らく1日中かからないと思います。したがって、式典終了後、当然一般客は来ていただくことは可能だという理解をしてもよろしいのですね。特別なだけが、例えばメディオトレーニングで食事をするだとかということではなくて、通常の平常営業に即移れるということでもよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 式典が終わりましたらすぐに一般開放をしたいというように考えております。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 道の駅、三つの仕事があるという中で、地域の情報発信ということであったわけではありますが、先ほど来、あちこち行って済みませんが、観光DVDが恐らくそこまではできるというように理解をしていますので、例えばインフォメーションコーナーで大型画面でせっかくつくったDVDを放映して、「さあ行くよ、見てください」ということはお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 道の駅の一つの目的といたしまして、委員おっしゃるとおり地域情報の発信ということを掲げておりますので、そういう著作権は市にあるということでもあります。また施設もそういうものも入ってきます。DVDのついたものもありますので、そういうことも可能かと思えます。

○鈴木達雄委員長 次に2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 8款4項1目都市計画総務費です。中心市街地活性化対策推進事業、187ページですが、事業内容についてお伺いします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 中心市街地活性化

対策事業は中心市街地の活性化を図るため、地域住民によるまちづくり活動を支援するとともに、市街地整備を進めるためのものでもあります。

平成26年度は駅前広場及び都市計画道路栄町線の事業進捗を図るため、都市計画決定区域内及びその隣接地の用地測量及び区域内の家屋等の物件調査を行うための業務委託料であります。

また、地域住民によるまちづくり活動への補助金及び事務経費であります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 栄町線の整備ということになってくるわけですが、例えば浄泉寺が区域にあるのですが、浄泉寺自体はどのような話し合いになっているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 浄泉寺さんにつきましては、お話し合いのほうを進めているところでございます。その結果等について、個人的なお話ですので結果等は控えさせていただきますけれども、お邪魔させていただいて、お話し合いのほうは進めているところであります。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 浄泉寺さん自体の了解を得るのは恐らく難しいと思いますので、無理な計画はやめて、駅前にロータリーをつくるか、あのあたりの環境整備をするというような方向に転換しながら、栄町線という都市計画決定道路自体、この見直しをやっていくべきではないかと思いますが、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 まず、栄町線及び駅前広場の事業変更というご質問ですけれども、それにつきましては平成20年度でありますけれども、栄町線、町並線から北になるわけですけれども、それと駅前広場整備につき

ましては、市として事業着手をするという方針決定をさせていただいたところでもあります。

これは総合計画の中の「山の湊 創造都市の実現」をするために市の中心核、市の玄関口として市街地整備をするということで方針をさせていただきましたので、その方針に従いまして現在、整備のほうを進めるということでもあります。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 あな地域の方、栄町線都市計画決定地域ということでかなり長い間、自由な改築もできずに苦勞されてきているのです。浄泉寺自体が、実際に浄泉寺さんから了解を得られるかどうかということも考えていきますと、このまま延々とまた我慢の時期をお願いするという事は避けるべきだということに考えています。駅前整備という点では、これから観光ということを考えていったときに否定するわけにもいかないと思いますので、やはり先ほど言いましたように、計画変更ということ視野に入れる時期が来たというように考えています。そういうお考えには立たれないでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 駅前広場の整備につきましては、駅前広場だけの整備では費用対効果というのが出ないということで、栄町線の整備というものも必要であるというように考えております。

しかし、今言われたような状況もありまして、また栄町線について県の事業ということで、駅前広場は市の事業ということで、今、事業区分をさせていただいているところですが、県の事業化を待って事業着手とした場合には、同時に動いた場合には市と県の財政力から見てもなかなか市が追いつけないということもありますし、今のお話のようなこともありますので、優先順位を考えまして、まず駅前整備を中心に駅前広場の事業着手がもし早くできるというものがあれば、その手

法を検討してまいりたいというようには考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、8款1項1目土木総務費、急傾斜地・地すべり対策事業、ページ数では177ページです。

(1) 前年比で減額となった理由を伺います。

(2) どこを対象としているのか伺います。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 まず1点目の減額となった理由をお答えいたします。

平成26年度は急傾斜地崩壊対策事業実施地区はございませんので、減額となったものです。

平成26年度当初予算では、平成25年度に完了いたしました長篠区域の急傾斜地崩壊対策事業の施設台帳作成費の負担金として10万円を計上したものであります。なお、この事業の事業主体は愛知県新城設楽建設事務所であります。

2点目のどこを対象としているかという部分については、どういう箇所が対象となるかということでご答弁させてもらってよろしいでしょうか。

急傾斜地崩壊対策事業は、傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域で、保全対象人家が5戸以上ある場合に事業の対象になりますが、地元負担金が必要となりますので、地元の方のご理解がいただけない場合は事業推進はできませんので、ご承知おきください。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 よくわかりました。その中でいろいろな傾斜度がそういった30度とか高さ5メートル、5戸以上とかとあると思うのですが、その中でちょっと具体的な話になっ

てしまうのですが、市場台に急傾斜地があるのですが、そこに20年前から市のほうに言っているのですがというように、なかなか対策がとられていないということを言われたのですが、そういったところが進まないのは何か基準というか、問題があるのでしょうか。伺います。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 大野田のところのことですが、私も現場は一応一度は見ておりますが、まず保全対象人家戸数という部分がちょうど河川がカーブしたところの上の方が1軒ないし2軒という形の家だと思いますが、やはり5軒以上という制約が急傾斜の場合はあるものですから、人家戸数が足りないという部分と、あそこの場合は傾斜地というよりも絶壁のような位置へ住宅が建っているという部分で、なかなか救う手段がないというのが現実のところです。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういった絶壁の形の場所ということですが、また今後、そういったところに対策とかは、放置せずに対策とかは練られているのでしょうか。伺います。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 下が河川ですので、河川の水がつく範囲内の対策は河川工事で対策することは可能だと思うのですが、そこから上の部分について対策がなかなか難しいという立地条件だと思います。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑いたします。10款5項3目文化財保護費、作手歴史民俗資料館管理運営事業です。225ページですが、展示も含めて運営のあり方を検討する時期が来ているのではないかと、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 作手歴史民俗資料館は県指定天然記念物・長ノ山湿原を始めとする自然、亀山城跡や古宮城跡などの歴史、明治時代における当時の農村の生活の様子を知ることができる古民具及び村芝居、歌舞伎などの民族芸能関係資料などの展示・活用を通しまして、作手地区の特色ある自然・歴史を紹介する場所として位置づけています。

今年度の運営につきましては、情報発信のためフェイスブックを開設するとともに収蔵品の機織り機を使用した講習会の開催、作手小学校閉校メモリアル展、作手高原写真展、長の山湿原や樹木の観察会の開催など新たな企画に取り組んでおります。

今後もこれらの取り組みをより発展させ、施設の有効利用と入館者の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。10款5項4目社会教育施設費、社会教育施設管理事業についてお伺いいたします。

さまざまな社会教育施設がありますが、多角的な視点からの見直しが必要ではないかと考えますが、その点についてお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 鈴木生涯学習課副課長。

○鈴木隆司生涯学習課副課長 それではお答えいたします。

社会教育施設については、合併後に実施した公共施設のあり方検討において、各施設について方向性が出され、現在に至っております。

また、別の動きとして、総合政策部におい

て、公共施設白書の作成に向け、本年1月から本市の公共施設の老朽度、利用状況、運営コスト等の実態調査を始めております。今後、その作業において調査結果を踏まえた将来の維持管理及び更新に係る経費について分析を行い、保全整備方針を導き出す予定でありますので、その作業の推移を見守りたいと考えております

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。10款6項3目です。学校保健費、学校給食安全対策事業、235ページになりますが、放射性物質以外の安全対策ということを新城市として対応も早く行っていただいて、この点については評価すべきものだというように考えておりますが、実際、子どもたちを取り巻く学校給食の安全の問題になってきますと、放射線以外にもさまざまな問題が考えられると思うのですが、放射性物質以外の安全対策は検討されているのかどうか、お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 お答えいたします。学校給食の提供につきましては、安全で安心して提供できることを前提に、児童・生徒においしく楽しい食事をしていただくことに努めております。

このために、国が設けております学校給食衛生基準にのっとりまして、市では食材の検査も行っております。検査内容としましては、ここの費用ではありませんが、衛生管理事業で一般細菌や大腸菌などの細菌検査及び残留農薬について行っており、放射性物質以外についても安全対策を行っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 安全対策というのは、今、問題にされてきているというのは、例えば蒲郡市の学校給食の視察にも行ってきましたが、あそこでは添加物という問題もかなり注意し

て対応してきています。

今、残留農薬も検査されているというお話だったのですが、農薬の残留というのは基準はあってもさまざまな形での農薬が入っています。蒲郡でも指摘されていたのは、例えばパンを食べたときに、ポストハーベスト農薬によって小麦には残留農薬があり、パンによっての児童への影響が考えられるということまで心配されておりました。ですから、農薬の問題、添加物の問題。

今、学校給食以外でも子どもたちはさまざまな形で体に入れています。せめて学校給食ではまず第一に安全というものを実践しながら教育も進めていくという点で、安全対策はより充実させるべきだと考えていますが、その認識をお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 学校給食の提供につきましては、安全ということは非常に大事であるということは認識しております。

ただし、学校給食の提供につきましては、その安全、それから安定、それから安価、この三つのバランスということも非常に必要であります。そういった関係で地元食材も使用するよう努めておりますが、毎日多くの給食を各学校で調理している関係で、大量に多品目を日が変わりで提供できる体制がとれている業者から購入しなければ安定した給食の提供はできないというのも現実でございます。

先ほど申されました完全米飯給食という事例も聞いております。こちらについても、米飯給食はとてもよいことであるというような認識をしております。

しかし、これまでの給食の主食として米飯以外に提供してきましたパン・麺類などについても、市内業者との供給体制があり、それを完全になくしていくということは地域の経済活動に大きな影響も与えるということもありますので、今後検討の余地があるかと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今、100%米飯給食というご答弁がありました。完全米飯給食を目指しているというか、実践した学校・地域で、一番の推進力になったのは、これは行政の判断なのです。それが市長の判断であったり、教育長の判断であったりするわけです。

安心・安全・安価というようなことも言われたのですが、安全というものは当たり前のことです。それを大前提にどのように給食を組み立てていくかという覚悟がなければ、学校給食は守れないというように考えています。現実には蒲郡の学校給食というのはセンター方式ですので5,000食だったのですか、つくっておりますが、できるだけ添加物のないものをというようなこだわりの中で、業者がそのような方向に現実動いています。

新城市に対して言われたことは、「新城市はいいですね」。それぞれが自校方式になっているので、「蒲郡以上に地域に農産物がある。新城だったらできるでしょうね」ということも言われました。要は学校給食を安心・安全なものを提供するという新城市の覚悟があるかどうかだということに思っていますが、ぜひ障害を取り除き、少しでも早く実践するということが検討をお願いしたいと思っておりますが、その点についてどのように、障害があれば、こういう障害があってもなかなかその障害が乗り越えられないということでもあれば、そのご答弁をいただきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 障害という言い方がありましたが、先ほど申しましたように、ある意味では新城市は自校方式、温かくておいしいものを他市よりも提供できているという自負は持っております。これは間違いのない自負ではありますが、逆に各学校が点在しているという部分において、食材が安定的に入るという、いわゆるまとめて食材を投入した給

食センター方式のやり方はとれないということがありますので、そういった意味では地域の商店であったり、学校によって購入先がまちまちという部分もあります。そういったところからすべて地元材を使ってというようなものは今現在としては難しいことであります。今後、検討という形では進めていきたいというように思っております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 歳出10款6項1目保健体育総務費、DOS地域再生事業、229ページです。

一つ目、各競技事業の予算配分について伺います。

二つ目、各競技事業の委託内容について伺います。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 まず、DOS地域再生事業の予算配分でございます。

新城ラリー開催支援委託料といたしまして314万5,000円。ツール・ド・新城開催支援委託料といたしまして50万円。トレイルレース開催支援委託料といたしまして15万円。トライアル選手権開催支援委託料といたしまして6万円。そして、今回、その他新規DOS事業を予定しております。その打ち合わせだと現地調査などの経費といたしまして10万円を計上しております。合計395万5,000円となっております。

2番目の各競技事項の委託内容についてということで、まず、新城ラリーの委託内容といたしましては、ラリーコースの整備及びメイン会場での音響施設、仮設トイレ、テント等の設置や観客に対する安全対策など、主にメイン会場コースの整備。また、競技開催に伴うチラシであったり、パンフレットの作成やPRも含めました関連イベントの開催など

が主な委託内容となります。

2番目にツール・ド・新城の委託内容としたしまして、競技コースでの選手及び観客の監視・誘導、そしてメイン会場でのテント、ステージトラックの設置、また出店者だとかアトラクションなどの関連イベントの調整から上位入賞者への報償費、市からの報償という格好です。

次にトレイルレースの委託内容としたしまして、トレイルレースの大会開催時におきましては、東海自然歩道を利用する一般ハイカー及び競技ランナーの誘導と監視、そして、上位入賞者への報償、また協力いただける関係団体との調整などがあります。

次に、トライアル選手権大会の委託内容でございます。上位入賞者への報償や混雑します観客の誘導、そして、協力いただける関係団体との調整などがあります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 小野田直美委員の質疑は終わりました。

次に3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、10款2項1目学校管理費、人件費、ページ数では207ページ。

(1)前年比で減額となった理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 ご質問の件につきましては、先ほど3款3項1目の児童福祉総務費のところでお答えした内容と同じでございますので、よろしく願いいたします。

なお、計上した職員の数で申しますと、平成25年度の当初予算が正規職員9人、再任用職員3人の計12人分。それに対しまして、平成26年度の当初予算が正規職員7人、再任用職員3人の計10人分ということでございまして、差し引き2人分の減となっております。

○鈴木達雄委員長 次に移ってください。浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 続けて10款2項1目学校管

理費、木の香る学校づくり推進事業、ページ数は207ページ。

(1)いす・机の更新計画を伺います。

○鈴木達雄委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 お答えいたします。

この事業は市内全ての小学校に奥三河産の木材を使用した木製の児童用机といすを導入するものです。平成22年度から順次導入を始め、平成30年度までの9年間で全ての小学校に導入する計画で進んでおります。

財源の一部は愛知県のあいち森と緑づくり事業による木の香る学校づくり推進の取り組みによるものであり、年間の予算枠が県全体で7,000セットあるため、本市に割り振られているのは年間250セットに限られております。

これまでに四つの小学校に導入を完了しておりますが、現在複数年度にわたり5校に導入中であり、今後導入を開始する小学校は6校となっております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 続きましてまいります。10款6項2目体育施設費、穂の香看護専門学校体育施設管理事業、ページ数では233ページ。

(1)管理の目的及び事業の内容を伺います。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 お答えさせていただきます。

まず、管理の目的及び事業の内容でございます。穂の香看護専門学校の体育施設である体育館を看護専門学校が使用しない時間帯におきまして、不足いたします本市の体育施設及び市民体育館の代替施設として市民に開放するための維持管理を目的としています。

事業内容といたしましては、体育施設利用時における管理人の配置や管理人室の電気・電話料、また施設や備品の修繕費などが主な予算となっております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 先ほど看護学生が使われていない時間帯に体育館を使うというようなご説明だったと思うのですが、日中は授業とかで看護学生も体育の授業で使うと思うのですが、日中の時間というのも市民の人が使える時間というのを考えているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 基本的には授業時間というのがある程度制約されますけれど、曜日によっては使える時間帯もあります。そして、基本、土日・祝日は市民のほうにお貸しいただけるという話でございます。

平日で今、はっきりしているのは、午後の6時半から9時までというのははっきりしているのですが、授業の内容であったり、そういった時間割によりましては、昼間の部分がどうなるかということにはちょっとまだ言えません。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 次にまいります。10款6項2目体育施設費、総合体育館調査研究事業、233ページ。

(1) 研究事業の目的と内容を伺います。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 お答えさせていただきます。

まず、研究事業の目的と内容につきましては、本市のスポーツ振興の拠点でもあります市民体育館が取り壊されることになっております。将来的な市民体育館のあり方や建設に向けての検討、また、愛知県による奥三河一体の防災機能を備えた体育館の建設に対する愛知県の情報収集、また、それらの会議を開催する目的の事務予算となっております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それらの目的がたくさんあ

るようなのですが、1万円で足りるのでしょうか。伺います。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 現在、具体的に体育館の建設に向けて、さあ、どうしようという状況ではなく、市民の皆さんの機運というものがあると思いますので、そちらを踏まえながら、それに対応できるよう各関係者の方から集まっていたき会議を開催する、そのときの事務費程度しか計算しておりません。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 10款教育費、6項1目保健体育総務費、DOS地域再生事業、229ページについて伺います。先ほど小野田議員からも同じ項目について質問がありましたので、コンパクトに伺います。

地域経済の活性化という観点から、大会運営について伺います。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 地域経済の活性化の観点から、今後の大会についてということでお答えさせていただきます。

本市が取り組みますDOS事業は、多くの交流人口による地域経済の活性化を目的として、平成16年より事業を進め、はや10年が経過しました。新城ラリーやツール・ド・新城、トレイルレースなどは本市の自然環境や時代にあったスポーツであるということから、年々その規模を拡大し、今後もさらに拡大するものと確信しております。

DOS事業による地域活性化には参加者をターゲットとした参加型競技と競技の観戦者をターゲットにした観戦型の二つのパターンがあると思います。

参加型は、参加者がその大会を目標とし、年間を通じて継続して本市を訪れるような仕組みづくりが必要であり、観戦型においては

単発的な競技であることから、一度にできるだけ多くの観戦者を集めるかがポイントになるかと思えます。どちらも共通して言えることは、その競技への参加や観戦だけでなく、また来たくなるような環境整備など本市の魅力をいかにアピールするかが重要であり、関係部署と市民とのさらなる協力が必要となります。

地域の活性化の拡大・継続という面から、今後の大会運営を行う上で重要な取り組みとして、新東名開通に伴い全国各地から本市を訪れる選手・観客の交通手段は今以上に自家用車によるものと想定され、駐車場不足による事業の衰退や断念は絶対避けたいものであり、頻繁に利用する新城総合公園の公園内もしくは公園周辺において大規模な駐車場の確保が必要であり、さらに大きな事業展開につながると思えます。

また、年間を通じた地域の活性化のためにも継続した事業展開が必要となるため、DOS事業専門部署の確立と、新規競技や大会の実施、またDOS事業を市民の方がいかに利用し利益につなげるのか、いかにしてDOS事業をなりわいとする起業家の育成につなげるかだと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ただいま、最後のほうで少し触れていただきましたが、いかに地域に地域経済を潤すかという点が問題になると思えます。持続可能な形で、こういう一種のスポーツ観光というのですか、イベントを続けていく場合に一番その点が大切になると思うのですが、こうした場合のイベントをスポーツ観光等のマイナス効果として、例えば残されたごみだとか、騒音だとか、いろいろなものが残るわけですけれども、その辺の配慮というか、大会本部として運営上どのような配慮をされているのか伺います。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 やはり一番大きな問題となるのがごみの問題。これが人を集めれば集めるほど多くのごみが会場に残るといような格好になります。

今後の展開といたしましては、イベント開催時にいろいろなものを売る出店等があるかと思えますので、そういったところからそういったごみの処理手数料をいただくとか、利益に応じた形でできれば一番いいかなというように思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 こういった競技に参加された方、あるいは観戦された方が深夜に帰ったりするところを見かけるわけですが、大会本部として参加を受け付ける段階で市内の宿泊施設、例えば旅館だとか、いろいろなところがあると思うのですが、そういうところに参加申し込みの時点で勧誘するというか、「どうですか」というように申し込みをして、宿泊してもらおうとか、そういうような、なるべく地域にお金が落ちていくようなことを大会本部としてやっていくようなお考えというのがありますか。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 いろいろなDOS事業のイベント開催時におきまして、まず参加者への通知といたしまして、「市内にこういった宿泊施設があります。ご利用ください」というような一文は添えていますし、多くの皆さんがネットで参加申し込みをしますので、そこに市内の観光案内をリンクできるような形でっております。

しかし、市内の宿泊施設、参加者は特に1人当たりの単価が安いと言ってはいけませんが、宿泊先との折り合いがなかなか合わないという部分がありまして、どうしても、例えばトレイルレースだと県民の森の宿泊、中には冬にもかかわらずテントで一晩過ごすという方もいるぐらいで、非常に単価が安く、

なかなか旅館の方とは金額の接点が見つからないために、どうしても近隣のビジネスホテルにお客さんが逃げてしまうというのは現在生じております。

そんな中で昨年、新城ラリーを開催したところ、観客の方は割と、近隣を見ながら宿泊する。しかし、昨年は2日間で4万2,000人という観客を得た中で非常に多くの企業さんの出店がありました。そのおかげで、聞くところによりますと、湯谷温泉は満室状態が続いたというようなお声もいただいておりますので、お金のあるところからそういったいいところへ泊まってもらって、お金のなかなか出せない人はちょっとビジネスホテル、新城にビジネスホテルがあればいいのですけれどもなかなかないものですから、お客はどうしても近場の安いところへ逃げてしまうのですけれど、これが継続的に年間通じたイベントとなっていけば、トレイルレースのように、宿泊先からすぐ競技に出て行ける、練習に出て行けるというような仕組みをつくっていけば、今後さらなる経済効果が望めるかと思えます。以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今の話の継続というか発展的な話ですが、大会本部のほうでスポンサー等と話をして、参加者が全て若者とは限らないのですが、若い世代が多いと思えますので、一定額を援助するなり底上げして、例えば安く、3,000円とか5,000円ぐらいで、高いところ、いいところは5,000円、安いところは3,000円ぐらいでも一律泊まれますよというような話をして、紹介しますよと、そういうような形にすればいいかと思うのです。基本的にスポーツをやって、いろいろやった方は温泉につかったりして、やはり新城のよさとか、そういうものを感じて、それから帰っていく。要するに新城をPRしてもらえる方なので、そういった点にも多くのお金を使うとか、そういう考え方を持って

いいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 私もそうやって少しでも多くの方が本市に泊まっていれば、それだけ経済が潤うと感じております。

DOS事業といいながらもスポーツ課がやっているものですから、なかなか観光でここへ泊まってとか、なかなか言えない部分もあるのですけれど、観光課と協調しながら、今現在も事業を進めているつもりでございます。今後、そういった形でさらに進めていければと思いますので、よろしく願います。

○鈴木達雄委員長 以上で山崎祐一委員の質疑が終わりました。

通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了いたします。

この際、再開を4時55分とし、休憩します。

休 憩 午後4時39分

再 開 午後4時53分

○鈴木達雄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

歳出、給与費明細書の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 239ページの給与費明細書職員手当等の内訳であります。26年度で住居手当が130万円前年を上回っております。これに対する根拠。

二つ目は、時間外勤務手当が増加した理由。663万8,000円であります。願います。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 まず1点目の住居手当の件でございますが、住居手当を初めとします職員手当の積算につきましては、基本的に平成25年度における職員の情報に26年度の増減見込みを加味した形で行っております。

住居手当が平成25年度の当初予算に比べまして130万円ほどの増額となっております。これは近年の傾向といたしまして、結婚などを機に借家住まいを始める若い職員がいるということで、その分を支給対象者の増として見込んだことによるものでございます。

二つ目の時間外勤務手当の増加理由でございますが、本市ではこれまで集中改革プランなどによりまして、職員の定員を厳しく管理してまいりました。その結果、市町村合併時と比べまして職員が約200人減少しております。

その一方で、地方分権の進展に伴いまして国や県から市町村への権限移譲というものが進められていますとともに、ますます複雑・多様化する住民ニーズに適切に対処する必要性から、職員の業務量は年々ふえ続けているという状況でございます。このため、これまでも適材適所の人員配置や業務内容の見直しなどによりまして質の高い効率的な行政サービスの提供に努めてまいりましたが、今後ともそれを維持し、さらに向上させていくためには、職員の時間外勤務というものはどうしても避けられない状況となっております。

もちろん労務管理のこともあります。職員の健康管理にも当然配慮が必要ですので、今後とも時間外勤務の縮減に向けた努力は、これまでもしてまいりましたが、引き続き行いまして、ただ、予算としましては近年の時間外勤務手当の増加傾向を反映させまして、663万8,000円の増額ということでさせていただいたものです。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 住居手当の件については、そういった状況だということでありまして、極力結婚された方は市外でなく市内に借家を求めるようなご指導を願いたいということをお願いしたいと思っております。これはお願い事項であります。

そして、次に超過勤務、これは極力、今、人事課長が申されたように、やらないことに限るのですが、労務管理の手法としてフレックスをとるだとか、そういったことができるならば、それによって労務管理がされて、極力この時間外労働勤務、特に日曜出勤でありますと50%、通常だと25%というような上乘せをされておりますので、超過勤務については、職員の方は大変であります、極力避け、また、そういった出勤体制で対応していただけるようお願いしたいと思っております、その点についていかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 今、委員さんが申されましたように、職員の時間外勤務手当、ここ数年ずっとふえ続けているような状況でございます。

やはり生身の人間でございますので、休むということも非常に大切なことでございますので、今、基本的に土曜日、日曜日などの週休日につきましては、振替という形で平日に休みをいただくような形で、土・日の勤務につきましては基本的に時間外勤務ではなく、振替という対応をさせていただいております。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 山口委員の発言の給与費の明細の中で時間外勤務手当の増加ということで、基本的には高い給与の方の時間外手当を上げるということですので、当然、労務費も高くなりますので、ある程度仕事の配分がわかるなら、パートさんだとか、そういう臨時の職員を雇って効率よくやったほうが良いと思っております、どうでしょうか。

○鈴木達雄委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 委員さんおっしゃられるように、当然職員の数を今まで削減してま

いました。仕事はふえ続けておりますので、回らない分につきましては、臨時職員の方、嘱託職員の方、いわゆる非常勤の職員の方も活用させていただいております。

ただ、なおそれでもやはり時間外勤務がどうしても必要ですので、時間外勤務手当と予算をお願いしているわけですが、やはり職員ができない部分で定例的な事務仕事については、非常勤の方をお願いをしていきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出、給与費明細書の質疑を終了します。

歳出総括の質疑に入ります。

質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは第43号議案、平成26年度新城市一般会計予算歳出の総括で一つお聞きいたします。

新城市合併時点の新市まちづくり計画の中で、ちゃんと将来予測などをしながら計画できていまして、それに基づいて総合計画ができていと思います。総合計画も8年間ずっと実施してきて、もうあと残すところ、ことしと来年だけで、第1次総合計画の事業が終わると思うのですが、その中で財政推計を比べてみますと、当初の財政推計の数字と26年度の財政のこの予算を見ますと、ちょっと財政規模が大きくなり、当初200億円ぐらいではなかったかと思いましたが、今回はそれが226億円ですかね。今までふえているということ。また、市債も30億円の大きくなったということで、そのことが今までに下江議員さんの代表質問の中で財政についてはいろいろ答弁もありましたし、ほかの議員さんの中でも答弁を聞きまして、これは作手総合整備、新庁舎の事業がいよいよ着手することになるということで、大きくなっているとは思いますが、このことが将来世代に対してどのような

影響を与えるかについて、当局の考え方をちょっとお聞きします。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 それでは、合併時点の新市まちづくり計画の財政推計に比べということですが、合併時点の新市まちづくり計画は合併前の3市町村及び合併協議会が平成15年8月から検討を始め、翌年8月に承認・策定しました。

この計画中の財政推計についても、平成15年当時の施策や制度が将来にわたって引き続くことを前提に、合併後に実施予定の普通建設事業の概算事業費の追加、事務の合理化・効率化による経費節減等を踏まえ、平成17年度から27年度までの11年度間を推計し、徐々に財政規模が縮小すると見通したものでございます。

一方、合併以降におきまして、平成20年度からの後期高齢者医療制度の創設や平成22年度からの子ども手当の導入・拡充など、そのときどきの国県の施策や要請に応じ、新たな行政需要が生じたこと。実施予定であった普通建設事業の全体事業費が次第に明確になってきたこと。当初では予定していなかった作手総合支所整備事業や東郷小学校整備事業なども追加したことにより、計画時点で想定したほど予算規模は縮小せず、合併当時の予算規模を維持している状況でございます。

こうした状況から、また合併特例債の5年間の期限延長によりまして、平成32年までの財政推計を含む新たな新市まちづくり計画について、昨年3月議会で計画変更のご承認を得たところでございます。比較の対象とすべき財政推計は、合併前に策定されたものではなく、昨年3月に承認を得た変更後の財政推計であるというように考えております。

本年度の予算規模、市債発行はこの財政推計で想定している範囲内であり、また将来世代の負担に関しても発行予定の地方債は地方交付税で措置される有利なものであり、今後

の借り入れ利率により償還額の変動はありますが、決して過重なものではないと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 今、説明をしていただきましたけれど、ということは将来世代には特別な負担はかからないということですかね。どうでしょうか。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 現在の財政推計の範囲内ということで、将来世代への過重な負担はないものというように考えております。

○鈴木達雄委員長 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出総括の質疑を終了します。

総括の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、予算全体の総括の質疑をさせていただきます。

1点目ですけれども、26年度予算は4月からの消費税アップを組み込んだ予算ということですが、本市の財政運営に与える影響、あるいは市民サービスへの影響をどのように分析したかをお伺いいたします。

2点目、消費税アップの反動を見据えた国の補正予算が行われるというような見通しですが、その国の補正予算が地方へ回って来るまでにまたタイムラグというのですか、時間差があるものですか、それをどのようにして考えるか。また、その対応についてお伺いします。

3点目ですけれども、回復基調にある経済動向ということが本市の財政にどのように影響すると判断・分析されたのかお伺いいたします。

4点目ですけれども、基礎的財政収支、プ

ライマリーバランスのマイナス0.8%について、これをこれまでの決算ベースでのプライマリーバランス結果と見て、どのように捉えているのかをお伺いし、以上4点をお願いします。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 それでは四つの質問がございますので、順次お答えさせていただきますと思います。

まず1点目ですけれども、消費税アップを組み込んだ予算とのことであるが、財政運営への影響、市民サービスへの影響をどのように分析したかという点ですが、平成26年度当初予算は、歳入における使用料及び手数料等の一部を除き、原則として消費税率の引き上げを反映した予算編成としております。

地方消費税交付金は地方消費税率の0.7%引き上げに伴い、前年度比16.3%増の5億7,000万円を見込んでおります。このほか、消費税率の引き上げ分2.3%の一部である0.22%分は地方交付税の原資となりますが、市町村の財政状況、交付税算定結果により変動しますので、予算には直接反映はさせておりません。

また、消費税率引き上げに関連して、自動車取得税が軽減されることによる影響額8,300万円の減を見込んでおります。

一方、歳出では消費税率引き上げの影響額を正確に算出することは困難ですが、歳出総額226億8,200万円のうち、税率引き上げに影響されない人件費、扶助費、公債費等の義務的経費や臨時職員の賃金、公有財産購入費、補償費、貸付金等を除く歳出額は総額の約45%、102億8,800万円であります。この全てに税率引き上げの影響があるとすれば、その影響額は2億8,600万円程度と試算をされます。

なお、この影響額はあくまで試算結果であり、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等における保険給付への繰り出し、各会計

の職員人件費に対する繰り出し、各種団体への定額の負担金等消費税率が反映されないものも含まれますので、実際はこの影響額はこれを下回るということでございます。

いずれにしましても、消費税率引き上げの影響は予算規模の1%程度でありますので、予算編成過程における経費の精査により吸収できる範囲であり、財政運営に大きな影響はないというように考えております。

また、市民サービスへの影響につきましては、さきに議決いただきました使用料及び手数料改定のうち一般会計に関連する額は、年間試算で346万8,000円であり、消費税率の引き上げによる市民負担も最小限にとどめたこと。税率引き上げに伴い事業を縮小または中止した市民サービスもないことから、市民生活への影響は非常に小さなものであるというように考えております。

続いて、2点目の消費税アップの反動を見据えた国の補正予算対応の地方へのタイムラグの点ですけれども、消費税率の引き上げに対する対応の一つとして、低所得者及び子育て世帯への影響緩和のための臨時的な負担軽減に対する給付が、本年2月6日に可決した国の補正予算により措置されたところでございます。

消費税率引き上げが4月1日であるのに対し、給付の手続きは6月の市町村民税の賦課決定後であり、扶養親族等の確認作業等を含め、第1回の給付は8月中となる予定です。税率引き上げと給付は本来同時に実施すべきですが、事務手続き上、給付が遅くなるということになります。

市としましては、これらの給付が少しでも早い時期に実施できるよう制度の周知を含め、事前に準備できるものについては着実に進めていく必要があるというように考えております。

続いて3点目、回復基調にある経済動向が本市財政にどのように影響すると判断・分析

したかという点ですけれども、消費税率の引き上げに伴う経済動向への影響ですが、政府においては平成26年度の我が国経済を消費税率引き上げに伴う駆け込み需要に対する4月以降の反動減に留意する必要があるが、本年2月の経済対策等を通じ年度を通して見れば引き続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれるところから、平成26年度のGDP実質成長率は年率1.4%程度の成長を見込んでおります。

また、民間のシンクタンクやエコノミストの成長率予測からも、1.0%程度が見込まれております。

消費税率引き上げ前の住宅や自動車といった高額耐久消費財の駆け込み需要が実態経済を一時的に押し上げた平成25年度の実質成長率、現在の予測では2.6%程度というように国は公表しておりますが、この25年度の実質成長率と比較すると、数値の上では低下しますが、年間を通して実勢としては堅調に推移するものと判断しております。

このように回復基調にある経済動向などを踏まえ、市税においては前年度当初予算に対し2億9,100万円の増を見込みました。

一方、地方交付税においては、市税の増収等による基準財政収入額に用いられる数値の増による影響などを考慮し、2億5,000万円の減を見込んでおります。

増減の要因は、経済動向によるものだけではありませんが、市税と地方交付税との関係では、地方交付税の基準財政収入額の算定ルールから地方交付税の減額が市税の増額を上回ることはないと判断しております。市税の収入増は市の一般財源収入全体の増となり、その結果として臨時の財政需要に対する余裕が生まれ、財政構造の弾力性が増すことにつながるものと考えております。

4点目の基礎的財政収支に関しまして、決算ベースでのプライマリーバランス結果を見てどのように捉えているかという点ですが、

平成26年度当初予算における基礎的財政収支は、平成18年度当初予算以来8年ぶりのマイナスとなります。決算ベースでは、平成24年度決算においてマイナス0.3%となっております。

平成24年度決算では、平成23年度から24年度に繰り越しとなった事業が多数あり、この事業に充当する地方債が多額であったこと、また、年度途中の補正予算により、みんなのまちづくり基金へ9億6,490万円の合併特例債を発行したことなどから、単年総額40億8,310万円の地方債を発行したことによるもので、平成23年度と24年度の2カ年を合計してカウントしますと、プライマリーバランスはプラスというような状況を維持している状況でございます。

平成26年度当初予算においては、大型建設事業が集中する期間であることから、繰越事業の有無にかかわらず基礎的財政収支のマイナスが発生することは想定していましたが、合併特例債、過疎対策事業債など、地方交付税による財政措置がなされる地方債を活用することにより、将来の世代に負担を先送りすることがないように十分配慮させていただいております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、1点目からちょっと再確認していきます。たくさん数字を述べていただいたものですから、頭に入り切らない。

消費税アップを当然組み込んだということで、全体で予算の約1%、2億8,600万円の影響だということですが、それに対して歳入のほうでは地方交付税、譲与税ですとか、交付税のほうは減っているということで、実質上がった消費税増税分の負担2億8,600万円に見合うだけの国や県においては無いということだと思っておりますけれども、その点の差額は結局どこかへしわ寄せが行っている

のかなと思うのですが、その辺についての見解をもう少しお願いします。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、歳出での消費税率の引き上げの影響額が2億8,600万円、これに対して歳入に関してはこれに見合う額が入っていないということでもありますので、当然今までの一般財源の中でそれを吸収したというような形になろうと思います。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 全体の事業費の見直しで吸収したということで、特に市民サービスを低下させたり、行政サービスを低下させたということではないというように理解しておきます。

それから、2点目の国の補正予算の話もありましたし、交付金の交付がおくれるというような形での影響があると思うのですが、そんな中で新城市も当然いろいろな駆け込み需要があったり、消費の落ち込みがあったりということは、市民生活にも当然影響があると思うのですが、要するに国の補正とは関係なく新城市独自のそういった対応、あるいは補正対応というような事業、事業というのか、補正対応、こういった原資を元にそういった対策とか、そういうことも実際になかなか判断は難しいと思うし、実際にこういった影響が出るか、影響が出てからというわけにはいかないと思いますけれども、その辺の考えが、現時点で補正の話をするのもおかしいですが、その辺の考え方を少しお願いします。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 当初予算の段階で補正前提のお話というのはなかなか申し上げにくいわけですが、先ほど申し上げましたように、駆け込み需要とそれに伴う反動減ということで、4月以降一時的に経済情勢は下がるというのは国・地方を通して同様な状況

かと思えます。

新城市としましては、それに対する対応ということで、現時点ではどういった施策を講ずるといような特段の考えは持っておりません。

ただ、予算の歳入の中の地方消費税交付金の金額が、本年度は前年に比べますと16.3%の増というように見込んでおりますけれども、このあたりが実際、歳入のほうがもう少し多くなる予定も考えられますので、そういった状況を見ながら総合的に判断し、機動的な補正予算を組んでいくということになるかと思えます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは3番目の回復基調の経済動向という、本市も当然、先ほどの話で言われたように、多少なりとも駆け込み需要ですとか消費の落ち込み、景気の落ち込み等の影響が懸念されると思えます。ということは、26年度はそれを当然見込んだ予算だと思っておりますけれども、結果的に市税とか法人市民税等に反映がかかわってくるのは、平成27年度に影響してくるとは思うのでございますけれども、26年度予算の審議で27年度予算の話をしてあれかと思えますけれども、そういうことも踏まえた多少落ち込み、27年度への影響とか、そういうことも26年度予算ではどのように分析しているのかをお伺いします。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 先ほど1問目の答弁でもさせていただきましたが、26年度中の経済成長に関しまして、一時的な落ち込みはあるものの年間を通して実勢としては堅調に推移するというように踏んでおりますので、27年に向けて大幅に落ち込むということはないのではないかというように予測しております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 いいような予測のまま見込めるからいいと思えますので、これについて

はとにかく推移というか、結果を見守るしかないかと思えます。

それから、4点目のプライマリーバランスについてですけれども、合併当初の起債、先ほど菊地委員のほうから財政設計とか話が出ました。出た中ですが、平成17年度の合併当時の一般会計の起債残高が232億3,000万円で、決算ベースで24年度末ですと234億8,000万円ということで、ほとんど推移は同じです。ですけれども、実質24年度ですと、そのうち合併特例債が36億4,000万円ということで、起債の中身が置き換わっているということで、その部分の7割は交付税措置されるということですが、その交付税措置がそのまま借金の返済へ回るわけではないし、その分借金が減るわけではないと思うのですが、そういった形で起債の種類が合併特例債や過疎債とかいう有利な債に置き換わってきていて、かつ合併当初の借金の残高と同じ残高が一般会計ベースでは言えます。

それから、他の会計も含めた全ての起債でいきますと、410億円の合併当初あったのが、現在407億5,000万円で、3億円ちょっとぐらいは全体では減っていると。そういった状況の中で合併特例債とかそういう有利な借金に置き換わった起債の種類というか、同額でもそういうように置き換わったことというのは、市の財政運営にはプラスの影響と考えていいのか。単純に数的にその分借金が少なくなったのだというように解釈していいものかどうかという問題がありますけれども、その辺についてももう少し見解をお願いします。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 合併以降の市債の残高につきましては、先ほど委員の申し上げられたとおりでございます。やはり、市債の内容が合併特例債あるいは辺地対策事業債、過疎対策事業債というような地方交付税の措置がある有利なものに置き換わってきたことによりまして、交付税の算定の中での公債費とい

うものも、その分膨らんでおりますので、そういった関係からも交付税が思ったよりは減っていない状況というのも、この起債の内容が変わってきたというところがあらわれているものというように判断しております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほどの菊地委員の質疑にあったように、今後大型事業がかなり続きまして、当然それには合併特例債を充当して、また全体的にも起債がそちらに置き換わっていくということは、それで10年以降また交付税が算定替えて少しずつ減っていきますけれども、逆にその分を合併特例債とか起債の種類が変わったことによって、そちらが有利になるなんていう考え方で理解してよろしいのか。

今後さらに借金というか、起債の残高がふえても、今言った特例債や過疎債に置き換わることで、財政推計も含めて影響はないというように考えていいのか。その辺についての見解をお願いします。

○鈴木達雄委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 平成28年度からの合併算定替えの縮減期間になりまして、影響額は単年で2億円、5年間たつと10億円ぐらいを見込んでいるということでありまして、そこに関しましては、起債の種類が、先ほど言いましたように合併特例債なり過疎対策事業債に変わることによって、その影響額というのが小さいほうに影響するということがありますので、財政運営の点では有利になるかと思えます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは最後にしますけれども、国の借金が1,000兆円を超えたとか新聞で騒がれ、あるいは1人当たりの借金が幾らだと言っていますけれども、国の借金と地方の借金は当然違っていて、自治体は夕張みたいに財政破綻すれば、我々自身が負担してその借金を返していかなければいけないので

すけれども。

国の1,000兆円は国から見れば借金ですけれども、我々から見ればその原資が国民の貯金であったり、保険会社だとか銀行とか、いろいろなところから調達して、ギリシャみたいに海外から調達してないものですから、我々から見れば、国民から見れば、単純ですけれども1,000兆円の貯金があるというように考えているのですけれども。ただ1,000兆円のうちにも海外資産ですとか、外貨準備だとか、いろいろな内部留保だとか考えれば、1,000兆円が恐らく3分の2から半分近くまで、実際は数字は減るかと思うのですけれども、そういった意味で国の借金の1,000兆円、1人何百万円の借金だというマスコミのプロパガンダ的な、大変だ、大変だという考え方と、地方自治体の借金は我々自身が返していかなければいけない借金だと。その辺の違いというのを、もう少し市民の皆さんにわかるように解説していただけますか。

○鈴木達雄委員長 簡潔に回答してください。

清水総務部長。

○清水照治総務部長 国の1,000兆円ですか、借金はやはり重たいと私自身は思います。

ただ、国の借金もそうですが、地方の借金、市の借金については、それなりに合併当時から公債費比率も17%ほどありましたが、8.5%程度に半減しました。先ほど言いましたように、起債の一般会計の借金は230億円で同等ですが、実際の負担は半分になったということで、それは合併特例債や過疎債等、有利な起債を充当したことで減額されたことではあります。その辺は地方にとっては、地方といいますか、新城にとっては財政的には運営が楽になったというように解釈しておりますが、国の借金は予断を許さないと言ったほうがいいのか、そこら辺は個人的な見解ですが、赤字国債、要は生活に困窮して経常的

な収入を借金で賄っているということですから、余り好ましい話ではなく、建設国債的な事業をやる、家を建てる、道路をつくるというようなものについてはいいかと思いますが、いまだ赤字国債、生活苦で借金をしているというのは好ましい話ではないと感じております。

○鈴木達雄委員長 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

以上で、第43号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は自席でお願いいたします。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第43号議案、平成26年度一般会計予算、第43号議案に反対する立場で討論を行います。

反対する大きな理由は、今回の予算は市長の言われる新庁舎建設事業を発射台として三つの政策、産業・住宅・エネルギーを進めていくための予算ですが、これらの重点施策の発射台となる新庁舎建設事業は全く住民の声、市民の声が入っていない予算になっているからです。

市民の意見である新庁舎建設の規模について、いまだに多くの市民の中で疑問や不信感が払拭できておりません。「庁舎は身の丈に合った大きさにしてほしい」や、私に寄せられている市民の声は「高過ぎる国保税を下げしてほしい」、「市民病院スタッフをふやしてほしい」、「学校給食の無料化実現」など、そして、「増税で大変な生活になっていくのをどうにかしてほしい」などの声が多く寄せられています。

また、新年度予算は、アベノミクスも踏まえて、回復基調である経済動向だと捉えて、

市税収を4.1%増の73億8,400万円の見込みで計画していることですが、一方で、大型箱物事業で市債の発行が8億円も計上されていて、その結果、プライマリーバランスがマイナス0.8%で崩しております。さらに、ことしは消費税が8%のアップ、物価の上昇、働く人の賃金がふえていない状況があります。消費税増税後の経済が失速の可能性もあり、人口減少、少子高齢化社会の時代で、税収が減少していく中で過大な設備をつくるほど維持管理費は膨張し、大型箱物事業中心で住民生活の苦難軽減の考えに立った予算ではないと言わざるを得ません。

詳しい反対討論は本会議で行いますが、プライマリーバランスを崩さない程度の身の丈に合った大きさの事業にすることで、新城に住んでよかったと思えるような市民の命と暮らしを守る予算に組みかえるよう提案し、反対討論として終わります。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、第43号議案、平成26年度新城市一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

予算の特徴としまして、初めて地域自治区予算が計上された点が挙げられます。そして、市長マニフェストの一つ、若者政策事業の推進も含め総合計画の基本戦略における市民自治社会創造という目標に向け、まちづくりの主役である市民の地域における自主的かつ主体的な自治の取り組みにより世代のリレーができるまちづくりの推進につなげていただけるよう、まずは新年度予算に期待するところであります。

ただいま反対討論で新庁舎建設事業等による起債の発行や財政支出による市民生活への影響を心配された発言がございました。本格的な事業の実施が進んでいきます新庁舎建設事業、インター周辺整備、作手地区総合整備

事業などの大型事業につきましては、中期的な観点で財政計画による財源確保の裏づけのもとに計画された事業であります。これらのことから、市民の福祉向上と地域の発展につながるための必要な基盤整備としても責任を持って確実な執行を望むものであります。

また同時に、大型事業が続くことになる今後の財政運営上、行財政規律に最新の注意を求めるとも申し添えます。

さて、平成26年度中には新東名の開通も予定されています。機を逃さず観光・産業振興により地域経済の足腰をしっかりと固め、さらに発展させる上において、自立創造のための事業の積極的な推進のための予算計上がされている点も重要なポイントです。

地域医療体制の充実に向けての事業や高齢者福祉、子育て支援、共育の推進に力を入れる教育分野、防災・防犯対策、消防分野等においても個々の事業について細かくは申し上げませんが、独自性と特色を出しながらバランスのとれた予算配分がなされていると思います。

平成26年度予算は、全体として投資的な事業を推進する中においても、市民福祉の向上の視点で適切な事業執行のための予算措置がなされていることを認め、賛成討論とします。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより、第43号議案を採決します。

賛否両論ありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木達雄委員長 起立多数と認めます。よって第43号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、第44号議案 平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をいたします。

第44号議案 平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計予算、歳出8款1項1目一般会計繰入金、その他一般会計繰入金、国保ページ数、13ページ。

(1) 前年比で繰入金が減額となった理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 繰入金が減額となった理由でございますが、その他一般会計繰入金につきましては、これまで福祉医療費波及増に対する繰り入れと、保険税率改正に伴い激変緩和措置のための特別繰り入れの二つについて繰り入れをお願いしてきました。

収支バランスを改善するため、平成22年度から段階的に保険税率の改正を進めてきて、平成25年度の税率改正で保険給付費に見合う税率に到達したと判断し、平成26年度では一般会計から特別繰り入れを行わないことといたしました。これにより、前年度で減額したものでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 失礼しました。前年比で減額となったものでございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 繰入金を減らしたということですが、それによって1人当たりの繰入金額というのは発生しているのでしょうか。あれば、繰入金額1人当たりは幾らになるか、わかればお伺いします。

○鈴木達雄委員長 浅尾委員に申し上げますけれど、繰り入れという意味というのが少し違うような気がしますけれども、どうでしょ

うか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 1人当たりの繰り入れの補助というか、お金の金額があると思うのですが、ことしは幾らになるかというのがわかるのでしょうか。

〔「繰入金ではない」と発言する者あり〕

○浅尾洋平委員 済みません。わかりました。では、質疑を変えます。済みません。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 国民健康保険の加入者が低所得者が多くなってきていると思うのですが、そういった方々にも考えて、繰入金をふやしていくという工夫や検討はされたかお伺いします。

○鈴木達雄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 軽減費につきましては、法定の軽減7割、5割、2割の軽減がございます。平成26年度におきましては、軽減基準が若干引き上げられまして、今までの軽減に比べて軽減対象者が増加する見込みでございますが、予算上では現在計上はしておりませんが、この3月末に地方税法の改正が行われ、その軽減費の基準額が見込まれるということで、26年4月におきましては軽減対象者の拡大を図っていく考えがあります。ただ、予算上では、現時点では計上してございません。

以上です。

○鈴木達雄委員長 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第44号議案 平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計予

算に対して、反対討論のほうを行います。

国保会計を悪化させている要因として、医療給付費の増加に対して国保加入者の低収入化などがあります。根本的には国保会計に対する国の補助金の削減が大きく影響しております。

また、本市の国保加入者の収入世帯を見ますと、ほとんどが低所得者であります。その中で消費税が8%。そして物価が上がる。給料が上がらない。この経済状況でこうした状況の中で、また激変緩和だけというところで一般会計からの繰り入れを減額し、国保加入者らにさらなる負担を行うことは許されません。

また、詳しくは本会議で討論いたしますが、以上で反対討論といたします。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、44号議案、賛成の立場で討論したいと思います。

国保会計、国民健康保険以外にも健康保険制度がありまして、基本的には受益者負担というそれぞれの制度で成り立っているわけですが、一般会計からの特別繰り入れがなくなった経緯については先ほど質問の中でありましたが、それまでに平成22年度から24年度にかけては年間8,000万円の特別繰り入れをし、さらに25年度は5,000万円の繰り入れをしました。つまり、これまでに2億9,000万円の一般会計から、要するにこの保健制度に関係のない人たちのお金というか、一般会計から入れるということはそういうこととなります。受益者負担の原則から反するわけですが、先ほど説明があったように、保険料率の改定の激変緩和をするために繰り入れたという経緯があります。

今後は単純に繰り入れたとか、そういう形での負担感、重圧感をなくすのではなくて、医療費の伸びを抑える形での保険料の引き下

げになるような医療費の削減、それはやはり予防医療ですとか健康診断、予防接種ワクチン等のそういった施策に重点を置くほうにお金を使うことのほうが私は正しい使い方であって、単純に繰り入れて負担を減らすというのは誤った政策だと私は思います。

よって、これを賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより、第44号議案を採決します。

賛否両論ありますので、起立による採決をいたします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木達雄委員長 起立多数と認めます。よって第44号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第45号議案 平成26年度新城市後期高齢者医療特別会計予算から、第51号議案 平成26年度新城市地域下水道事業特別会計予算までの7議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本7議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより、本7議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより、第45号議案から第51号議案までの7議案を一括して採決します。

本7議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって第45号議案から第51号議案までの7議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第52号議案 平成26年度新城市宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 第52号議案 平成26年度の新城市宅地造成事業特別会計予算であります。歳入2款財産収入、9ページであります。

不動産売却収入が前年度と比較すると大幅に減額をされています。それなりの理由があるかと思しますので、お願いしたいと思えます。

○鈴木達雄委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 歳入2款2項1目不動産売却収入につきましては、平成25年度当初予算におきましては、平成24年度末に愛知県の住宅供給公社から取得をいたしました新城市杉山地内の分譲地、サンヒル新城に関しまして、平成25年度内に全区画を東三河の宅地建物取引業の方を対象といたしました一括入札により完売する見込みを立てまして、予算全体で2億5,280万円を計上したところであります。

結果といたしまして、一括入札への参加者がお見えにならなかったため、現在は区画ごとの販売に切りかえております。現在までに全11区画中4区画を売り払うことができました。その後も複数の買い取りの問い合わせや相談が継続している状況です。

こうしたことから、年度末まで販売ができる状態を維持するために3月補正による減額を行わなかったところでございます。

先月から今月にかけても購入希望の方が工務店の方とともに相談にお見えになるなど、非常に物件の動きが流動的な状況にあります。そのうち、今月に入りまして1件の申し込みを新たにいただいたところでござい

す。

こうしたことから、平成26年度当初予算におきましては、サンヒル新城に関しまして具体的な件数に基づく売り払いの予算額は計上せず、柔軟に売り払いに対応ができるようにしたものでございます。

以上が平成25年度と比して大きく減額となった理由でございます。

引き続き早期完売に努めてまいります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員の質疑は終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより、第52号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって第52号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第53号議案 平成26年度新城市千郷財産区特別会計予算から、第72号議案 平成26年度新城市作手財産区特別会計予算までの20議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本20議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより、本20議案を一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討

論を終了します。

これより、第53号議案から第72号議案までの20議案を一括して採決します。

本20議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって第53号議案から第72号議案までの20議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第73号議案 平成26年度新城市新城市民病院事業会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、新城市民病院事業会計予算、病の4ページを見ていただきたいと思います。

今回、予算説明のときに副市長からも説明があったと思うのですが、特別損失として新たに企業会計の処理の仕方が変わった中で約10億4,400万円が病院の収損益の中から出ているということで、損益計算上、病院の4のところでは10億4,400万円余を計上してあります。

この点について、病の18のところでは退職給付引当金の関係で、「一般会計が負担する部分を除く額」と書いてあるのですが、これがどの部分を指しているかということをお尋ねさせていただきます。

○鈴木達雄委員長 天野総務企画課長。

○天野雅之総務企画課長 今回の地方公営企業会計制度の見直しの中で退職給付引当金の計上が義務づけられ、一般会計と地方公営企業会計の負担区分の明確化が必要となりました。このため、関係部署と協議し、医師・看護師などの医療職、看護助手、市民病院で独自に採用した一般行政職の職員については病院事業会計で負担することとしました。

したがって、一般会計で負担する部分は人事異動により病院職員となった一般行政

職員分を示しています。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、今回の計上が始まった特別損失、要するに直接、病院の医業に従事している方々の、1回で全員退職してもできるというか、その引当金ですので、それが約10億4,400万円必要だということで計上してあるわけです。

病院の1ページのほうを見ますと、収益から支出を見ますと約12～13億円が不足する。その主な原因が特別損失だということなのですけれども、結果的に見るとその分だけ決算上はマイナスが出てくる要素になるわけですね。

そこで、もう1点お尋ねさせていただきたいのは、貸借対照表を見ていただいてもわかりだと思うのですが、今回、固定負債のほうで退職給付費引当金が当然これは計上しないとおかしくなってくる。かわりに資本の部のほうの企業債等が資本から今度は当然固定負債になる。これも会計上の処理だと思うのですが、そうやっていきますと、非常にちょっと病院の経営も今までは自己資本率が非常によかったなと思っていたのですが、大変厳しい状況になってくる。決算上も医業収益が40億円、病院の支出のほうで54億円という形になると。

決算で今後の経営状況がどういうように、ことし1年というか、新年度を見ていくときに、この不足分をどうやって処理していくのかというところをお尋ねします。

○鈴木達雄委員長 天野総務企画課長。

○天野雅之総務企画課長 今回の見直しによりまして、今、議員がおっしゃったとおり、これまで資本の部にあったものが負債に移ったということで、経営そのものは変わらないにしても、今まで見ていた指標の見方が変わってくると。大変厳しい見方になってくるというように理解しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより、第73号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって第73号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第74号議案 平成26年度新城市水道事業会計予算及び第75号議案 平成26年度新城市工業用水道事業会計予算の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより、本2議案を一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより、第74号議案及び第75号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって第74号議案及び第75号議案の2議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後5時56分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 鈴木達雄